



市役所案内



本庁舎

〒204-8511 中里五丁目842番地

TEL 492-5111 (代表)

開庁時間

午前8時30分から午後5時まで

(土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く)

注: 市民課のみ土曜日・日曜日午前8時30分～正午、午後1時～午後5時まで開庁(開設日は隔週となっているため、市ホームページでご確認ください。)



1階市民交流スペース

午前8時30分から午後8時まで(年末年始を除く)

2階市民協働サロン兼ギャラリー

午前8時30分から午後5時まで(年末年始を除く)

4階展望ロビー

午前8時30分から午後5時まで(土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く)

市役所へのアクセス

【清瀬駅から徒歩】けやき通りを歩いて、約25分(約2km)

【バスご利用の場合】(バス乗車時間はいずれも約5分)

○西武池袋線「清瀬駅」北口バス停1番乗り場から

西武バス「志木駅南口行き」(清62) → 「清瀬市役所」下車すぐ

西武バス「台田行き」(清62-1) → 「清瀬市役所」下車すぐ

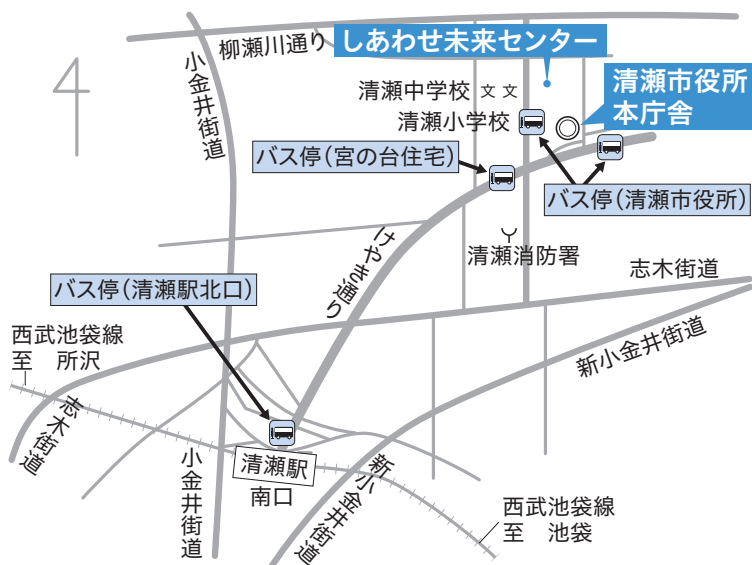
西武バス「旭が丘団地行き」(清63) → 「宮の台住宅」下車徒歩約2分

西武バス「新座営業所行き」(清63-1) → 「宮の台住宅」下車徒歩約2分

西武バス「大林組技術研究所行き」(清63-2) → 「宮の台住宅」下車徒歩約2分

○西武池袋線「清瀬駅」北口バス停3番乗り場から

西武バス「台田団地行き」(清64) → 「清瀬市役所」下車すぐ



しあわせ未来センター

〒204-8511 中里五丁目842番地

TEL 492-5111 (代表)

開庁時間

午前8時30分から午後5時まで

フロア案内

1F

子育て支援課・キッズスペース・授乳室

2F

子ども家庭支援センター・教育支援センター・教育相談室・クッキングスタジオ

3F

フィットネスルーム



市役所案内

しあわせ未来センター部署別業務時間

フロア	部署名	業務時間	月	火	水	木	金	土	日	祝日	年末年始
1階	子育て支援課	午前8時30分～午後5時						×	×	×	×
2階	子ども家庭支援センター								×	×	×
	教育支援センター							×	×	×	×
	教育相談室	午前9時～午後5時	×						×	×	×
	クッキングスタジオ	午前9時～午後5時						×	×	×	×
3階	フィットネスルーム	午前9時～午後9時 ※午前9時～午後5時	×			※		※	※	※	×

◆ 清瀬市しあわせ未来センター3階 フィットネスルームのご案内

☎ TEL 497-2391

各種トレーニングマシンを使って目的に合わせたバランスのよいトレーニングが出来ます。

【対象年齢】15歳以上の方(中学生を除く)

【業務時間】火・水・金曜日 9:00～21:00

木・土・日曜日・祝日 9:00～17:00

月曜日と年末年始は休館

【持ち物】運動できる服装、室内用シューズ、タオル、飲み物、本人確認書類

【初回トレーニングサポート】午前10時～、午後2時～、(火・水・金のみ)午後6時～

【施設使用料金】清瀬市民と、小平市・東村山市・東久留米市・西東京市に在住の方・・・300円 その他の方・・・450円

※障害者手帳をお持ちの清瀬市在住・在勤・在学の方は上記金額が半額になります。



トレーニング器具



トレーニング器具



市役所の業務案内とダイヤルイン一覧

令和7年1月1日現在

市役所の各部署へ直接電話をかけられる「ダイヤルイン(ダイヤルインサービス)」の運用を開始しております。
※担当部署が分からない場合やダイヤルイン番号が混雑している場合などは、代表番号(TEL 492-5111)におかけください。

経営政策部

※市外局番はすべて「042」です。

課名	電話番号	主な業務内容
未来創造課		
イノベーション推進係	497-1802 497-1807	市の総合計画、組織改正、行政改革、多摩北部都市広域行政圏、多摩六都科学館、定数管理、市長・副市長の秘書・渉外・交際、市の式典・表彰
人材育成係	497-1843	職員の研修計画の作成・実施、職員の福利厚生、職員の採用配置、給与等に関すること
シティプロモーション課		
プロモーション係	497-1808	広報紙、ホームページ、市政報道、掲示板、世論調査、市長への手紙、請願・陳情、シティプロモーション
郷土博物館	493-8585 493-5811	郷土博物館の収集・展示、市民の文化。芸術活動の助長、施設の管理、市史編さんに関すること
財政課		
財政係	497-1810	財政計画、予算編成、清瀬都市開発(株)、寄附金
DX推進課		
DX推進係	497-1845	自治体DX、行政・地域情報化、電子計算組織の企画・調査・研究・総合調整、社会保障・税番号制度、情報ネットワーク・セキュリティ

総務部

課名	電話番号	主な業務内容
総務課		
総務係	497-1819 497-2032	庁舎の管理、私学の指導・監督、車両管理、基幹統計調査に関すること
文書法制係	497-2031	情報公開、個人情報保護、オンブズパーソン、行政不服審査及び訴訟事務、内部統制、事務報告、法令・条例・規則等、行政資料
契約検査係	497-1840	工事・物品等の契約、入札の実施、物品・印刷製本等の購入と工事等に伴う検査
建築管財課		
管財係	497-1841	市有財産の管理、公共施設営繕業務
建築営繕係	497-1805	公共施設(学校教育施設を除く)の維持管理・保全・改修等、公共施設等総合管理計画の実行管理
防災防犯課		
防災防犯係	497-1847 497-1848	消防団、消防施設、防災計画、消防委託事務、危機管理に関すること 防犯、暴力団排除に関すること、犯罪被害者支援

市民環境部

課名	電話番号	主な業務内容
市民課		
住民係	497-2037	住民登録(住民票)、戸籍、印鑑登録・証明、市民葬儀、マイナンバー(個人番号)カード
戸籍係	497-2038	戸籍簿・除籍簿・戸籍附票の管理

課名	電話番号	主な業務内容
課税課		
市民税係(個人・法人)	497-2040	市民税・軽自動車税・法人市民税・市たばこ税、減免・証明、原動機付自転車の標識交付・廃車
市民税係(軽自動車税)	497-2041	
固定資産税係	497-2042	固定資産税・都市計画税、減免・証明
徴収課		
管理係	497-2044	収入消込、還付、市税の口座振替申込の受付、納税証明書
徴収係	497-2045	市税等の徴収業務全般
環境課		
ごみ減量推進係	497-2534	一般廃棄物処理基本計画等・収集・運搬、資源化等ごみ減量化対策
環境政策係	497-2099	環境保全、公害の調査、公害発生源の監視・指導、工場の設置・変更の許可、狂犬病、動物愛護、簡易専用水道

地域振興部

課名	電話番号	主な業務内容
産業振興課		
農政係(農業委員会事務局)	497-2052	農業振興、農業関係団体等の育成・支援(農業委員会)農地の権利移動の許可、転用の届出、農地に関すること
商工係	497-3187	商工業振興、小口事業資金融資、労働、観光
市民協働課		
協働係	497-1803	市民相談、人権相談、市民活動の支援、地域コミュニティ、まちづくり委員会、ピースエンジェルズ、平和祈念事業、多文化共生、地域センター等施設の管理
消費生活係	495-6211	消費生活相談、消費者教育・啓発、消費者活動の支援、消費者関連法に基づく調査
男女共同参画センター		
ジェンダー平等推進係	495-7002	男女平等推進の情報収集・提供・講座・講演会、施設の利用、相談受付

福祉子ども部

課名	電話番号	主な業務内容
福祉総務課		
福祉総務係	497-2056	保健・福祉施策の企画・調査、民生・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉法人の認可・指導、老人福祉法による援護、高齢者住宅、シニア(老人)クラブ、ひきこもり支援に関すること
生活福祉課		
庶務係	497-2058	生活保護費の支出等、中国残留邦人等の支援、生活困窮者自立支援事業に関すること
生活福祉係	497-2070	生活保護法に基づく援護、母子・父子、女性相談

課名	電話番号	主な業務内容
障害福祉課		
庶務係	497-2072	精神障害者保健福祉手帳、障害者(児)の手当、医療費助成に関すること
障害福祉係	497-2073	身体障害者手帳、愛の手帳、障害福祉サービスに関すること
子育て支援課		
子育て支援係	497-2088	児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、乳幼児・義務教育就学児・高校生等・ひとり親医療費の助成
保育・幼稚園係	497-2086	保育の実施・経理、保育事業の企画・調査・調整、私立幼稚園、認定こども園
母子保健係	497-2077	母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、健康教育、健康相談、保健指導、食育、歯科保健、子どもの定期・任意予防接種
子ども家庭支援センター		
子ども家庭支援係	495-7701	こども家庭センターの運営、児童虐待防止、子育て支援サービス

生涯健康部

課名	電話番号	主な業務内容
健康推進課		
健康推進係	497-2075	がん検診、高齢者の予防接種、休日診療、骨髄ドナー、医療用ウィッグ助成
成人保健係	497-2076	健康診査・健康づくりに関する相談・各種事業等
保険年金課		
国保係(資格・給付)	497-2047	国民健康保険の資格の取得・喪失、給付、診療報酬の審査、国保税の課税、特定健診・保健指導
国保係(国保税)	497-2048	
年金係	497-2049	国民年金資格の取得・喪失・種別変更、国民年金裁定請求
高齢者保険係	497-2050	後期高齢者医療制度に関すること
介護保険課		
管理係	497-2079	介護保険事業計画、介護保険の資格の取得・喪失、介護保険料
介護サービス係	497-2080	要介護認定、介護保険サービス給付
地域包括ケア係	497-2082	高齢者等の保健・福祉の総合相談、高齢者健康づくり・介護予防、権利擁護・成年後見制度

都市整備部

課名	電話番号	主な業務内容
都市計画課		
都市計画係	497-2093	都市計画、用途地域、生産緑地、都市計画審議会、開発指導、耐震助成、市営住宅、空家対策
用地係	497-2083	都市計画道路、用地取得、財産審議会、土地開発公社
道路交通課		
整備係	497-2095	道路・橋梁・交通安全施設・駅前広場等の整備に関すること
道路交通係	497-2090 497-2096	道路・橋梁・交通安全施設・駅前広場等の管理に関すること、道路等の占用許可、屋外広告物等許可、交通安全対策、市営駐車場・駐輪場管理、放置自転車撤去、鉄道・バス、交通災害共済の受付

課名	電話番号	主な業務内容
水と緑と公園課		
公園係	497-2098	公園・児童遊園の管理・改修計画、公園の占用許可
緑政係	497-3267	緑地の管理・保全・育成、自然保護
下水道課		
庶務係	497-2531	下水道事業会計、下水道使用料、下水道事業受益者負担金
施設計画係	497-2532	公共下水道の維持・管理、公共下水道の基本計画・実施計画

教育部

課名	電話番号	主な業務内容
教育企画課		
企画係	497-2537	教育委員会の会議・人事・教育予算の調整・広報誌の発行、学校の物品管理
学務係	497-2539	児童・生徒の就学、就学援助費・奨励費、学校給食・保健衛生
施設係	497-3185	学校施設の設置・廃止・転用及び処分、学校施設の調査及び統計、学校施設の維持管理・保全・改修等
新校建設係	497-2538	新校建設に係る業務
教育指導課		
指導事務係	497-2554	教科用図書の採択、学校教育の指導に関すること
教職員係	497-2553	教職員の人事・福利厚生・給与
教育支援係	就学相談 : 497-2552 SSW : 497-2552 教育相談 : 493-3526 フレンドルーム : 493-0690	教育支援センターの運営、教育相談・就学相談、特別支援教育等に関すること
生涯学習スポーツ課		
生涯学習スポーツ係	497-1815	生涯学習、社会教育団体の育成、清瀬けやきホール、清瀬内山運動公園等施設の管理、生涯スポーツ・社会体育の企画・実施、社会体育団体等の育成・援助
児童青少年係	497-2089	学童クラブの管理、青少年事業、ジュニアリーダーズクラブ、放課後子ども教室、児童センター・児童館の管理
図書館		
庶務・資料担当	492-8751	図書館の経理、施設の管理、図書館資料の選定・収集・整理
奉仕・地域図書館担当		図書館行事、相互協力

会計課		
会計係	497-2558	現金・物品の出納・保管・収入・支出の審査
選挙管理委員会事務局		
選挙係	497-2561	各種選挙の管理執行、直接請求
監査委員事務局		
監査係	497-2563	監査・出納検査
議会事務局		
庶務調査係	497-2566	議員報酬、各種調査事務、議会の広報
議事係	497-2567	議会の本会議・委員会、議案・請願・陳情、議会の傍聴、議決証明



届出・証明



戸籍

◆ 戸籍の届出

問 市民課戸籍係 TEL 497-2038

戸籍は、日本人が出生してから死亡するまでの身分法上のできごと（出生・結婚・死亡など）を記録し、個人の身分関係を明らかにするものであり、相続・年金受給・海外渡航等の諸手続きの際に使われます。このように、身分関係を公証する上で大切な働きをしている戸籍は、皆さまの届出に基づいて記録されます。

婚姻届など主な届の届出要件は次のとおりです。例えば養子縁組届など、下記以外の届の提出方法については、直接お問い合わせください。

主な届出の種類	届出期間	届出地	届出の際に持参していただくもの	届出人
出生届	生まれた日から14日以内	父・母の本籍地 届出人の所在地 出生地	出生届(出生証明書を含む)1通 母子健康手帳	父または母 同居者の順
婚姻届	届出をした時から法律上の効力が発生	夫または妻の本籍地 夫または妻の所在地	婚姻届1通	夫・妻
離婚届	同上 ※裁判離婚の場合は調停成立・審判または判決確定の日から10日以内	夫妻の本籍地 夫妻の所在地	離婚届1通 調停調書・審判書・判決の謄本など(裁判離婚の場合)	夫・妻 ※裁判離婚の場合は裁判の提起者
離婚の際に称していた氏を称する届	離婚の日から3か月以内	届出人の本籍地 届出人の所在地	離婚の際に称していた氏を称する届1通	離婚によって婚姻前の氏に復した夫または妻
入籍届	届出をした時から法律上の効力が発生	入籍者の本籍地 届出人の所在地	入籍届1通 家庭裁判所の許可書の謄本	入籍者 ※15歳未満の場合は法定代理人
転籍届	届出をした時から法律上の効力が発生	転籍者の本籍地 所在地 転籍地	転籍届1通	筆頭者およびその配偶者
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地 届出人の所在地 死亡地	死亡届(死亡診断書含む)1通	親族 同居者 家屋管理人など

※婚姻届、協議離婚届、認知届、養子縁組届、協議離縁届の際には本人確認を行っており、運転免許証等の提示を求めています。

※届書への押印は任意です。

※身分関係や氏名の変更に伴い、保険や手当てに変更が生じる場合があります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

◆ 戸籍証明書をとるには

問 市民課 TEL 497-2037、497-2038

戸籍の証明書の請求は、本籍のある市区町村の窓口で行ってください。清瀬市に本籍がある方は、本人確認できるものを持参のうえ市民課で請求してください。また一定の条件が整うときは、全国の市区町村の戸籍を清瀬市でまとめて取得することができます。

□ 広域交付 36ページ

なお、他人の戸籍の証明書の取得については、当事者間の権利の行使または義務の履行、国または地方公共団体への提出時などに限定されており、プライバシーの侵害や差別につながる不当な目的で請求することはできません。

🌻 住民登録(住民票)

転入・転出・市内転居などをした場合には、必ず届出をしましょう。届出がないと、選挙権の行使、義務教育の就学・国民健康保険への加入や給付など行政のサービスが受けられなくなります。

◆ 住所が変わるときは届出を

▶ 住所関係諸届一覧

※届出の際には、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)が必要です。

届出の種類	届出期間	持ってくる物	届出人	届出先
転入届 (市外から引っ越してきた時)	引っ越してきた日から14日以内	①転出証明書 ②国民年金手帳(加入している人) ③マイナンバーカード ※前住所で特例による転出届をした方は、マイナンバーカード(暗証番号照合による)が必要です。	本人または世帯主	市役所市民課
転居届 (市内で引っ越した時)	引っ越した日から14日以内	清瀬市から発行されている国民健康保険資格確認書又は有効期限内の国民健康保険被保険者証(加入している人) ※転居届の際にはマイナンバーカードをお持ちください。		
転出届 (市外へ引っ越す時)	引っ越しする前			
世帯変更届 (世帯主の変更等があった時)	変更のあった日から14日以内			

※電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用してオンラインでも転出届を提出できます。

◆ 各種更新手続き

住所が変わるときは届出を

印鑑登録は▶市民課住民係 TEL 497-2037

国民健康保険は▶

保険年金課国保係 TEL 497-2047、497-2048

後期高齢者医療は▶

保険年金課高齢者保険係 TEL 497-2050

国民年金は▶保険年金課年金係 TEL 497-2049

児童手当など児童関係は▶

子育て支援課子育て支援係 TEL 497-2088

生活保護関係は▶生活福祉課生活福祉係 TEL 497-2070

中国残留邦人等支援給付事業は▶

生活福祉課庶務係 TEL 497-2058

介護保険関係は▶

介護保険課管理係 TEL 497-2079

介護サービス係 TEL 497-2080

障害者関係は▶

障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

障害福祉係 TEL 497-2073

小・中学校の転校手続きは▶

教育企画課学務係 TEL 497-2539

水道の使用開始・中止・修繕のときは▶

東京都水道局多摩お客様センター

●引っ越し・契約の変更

固定電話から＝ナビダイヤル TEL 0570-091-100

携帯電話から＝TEL 548-5100またはTEL 0570-091-100

●料金・漏水修繕・その他の用件

固定電話＝ナビダイヤル TEL 0570-091-101

携帯電話＝TEL 548-5110またはTEL 0570-091-101

電気使用開始・中止のときは▶

東京電力多摩カスタマーセンター

●引っ越し・契約の変更 TEL 0120-995-661

●停電・料金等の問い合わせ TEL 0120-995-662

ガス使用開始・中止のときは▶

東京ガスお客様センター ナビダイヤル

TEL 0570-002211

ナビダイヤルをご利用できない場合 TEL 03-3344-9100

※電力・ガスの自由化に伴い、上記以外と契約している場合は、契約している会社にお問い合わせください。

◆ 住民票の写しをとるには

問 市民課住民係 TEL 497-2037

住民票の写しは、あなたが清瀬市民であることを公に証明する書類です。交付については本人確認できるものを持参のうえ、市役所市民課で申請してください。

住民票の写しは、プライバシー保護のため詳細を省略して交付します。詳細の記載が必要な場合はお申し出ください。

◆ 市民課休日窓口

問 市民課 TEL 497-2037、497-2038

仕事などの都合により、平日に来庁することができない方のために、市民課休日窓口を開設し、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明等の交付業務や住民異動届等の受け付けを行っています。

また、取扱業務につきましては、他の役所等へ確認が必要なものなど、平日と同様には取り扱えないものもありますので、ご了承ください。

【開設場所】市役所市民課

【開設日】土曜日・日曜日の開設日については隔週となっているため、事前に市ホームページでご確認ください。

【開設時間】午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

【取扱業務】以下のとおり

※休日の窓口体制は、平日と異なり勤務する職員が少ないため、お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

▶ 市民課休日窓口の主な取扱業務

- 戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書（戸籍の謄本・抄本等）
※広域交付戸籍証明書の交付はできません。
- 除籍の全部事項証明書・個人事項証明書（除籍の謄本・抄本等）
※広域交付戸籍証明書の交付はできません。
- 印鑑登録証明書
- 身分証明書
- 住民票の写しの証明（除住民票）
※広域交付住民票の写しの交付はできません。
- 戸籍の附票の写しの証明（除戸籍附票含む）
- 住民票記載事項証明書（現況届）
- 印鑑登録・廃止の申請
- 住民異動届（転入届、転出届、転居届）
※マイナンバーカードによる転入・転出の手続きはできない場合があります。
- 戸籍の届書の受け付け（戸籍法に基づく届出受理は行いませんので、受理証明書などの即日発行はできません）
- マイナンバーカードの交付等（午前8時30分～11時30分、午後1時～4時）
- 自動車臨時運行許可（仮ナンバー貸与）業務
- 課税・非課税証明書の交付
- 住民異動を伴う国民健康保険の資格取得、喪失および国民年金の住所変更に係る書類の預かり
- 住民異動を伴う介護保険の資格取得、喪失および介護保険の住所変更に係る書類の預かり
- 住民異動を伴う乳幼児医療、児童手当申請書および義務教育就学児医療申請書の預かり

〈 広告 〉

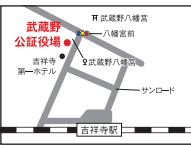
公証人

武蔵野公証役場

契約・遺言などの公正証書作成

平日 9:00～17:00

武蔵野市吉祥寺
本町2-5-11 松栄ビル4階



TEL 0422-22-6606
FAX 0422-22-7210



Kiyose City
Photo Gallery



〈 広告 〉

印章 名刺 ゴム印
はがき 封筒印刷

小池印房

はんこの事ならなんでも
ご相談ください

松山3-17-5 Pあり

TEL 042-493-3555
FAX 042-492-0956

営業時間/10:00～18:30 定休日/日曜・祝日

印鑑登録・各種証明書

◆ 印鑑登録の手続き

問 市民課住民係 TEL 497-2037

清瀬市に住民登録をされている方は、1人1個に限り印鑑(実印)の登録ができます。登録しようとする印鑑を持って、直接市役所市民課においでください。

手続きをする人	本人	代理人(病気ややむを得ないとき)
登録する印鑑のほかに必要なもの	次のいずれかの書類 ①官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真を特殊加工したものや写真にプレスや割印のあるもの(運転免許証、パスポート等) ②外国人の方は在留カードまたは特別永住者証明書 ③都内で印鑑登録している方の保証書(申請用紙に印刷されている欄に保証人の署名、登録印押印等) ※保証人が市外の場合には、その方の印鑑証明書が必要です。	●左記①②の書類のない場合本人あて郵便で照会しますので、そのなかの回答書(署名、押印等をして)と本人確認のできる書面を、照会した日から30日以内に申請された市役所市民課にお持ちください。 代理人選任届(収入印紙不要、書面は下記を参照)または委任状が必要です。登録申請について本人あて郵便で照会しますので、そのなかの回答書(署名、押印等をして)と本人確認のできる書面を、照会した日から30日以内に申請された市役所市民課にお持ちください。
登録日	即日(申請日)	回答書持参の日
備考	●登録した方に印鑑登録証(手数料150円)をお渡します。 ●回答書を代理人がお持ちになる場合は、代理人選任届(回答用紙に印刷されている欄に記入する)と本人と代理人の本人確認ができる書面が必要です。	

届出・証明

※満15歳未満は登録できません(成年被後見人の方は窓口でお問い合わせください)。

※登録する印鑑には、大きさや印刻文字に制限があります。

※登録できない印鑑:機械で大量に作られたもの(認印等)、変形しやすいもの(ゴム・合成樹脂製等)、欠損があるものや外枠がないもの、装飾の施されたもの、氏名以外の文字や記号の入ったもの、逆さ彫りのもの。

▶ 代理人選任届の書式

代理人選任届		見本
清瀬市長 殿	令和 年 月 日	
委任者	住所(登録者)	
	氏名	実印
	生年月日	
私は、下記の者を代理人として、_____の権限を委任したのでお届けします。		
代理人	住所	
	氏名	印
	生年月日	

- 下線内は(印鑑登録申請・印鑑登録廃止申請・印鑑登録証亡失届)の該当する事項を記入してください。
- 日付は選任届作成年月日。
- 印鑑は登録する印鑑。
- 便せん等を書いてください。
- 本人が直筆してください。

◆ 印鑑登録証明書を取るには

問 市民課住民係 TEL 497-2037

印鑑登録証(カード)を持って、直接市役所市民課においでください。

手続きをする人	本人	代理人
手続きに必要なもの	印鑑登録証	印鑑登録者の住所・氏名・生年月日確認と印鑑登録証(同世帯でない方は本人確認できる資料が必要です)
備考	印鑑登録証をお持ちいただかないと印鑑登録証明書は発行できません。印鑑登録証明書が必要な場合で、印鑑登録証を紛失された方は、まず「印鑑登録証亡失届」を出しいただき、改めて「印鑑登録の手続き」が必要です。	

◆ 主な証明書の種類と手数料一覧(清瀬市)

問 市民課住民係 TEL 497-2037

種類	請求場所	料金
戸籍証明書	本籍のある市区町村役場	1通450円
	除籍のある市区町村役場	1通750円
戸籍届出書の受理証明書	届出をした市区町村役場	1通350円
身分証明書	本籍のある市区町村役場	1通300円
戸籍の附票の写し		
住民票の写し		
住民票記載事項証明	住所地の市区町村役場	
不在籍・不在住証明書	該当地の市区町村役場	1通300円
印鑑登録証明書	住所地の市区町村役場	1通300円

※上記は清瀬市の手数料の金額です。手数料は各市区町村の条例等で定められています。清瀬市以外に請求するときは、電話等でご確認ください。

◆ 郵送で申請・受け取りができる証明書一覧

受け取れる書類	申込方法	受取先	問い合わせ
①戸籍証明書 ②住民票の写し等 ③現況届 ④転出証明書	手数料(定額小為替・普通小為替)と返信用封筒(切手貼付)、本人確認のできる書面の写しが必要 〒204-8511清瀬市中里5-842清瀬市役所市民課へ郵送	自宅へ郵送(住民登録地)	市民課 住民係

※上記①～③の手数料は以下のとおりです。

①の種類	手数料
戸籍の謄本・抄本	1通 450円
除籍の謄本・抄本	1通 750円
届出・申請の受理または届書その他の記載事項証明	1通 350円
届出の受理についての証明(上質紙)	1通1,400円
②・③の種類	手数料
身分証明書	1通400円
住民票の写し	
戸籍の附票の写し	
除かれた住民票の写し	
除かれた附票の写し	
住民票記載事項証明(現況届)	
戸籍の附票の記載事項証明	
埋火葬に関する証明(埋火葬許可証の写し)	
不在住証明	
不在籍証明	

◆ 広域交付

問 市民課 TEL 497-2037、497-2038

全国どこの市区町村からでも戸籍証明書、除籍証明書を交付請求できる制度です。

発行できる証明書の種類	戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本(※1)
交付時間	平日 9:00～11:00、14:00～16:00
利用できる方	顔写真付きの本人確認資料をお持ちの方(※2)
取得できる範囲	本人、配偶者、父母など直系尊属、子など直系卑属(※3)

※1 戸籍抄本及び附票は発行できません。

※2 官公署発行の免許証やマイナンバーカードなどが必要です。
顔写真のない本人確認資料の場合は利用できません。

※3 兄弟の分を請求することはできません。ただし、同一戸籍であれば可能です。
郵送請求や委任状による代理請求、第三者請求は広域交付の対象外です。

発行に時間がかかる可能性がありますので、早めの来庁をお願いいたします。詳しくはHPをご確認ください。

◆ コンビニ交付について

問 市民課住民係 TEL 497-2037

マイナンバーカードを利用して、清瀬市が発行する証明書が、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)から取得できるサービスです。

発行できる証明書の種類	住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書(※1)、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票
利用できるコンビニエンスストア等	全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、デジタルサービススポット(松山・野塩地域市民センター)等
交付時間	午前6時30分～午後11時(年末年始および機器メンテナンス時を除く) ※デジタルサービススポット(松山・野塩地域市民センター)は午前9時～午後10時(月曜日は休館のため利用不可)
利用できる方	利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方で、15歳以上の方
利用できない方	成年被後見人、15歳未満の方

※1現年度分、前年度分、前々年度分を取得できます。未申告の方は発行できません。

また、必要とする年度の1月1日および発行日現在で清瀬市に住民登録がある方に限ります。

コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です。カード作成には約1か月かかりますので、利用を希望される方はお早めにご申請ください。

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)

問 市民課住民係 TEL 497-2037

マイナンバーカードは申請することにより交付される、顔写真付ICカードです。表面に顔写真、氏名・住所・生年月日・性別、裏面にマイナンバーが記載されているので、マイナンバーの確認および身元確認のための本人確認書類としてお持ちいただけます。また、マイナンバーカードには公的個人認証(電子証明書)のサービスが標準搭載されており、e-Taxの確定申告等で文書を伴う電子申請(15歳未満の方はご利用になれません)やマイナポータルのログイン等、本人であることの認証手段としてご利用いただけます。

申請方法	個人番号通知書と一緒に送られる「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」により、郵送またはオンラインで申請(申請書の内容に変更がある場合は市民課で新しい「個人番号カード交付申請書」を取得してください)
交付場所	本庁市民課【1階:マイナンバーカード交付室】 ※交付準備ができた旨を通知書(はがき)によりお知らせします。
交付時間	平日 午前8時30分～午後4時30分 休日窓口 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時
カードの有効期限	発行日から申請者の10回目の誕生日まで(18歳未満は容姿の変化が大きいため申請者の5回目の誕生日まで)
カードの交付手数料	初回は無料(再交付は有料)
公的個人認証(電子証明書)有効期限	発行日から5回目の誕生日まで

◆ 電子申請サービス
(インターネットからの行政手続き)

問 DX推進課DX推進係 TEL 497-1845

電子申請サービスとは、市役所への各種手続き、届出、申請、申込み等を、ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットなどからオンラインで行うことができるサービスです。

引越し手続き等、国が指定する手続きは、国が提供する「ぴったりサービス」で受け付けており、各種がん健診の申込み等、清瀬市独自の手続きは、民間事業者が提供する「LoGoフォーム」で受け付けています。

対象手続きや利用方法については、清瀬市公式ホームページでご確認ください。

▶ ぴったりサービスについて

➤ URL https://www.city.kiyose.lg.jp/kurashi/todoke_shoumei/1011897.html



➤ 申請に必要なもの

- パソコン、スマートフォンまたはタブレット
- ICカードリーダー(パソコンの場合)
- マイナンバーカード(電子証明書付き)

▶ LoGoフォームについて

➤ URL https://www.city.kiyose.lg.jp/kurashi/todoke_shoumei/1011431.html



➤ 申請に必要なもの

- パソコン、スマートフォンまたはタブレット

◆ 清瀬市公開型GIS「きよせデジマップ」
(スマートフォン、パソコンを利用した情報配信サービス)

清瀬市では、公開可能な一部の地図情報等をインターネット上で分かりやすく閲覧できる公開型GIS※「きよせデジマップ」サービスを導入しています。

▶ 公開中の地図情報

地図情報テーマ

公共施設・都市計画情報・路線網図・市立公園・公共トイレ・AED設置箇所・小中学校通学区域など

公開中の地図情報は変更する場合があります。また、公開情報については、作成時期などの関係で現状と異なる場合があります。ご了承ください。

▶ 閲覧方法

清瀬市ホームページ、及び右記のQRコードから閲覧することができます。



※GISとは?…Geographic Information System(地理情報システム)の略称で、地図をデジタル化し、さまざまな情報を統合して地図情報として有効に活用できるシステムのこと(カーナビゲーション、スマートフォンの位置情報サービスも一種のGISです)



税金・年金・保険



税金

税金(市税)は市の財政を支える大切な柱です。市では、この税金をもとにいろいろな市民サービスを実施しています。

税金(市税)の種類

問 課税課市民税係 TEL 497-2040

▶ 市民税・都民税

市民税は、毎年1月1日現在、市内に住んでいる方を対象に課税されます。前年の1月から12月までの所得を基礎として、均等に賦課される「均等割」と、所得に応じて賦課される「所得割」があります。都民税も同様に市・都民税として合わせて課税されます。

市民税・都民税の申告は1月1日現在の居住地に、前年1年間の所得を3月15日までに申告をしてください。ただし、次の方は申告義務はありません。

- ①勤務先から給与支払報告書が提出されていて、他に所得がなかった方
- ②収入が公的年金のみの方(公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合は申告が必要です)
- ③同居の親族の扶養になっている方

▶ 市・都民税の均等割と所得割の税率(令和6年度)

区分		税率
均等割	市民税	3,000円
	都民税	1,000円
所得割	市民税	6%
	都民税	4%

※均等割と合わせて国税の森林環境税(1,000円)が課税されます。

▶ 法人市民税 問 課税課市民税係 TEL 497-2040

法人市民税は、市内に事務所または事業所を有する法人に課税されます。法人税(国税)として申告した法人税額を課税標準額として算出する法人税割と、資本金の金額等によって区分される均等割との合計額によって、事業年度終了の日から2か月以内に確定申告をして納めることになっています。

▶ 固定資産税・都市計画税

問 課税課固定資産税係 TEL 497-2042

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。税額は価格を基礎に計算した課税標準額に、1.4%の税率をかけて算出した額です。

また、土地および家屋の価格等を掲載した土地家屋価格等縦覧帳簿は、毎年4月1日～5月31日(土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日)の間縦覧できます。

都市計画税は、毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に固定資産税と一緒に課税されます。税額は、課税標準額に0.3%(令和6年度から令和8年度までは0.25%)をかけて算出します。

▶ 軽自動車税(種別割)

問 課税課市民税係 TEL 497-2041

毎年4月1日現在、軽自動車(原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を含む)を所有されている方に課税されます。

原動機付自転車・小型特殊自動車の手続き時、身分証明書(免許証など)の他に必要なもの

区分	販売 証明書	譲渡 証明書	廃車申告 受付書	ナンバー プレート	標識交付 証明書
新規登録	○				
廃車				○	○
名義 変更		○	○		
		○		○	○

※上記以外の手続きについては、所有する車体の種別により次表の手続き場所にお問い合わせください。

手続き場所	種別
清瀬市役所	原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕用、その他)
軽自動車検査協会多摩支所 府中市朝日町3-16-22 TEL 050-3816-3104	軽四輪自家用(乗用・貨物)、軽四輪営業用(乗用・貨物)、軽三輪
多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 TEL 050-5540-2033	二輪の小型自動車、軽二輪車

▶ 市たばこ税 問 課税課市民税係 TEL 497-2040

市内で販売されているたばこ代金には、市の財源となる税が含まれています。市内でたばこを購入すると、1箱(20本)あたり約130円の税金が市の収入として入り、貴重な財源となっています。

(広告)

在宅診療24h.
医師訪問診療と訪問看護
がん・その他の
痛みの専門診療

医療と介護が手をたずさえて…
デイサービスとiyaしの家
042-448-0533
清瀬市下清戸2-584-16

こもれび居宅介護支援事業所
ケアマネジャーへの相談は
042-497-2710
清瀬市元町1-1-9,101

医師・看護師・他職員 募集中
お問い合わせください

午前外来受付11:30まで
午後外来受付15:00まで
予約制
清瀬駅北口
ロータリー前

機能強化型在宅療養支援診療所
医療法人社団
中島医院
042 495-6727

医師 各種研修施設
清瀬市元町1-3-45
www.hospice-nakajima.com

内科・緩和ケア内科・呼吸器内科・心療内科
糖尿病内科・在宅ホスピス・アレルギー科

◆ 市税・保険料の納付方法

▶ 市税等の納期

納期は下表のとおりです。納期限については、市報でその都度お知らせします。

月区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市民税・都民税・森林環境税 (普通徴収)			●		●		●			●		
固定資産税・都市計画税		●		●					●		●	
軽自動車税 (種別割)		●										
国民健康保険税 (普通徴収)				●	●	●	●	●	●	●	●	●
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護保険料 (普通徴収)				●	●	●	●	●	●	●	●	●

▶ 市税等の納付(現金払い)は

金融機関等、郵便局、コンビニエンスストアおよび清瀬市役所をご利用ください。ご利用いただける各金融機関等は、納税(納入)通知書の裏面または市ホームページでご確認ください。

※次の場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。納付書にバーコードの印刷が無い場合{1期(納付書1枚)あたりの金額が30万円を超える場合}、納付書のコピーが訂正されている場合やバーコード部分に汚損やき損があり読み取れない場合

▶ スマートフォン決済アプリ等での納付

納付書に印刷されている「コンビニ等収納用バーコード」または「地方税統一QRコード」(eL-QR)をスマートフォンの決済アプリで読み込み、「いつでも・どこでも」清瀬市の市税等を納付することができます。コンビニエンスストアなどの窓口に向く必要はありません。

また、インターネットサイトの「地方税お支払サイト(eLTAX)」から納付書に印刷されている「地方税統一QRコード」(eL-QR)をスマートフォンやパソコン等で読み込み、クレジットカードやインターネットバンキングで清瀬市の市税等を納付することができます。

※「地方税統一QRコード」(eL-QR)で納付できるのは市税・国保税のみです。後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、育成料は、「QRコード」での納付はできませんので、ご注意ください。(納付書にQRコードは印刷されていません)

利用可能なスマートフォン決済アプリは、バーコードと「地方税統一QRコード」(eL-QR)で異なります。バーコードで利用できる決済アプリは、納税(納入)通知書の裏面または市ホームページでご確認ください。「地方税統一QRコード」(eL-QR)で利用できる決済アプリは「地方税お支払サイト(eLTAX)」でご確認ください。

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

▶ 市税等の納付は口座振替が便利です

口座振替納付は、指定した口座から納期限日に自動的に振り替えて納付することができます。納税(納入)通知書・通帳・印鑑(通帳の届出印)を持って清瀬市役所または各金融機関、郵便局で申込手続きができます。また、清瀬市役所ではペイジー口座振替受付サービスを実施しており、キャッシュカードのみでその場で口座振替の登録ができます。

口座振替・ペイジー口座振替受付サービス対応の金融機関等は市ホームページでご確認ください。

▶ 納期限後の納付は

納期限を過ぎた市税等には延滞金がかかります。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算した額が加算されます。

▶ 納付相談

生活困難や事業不振などのために、どうしても納期限までに納付できない場合には、お早めにご相談ください。

▶ 納付についての問い合わせ

- 市民税・都民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税…徴収課徴収係
- 国民健康保険税…保険年金課国保係
- 後期高齢者医療保険料…保険年金課高齢者保険係
- 介護保険料…介護保険課管理係

◆ 減額申告について

問 課税課固定資産税係 TEL 497-2042

▶ 新築住宅の減額申告

新築された住宅が、床面積の一定の要件を満たす場合は新たに課税される年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火建築物は5年度分)に限り、当該住宅に係る固定資産税額(居住部分で1戸あたり120㎡相当分までを限度)を1/2減額します。

▶ 新築された認定長期優良住宅の減額申告

新築された長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅が、床面積の一定の要件を満たす場合は、新たに課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火・準耐火建築物は7年度分)に限り、当該住宅に係る固定資産税額(居住部分で1戸あたり120㎡相当分までを限度)を1/2減額します。

▶ 住宅等改修・マンション大規模修繕に伴う減額申告

耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った家屋、また大規模修繕を行ったマンションは、工事が完了した年の翌年

度から一定期間、家屋にかかる固定資産税額が減額されます。減額申告は、施工完了日から3か月以内に行う必要がありますのでご注意ください。

種別ごとに複数の条件がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。



種別	対象家屋	工事期間	減額期間	減額割合
耐震改修	昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅	令和8年3月31日まで	1～2年度分	2分の1～3分の2
バリアフリー改修	新築された日から10年以上経過しており、高齢者、障害者等が居住している市内の住宅	令和8年3月31日まで	1年度分	3分の1
省エネ改修	平成26年4月1日以前から市内に所在する住宅	令和8年3月31日まで	1年度分	3分の1～3分の2
要安全確認計画記載建築物等の耐震改修	政府の補助を受けて耐震改修が行われた市内の家屋	令和8年3月31日まで	2年度分	2分の1
マンション大規模修繕	築20年以上で、総戸数10戸以上の市内に所在するマンション	令和7年3月31日まで	1年度分	3分の1

※減額措置については令和6年10月1日現在の状況です。適用期間等の延長・見直しがあった場合には、市ホームページにてお知らせいたします。

◆ 税の減免

▶ 市民税 問 課税課市民税係 TEL 497-2040

生活が困難で生活保護を受けている方等

▶ 固定資産税・都市計画税

問 課税課固定資産税係 TEL 497-2042

- ①生活が困難で生活保護等を受けている方
- ②災害などにより、固定資産に大きな損害を受けた方等

▶ 軽自動車税(種別割)

問 課税課市民税係 TEL 497-2041

- ①身体障害者及びその家族等が所有する軽自動車等
- ②その構造がもっぱら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等
- ③公益のために直接専用すると認められる軽自動車等

◆ 都税・国税に関する問い合わせ

▶ 都税

問 立川都税事務所(立川市錦町4-6-3) TEL 523-3171

問 小平都税支所(小平市花小金井1-6-20) TEL 464-0070

【内容】都税の納税・納付書の再発行・法人事業税・都民税申込受付・不動産取得税申告受付・自動車税減免申請・個人事業税減免申請受付・納税証明書の発行・都税に関する相談等

▶ 国税

問 東村山税務署(東村山市本町1-20-22) TEL 394-6811

【内容】確定申告・所得税・法人税・贈与税・相続税・消費税等

◆ 税務関係証明・閲覧

▶ 市税等の証明が必要なときは

市税等の証明が必要なときは、運転免許証等の本人確認ができる身分証明書を市役所へ持参してください。代理人が申請する場合は委任状が必要です。申請書はホームページからもダウンロードできます。

▶ 郵送での申請

ホームページからダウンロードした申請書(便箋等でも可)に、証明の種類・枚数・年度・証明が必要な方の氏名・ふりがな・生年月日・日中連絡の取れる電話番号・住所(現住所と清瀬市の住所)を記入してください。下記のものと同封してお送りください。

【郵送請求に必要なもの】

- ①申請書、②返信用封筒(切手貼付)、③身分証明書の写し(顔写真付きのもの)、④手数料分の定額小為替

▶ コンビニでの発行が可能です

詳細は36ページ「コンビニ交付について」をご覧ください。

▶ 市税等に関する閲覧

証明書と同様に、所定の申請書に記入してください。
※各証明に関する詳細は市ホームページをご覧ください。
か、係へお問い合わせください。

市税関係証明・閲覧手数料一覧

	内容	手数料
証明	課税・非課税証明:市・都民税 (郵送申請を除き、市民課窓口で申請)	1通300円 (コンビニ交付は1通150円)
	納税証明:市・都民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、軽自動車税(継続検査用:無料)	1通300円
	土地評価証明、土地台帳登録証明、土地公課証明、所在証明、家屋評価証明、家屋台帳登録証明、家屋公課証明、住宅用家屋証明、家屋滅失確認証明、その他証明	1通300円 (住宅用家屋証明は1,300円)
閲覧	土地台帳、家屋台帳、公図、名寄台帳、その他	1件300円

※証明・閲覧手数料は、令和6年10月1日現在の料金です。



国民年金

問 保険年金課年金係 TEL 497-2049

国民年金は、被保険者が納める保険料と国の負担金によって国が責任をもって管理運営しています。被保険者が老齢になったときやけがや病気で障害者になったりしたときなどに年金を支給し、生活の安定を図ることを目的としています。

◆ 年金加入者

▶ 必ず加入する方(強制加入)

20歳以上60歳未満で日本国内に住所を有する方(外国籍の方を含む)。

第1号被保険者: 自営業・自由業・農林漁業などの方、学生、無職の方

第2号被保険者: 厚生年金保険・共済組合に加入している方

第3号被保険者: 第2号被保険者に扶養されている配偶者

▶ 希望で加入できる方(任意加入)

60歳から65歳までの年金額を満額に近づけたい方や、受給資格期間が足りない方は、希望すれば任意加入できます。その他、外国に居住する日本国民の方(20歳以上65歳未満)が任意加入できます。

※65歳以上70歳未満で受給資格期間を満たしていない方で、昭和40年4月1日以前に生まれた方であれば任意加入ができます。

◆ 資格喪失の届出

60歳前に就職して厚生年金・共済組合に加入したときは、就職先の事業主が行う資格届により確認されますので、本人の届出は不要です。

◆ 保険料

▶ 第1号被保険者

令和7年度の保険料は、月額17,510円です。保険料は物価上昇などを考慮して毎年度改正されます。なお、将来年金を多く受けるため、月額400円の付加保険料を納めることができます。(ただし、国民年金基金に加入している方は、お申し込みできません)

保険料は納付期限から2年間を過ぎると納めることができなくなります。納め忘れを防ぐ、口座振替が便利です。2年分・1年分・半年分前納や、当月末に振り替える早割などの割引制度があります。また、クレジットカード納付もあります。

納付が困難なときは

経済的な事情などにより保険料の納付が困難な方には、前年の所得により保険料が(全額または一部)免除される制度、および50歳未満(学生は除く)の方には、納付猶予制度があります。また、学生には学生納付特例制度があります。

● 学生納付特例制度

学生(夜間部、定時制課程および通信課程の学生で、修業年限が1年以上ある学生含む)については、本人の所得が一定額以下のとき、申請して認められると、学生期間中の保険料の納付が猶予されます。

▶ 産前産後免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

▶ 第2号被保険者

厚生年金保険料または共済組合費のなかに基礎年金分として含まれています。

▶ 第3号被保険者

保険料は、配偶者が加入している年金制度から拠出されますので、ご自分で納める必要はありません(配偶者の勤務先に届出が必要です)。

手続きの種類	届出に必要なもの	備考
加入するとき・加入する種別が変わった時	年金手帳またはマイナンバーカード、右のいずれかの書類	離職票、退職証明書、社会保険資格喪失証明書
付加保険料を申し込みたい時	年金手帳またはマイナンバーカード	申し込んだ月からです。200円×納付月数が老齢基礎年金と合わせて支給になります
保険料の口座振替を希望する時	年金手帳、預金通帳、届出印	
保険料の免除・納付猶予申請(一般)	年金手帳またはマイナンバーカード	強制加入の第1号被保険者のみ(世帯の所得の制限があります)
学生納付特例制度	年金手帳またはマイナンバーカード、学生証または在学証明書	強制加入の第1号被保険者で大学・短大・専門学校および高等学校等の昼夜間部・通信制課程の学生など
産前産後免除	年金手帳またはマイナンバーカード、出産前の方は母子健康手帳または医療機関発行の証明書など出産予定日を明らかにできるもの	出産予定日の6か月前から届出できます。
障害基礎年金の請求(20歳前に初診日のある方、第1号被保険者期間中に初診日のある方)	指定された用紙が市役所年金係にあります。まずはご相談ください。	初診日までの納付要件を満たしていること(20歳前に初診日のある方は除く)。厚生年金加入中に初診日のある方は年金事務所にご相談ください。
老齢基礎年金の請求(第1号被保険者期間のみの方)	年金手帳、預金通帳、マイナンバーカード	第2号・3号期間のある方は年金事務所へ

◆ 保険料の所得控除

納めた保険料は、社会保険料控除額として所得から差し引いてもらえます。年末調整や確定申告のときには、忘れずに申告してください。なお、申告の際は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。

◆ 相談窓口

問 保険年金課年金係 TEL 497-2049
 問 武蔵野年金事務所(武蔵野市吉祥寺北町4-12-18)
 TEL 0422-56-1411

◆ 国民年金基金制度

問 全国国民年金基金(港区赤坂8-1-22NMF青山一丁目ビル9階)
 TEL 03-6804-2202、0120-65-4192

この制度は、自営業者など、国民年金だけに加入している方(第1号被保険者)のための公的な年金制度です。60～65歳の任意加入の方も加入できます。

加入すると、厚生年金や共済組合の加入者と同じように、国民年金の基礎年金に「上乗せされた年金」を受けることができます。

加入方法などについては、上記へお問い合わせください。

◆ 国民年金の給付

種類	給付の条件	年金額(令和6年度)
老齢基礎年金	10年以上保険料を納めた方(保険料免除期間など含む)に65歳から支給。希望すれば60歳から受けられますが、年金額は減額されます。	昭和31年4月2日以後生まれの方 816,000円(満額) 昭和31年4月1日以前生まれの方 813,700円(満額) 満額になる方…20歳から60歳になる40年間保険料を納付した方・満額にならない方…免除が承認された方、未納のある方
障害基礎年金	国民年金の加入中に初診日があり障害者となった場合に支給(一定の保険料納付要件および、障害等級1級・2級に該当するなどを満たしていることが必要)。20歳前の障害によって障害者になった場合は20歳から支給。この場合、本人の所得による支給制限あり。	1級 昭和31年4月2日以後生まれの方 1,020,000円+子の加算額 昭和31年4月1日以前生まれの方 1,017,125円+子の加算額 2級 昭和31年4月2日以後生まれの方 816,000円+子の加算額 昭和31年4月1日以前生まれの方 813,700円+子の加算額 子の加算額 1、2人目の子234,800円 3人目以降78,300円 (受給権者によって生計を維持している18歳未満の子(※1)または障害等級1・2級の障害の状態にある20歳未満の子)
遺族基礎年金	国民年金に加入している方や、老齢基礎年金を受ける資格のある方が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた18歳未満(障害者は20歳)の子(※1)がある妻または子に支給。死亡した方が一定の保険料納付要件を満たしていることが必要。	1.子のいる配偶者が受け取るとき 昭和31年4月2日以後生まれの方 816,000円+子の加算額 昭和31年4月1日以前生まれの方 813,700円+子の加算額 2.子が受け取るとき(次の金額を子の数で割った額が、1人当たりの額) 816,000円+2人目以降の子の加算額 1人目および2人目の子の加算額 各234,800円 3人目以降の加算額 各78,300円
寡婦年金	第1号被保険者および任意加入者として老齢基礎年金を受けられる資格のある夫が年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間(事実婚含む)が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給。	夫の第1号被保険者期間分の老齢基礎年金×3/4(付加年金は除く)(※2)
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに死亡したときにその生計を同一にしていた遺族(範囲あり)に支給。	120,000円～320,000円 なお、付加保険料を3年以上納付している場合は、8,500円が加算されます。寡婦年金を重複して受けることはできません。

- ※1 18歳未満の子は、18歳に到達する年度末まで受給できます。
 ※2 妻が老齢基礎年金を繰り下げ受給している場合は受け取れません。妻がその他の年金を受け取っている場合は選択となります。死亡一時金と重複して受け取ることはできません。

 国民健康保険

問 保険年金課国保係 TEL 497-2047、497-2048

国民健康保険(国保)は病気やけがに備えて加入者(被保険者)がお金を出し合い医療費などにあてる社会保障制度です。

東京都と清瀬市が共同保険者として国の補助とともに運営しています。国保に加入すると世帯主の方が保険税を納める義務を負います。

◆ 国保の加入・脱退等の手続き

清瀬市に住民登録をしている方(外国人は3か月を超えて在留期間のある方)で下記のいずれにも該当しない方は必ず国保に加入しなくてはなりません。

- ①職場の健康保険や国保以外の医療保険等に加入している方
 ②生活保護を受けている方

▶ 国保の手続きとご持参いただくもの

国保に加入するとき・脱退するとき・その他の変更があったときは、14日以内に届け出てください。

手続き時にご持参いただくものは、本人確認書類とマイナンバーがわかる書類に加え、次表のとおりです。

国民健康保険への加入	ご持参いただくもの
清瀬市に転入してきたとき	前住所地からの転出証明書
ほかの健康保険を抜けたとき	社会保険資格喪失証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止又は停止の通知書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳

国民健康保険の喪失(脱退)	ご持参いただくもの
他の市区町村に転出するとき	マイナ保険証又は国保の資格確認書(※)
ほかの健康保険に加入したとき	マイナ保険証又は国保と新しく加入した健康保険の資格確認書(※)
生活保護を受けるようになったとき	保護開始の通知書、マイナ保険証又は国保の資格確認書(※)
死亡したとき	マイナ保険証又は国保の資格確認書(※)

加入・喪失(脱退)以外の変更	ご持参いただくもの
住所、氏名の変更があったとき	マイナ保険証又は国保の資格確認書(※)
世帯の内容に変更があったとき	マイナ保険証又は国保の資格確認書(※)
就学のため転出するとき	マイナ保険証又は国保の資格確認書(※)、在学証明書

※資格確認書の交付を受けていない方で有効期限内の保険証をお持ちの方は、保険証をご持参ください

◆ 国民健康保険の保険税額の仕組み

国民健康保険を運営するための保険税額は、次の2項目から組み立てられ、それぞれについて個人の負担額を計算し、その合計額を世帯の1年間の保険税として決めています。

また、介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)にかかる介護保険料は、保険税に上乗せされます。

所得割: 前年の所得に応じて計算します。

均等割: 加入者数に応じて計算します。

※毎年7月中旬に、その年度の納税通知書を送付します。

納付について詳しくは39ページ「市税・保険料の納付方法」をご覧ください。

◆ 国民健康保険の給付

医療機関などでマイナ保険証または資格確認書を提示すれば、医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。

▶ 医療費の自己負担割合

小学校入学前	小学校入学後70歳未満	70歳以上75歳未満
2割	3割	2割 ※現役並み所得者は3割

▶ 療養費

下記のときには、一旦医療機関等へ医療費を全額支払後、市に申請(所定の用紙による病院の証明が必要)してください。審査のうえ、給付率に応じて療養費(保険給付分)を支給します。

【条件】(③④は医師の同意書または意見書が必要)

- ①旅行中や病気等でやむを得ず「マイナ保険証または資格確認書等」を提示できずに受診した時
- ②柔道整復師による治療(骨折・ねんざ・脱臼・打撲等)を受けた時(単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術等は対象外となります)
- ③あんま、はり、きゅうなどの施術を受けた時
- ④コルセット等の補装具をつくったり、重病人の入院や転院などの移送に車代がかかった場合(移送については、緊急的と認められない場合は対象外となります)
- ⑤海外渡航中に海外の病院等において療養等を受けた時(医師の証明書等が必要)

▶ 高額療養費

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関(同一の医療機関でも入院・歯科・外来はそれぞれ個別に計算)に支払った医療費の自己負担分が一定額を超えたとき、その超えた額が申請によりあとから高額療養費として支給されます。過去12か月以内に高額療養費の支給を受けた回数が1～3回のときと、4回目以降では自己負担限度額が異なります。

なお入院時の食事代・差額ベッド代・雑費は支給対象外です。
※マイナ保険証を使って受診した場合は、高額療養費制度における限度額(次表の限度額)を超える医療費の支払いが免除されます。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分(基礎控除後の総所得金額等)	限度額	4回目以降
ア(901万円超)	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ(600万円超)	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ(210万円超)	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ(210万円以下)	57,600円	44,400円
オ(住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

令和7年3月31日時点

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分 (住民税課税所得)	限度額		4回目以降
	外来(個人)	入院(世帯)	
現役並みⅢ (690万円以上)	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%		140,100円
現役並みⅡ (380万円以上)	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%		93,000円
現役並みⅠ (145万円以上)	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般 (145万円未満)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ(非課税で 低所得Ⅰ以外)	8,000円	24,600円	
低所得Ⅰ※	8,000円	15,000円	

令和7年3月31日時点

※低所得Ⅰ 一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

▶ 出産育児一時金

国保の被保険者が出産(妊娠12週経過後の出産・流産を含む)したときに支給されます。原則として、国保から医療機関に直接支払います。

※直接支払制度を利用していない場合は、申請してください。

【支給額】1人 50万円

▶ 葬祭費

国保の被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

【支給額】5万円

【必要なもの】マイナ保険証または資格確認書等、葬祭費の領収書または会葬礼状、振込口座のわかるもの

▶ 人間ドック受診料の助成

国保の被保険者の健康増進を図るため、人間ドック受診料の一部を助成しています。

【対象】受診日において満30歳以上で、国保税の未納のない方

【申し込み】直接検査機関に申し込み、受診料をお支払いください。

【助成回数】1人 年1回(4月1日～翌3月31日)

【助成額】受診料の1/2の額(ただし、宿泊等は3万円、そのほかは2万円を限度とします)。

◆ 保養施設の利用助成

被保険者の健康保持、増進のため保養施設の助成をしています。

【対象】被保険者で国保税の未納のない方

▶ 宿泊施設

先に宿泊施設へご予約ください。一年度中2泊まで、助成は一泊あたりの金額です。

【シーサイドいづたが】おとな(小学生以上) 2,000円

※ホームページの電子申請サービスからも申し込み可能

▶ 入浴施設

【にいざ温泉】1人年5回分、1回300円

※そのほか「数馬の湯」「もえぎの湯」「瀬音の湯」「つるつる温泉」の割引利用券もご利用ください。

☐ 電子申請サービス 37ページ

▶ その他 各種医療費の助成

□ 乳幼児の医療費の助成 62ページ

□ ひとり親家庭等の医療費の助成 62ページ

□ 義務教育就学児の医療費の助成 62ページ

問 子育て支援課子育て支援係 TEL 497-2088

□ 心身障害者の医療費の助成 57ページ

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072



後期高齢者医療制度

問 保険年金課高齢者保険係 TEL 497-2050

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害があり広域連合の認定を受けた方が対象の、都道府県単位で運営される医療制度です。東京都では「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営を行っています。

◆ 後期高齢者医療への加入・脱退について

▶ 加入するとき

異動の種類	ご持参いただくもの
75歳になったとき	特に手続きは必要ありません※1
清瀬市に転入してきたとき	前住所地発行の負担区分証明書※2・マイナンバーカード
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止通知・マイナンバーカード
障害認定を受けるとき(※3)	障害の状態を明らかにするもの(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書等)・マイナンバーカード

※1 本人が会社の健康保険等に参加していて、配偶者等が被扶養者の場合、国民健康保険等への加入手続きが必要となります。
国民健康保険の加入につきましては、保険年金課国保係までお問い合わせください。

※2 都内からの転入などの場合は、発行されないことがあります。

※3 65歳から74歳の方で障害認定を受けようとする場合は、保険年金課高齢者保険係までご相談ください。

▶ 喪失するとき

清瀬市から他の市区町村への転出や死亡した時
手続きをしなければならない異動一覧

異動の種類	ご持参いただくもの
他の市区町村に転出をしたとき	保険証・資格確認書等
生活保護を受けるようになったとき	(マイナ保険証または資格確認書※とマイナンバーカード)・生活保護開始決定通知※資格確認書の交付を受けていない方で有効期限内の保険証をお持ちの方は、保険証をご持参ください。
死亡したとき	45ページ「葬祭費の支給」参照

◆ 医療費の窓口負担や自己負担限度額

▶ 医療機関等にかかるときの自己負担割合

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に課税所得※1が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入※2」+「その他の合計所得金額※3」の合計が ●被保険者が1人………200万円以上 ●被保険者が2人以上…合計320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の課税所得がいずれも28万円未満の場合または上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

※住民税非課税世帯の方は、上記に関わらず1割負担となります。

※1 「住民税課税所得」とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。市から送付される住民税納税通知書等で確認できます(「課税標準」や「課税される所得金額」など)。

※2 「年金収入」とは、公的年金控除等を差し引く前の、公的年金等の収入金額です。
遺族年金や障害年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額(給与所得は給与所得控除後さらに10万円を控除した額、長期(短期)譲渡所得は特別控除が受けられる場合は特別控除後の額)から公的年金等に係る雑所得を差し引いた後の金額です。

1か月あたりの医療費の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 + (10割分の医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円※3>	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 + (10割分の医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円※3>	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 + (10割分の医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円※3>	
2割	一般Ⅱ	6,000円 + (10割分の医療費 - 30,000円) × 10% または18,000円のいずれか低い方(144,000円※2)	57,600円 <44,400円※3>
1割	一般Ⅰ	18,000円(144,000円※2)	57,600円 <44,400円※3>
	住民税非課税等※1	区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円

令和7年3月31日時点

※1 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方

区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

- ※2 計算期間(毎年8月1日～翌年7月31日)のうち、基準日(計算期間の末日。計算期間の途中で資格を喪失した場合は、喪失日前日)時点で自己負担額が1割または2割の方の外来(個人ごと)の自己負担の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額を高額療養費(外来年間合算)として支給します。
- ※3 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。
- この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません。

▶「限度額適用・標準負担額減額認定」「限度額認定」を受けることができる方

【自己負担割合が1割の方】

世帯員全員が住民税非課税の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けることができます。保険適用の医療費の自己負担限度額の区分Ⅰ・Ⅱが適用され、入院時の食費が減額されます。

【自己負担割合が3割の方】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合「限度額認定」を受けることができます。保険適用の医療費の自己負担限度額の現役並み所得Ⅰ・Ⅱが適用されます。

※マイナ保険証を使って受診される場合は自動的に上記の適用を受けることができます。市に申請をしていただく必要はありません。

※マイナ保険証をお持ちでなく、資格確認書をお持ちの方で、新規の方は、市役所の窓口にて申請が必要となります。

※資格確認書には、継続の場合は限度額適用の表示がされます。

◆ その他の給付金等

▶ 人間ドック受診料の助成

【対象】清瀬市の後期高齢者医療被保険者の方で、納期を経過した保険料を完納している方

【助成回数】1人年1回(4月1日～翌年3月31日)

【助成額】受診料の1/2の額(ただし、宿泊等2日以上にわたる場合は30,000円、日帰りの場合は20,000円が限度)

【申請方法】人間ドックを受診した領収書、健診結果のわかるもの、保険証、マイナ保険証または資格確認書、口座振込のため口座内容のわかるものを持参して、保険年金課高齢者保険係に申請してください。

▶ 保養施設等の利用助成 ※要事前申請

【対象】清瀬市の後期高齢者医療被保険者の方で、納期を経過した保険料を完納している方

【宿泊施設】1人年2泊まで(4月1日～翌年3月31日)

→シーサイドいづたが 1泊につき2,000円

【入浴施設】1人年5回まで(4月1日～翌年3月31日)

→ゆとりの郷にいざ温泉 1回につき300円

▶ 葬祭費の支給

清瀬市の後期高齢者医療被保険者の方が亡くなったとき、喪主(葬儀を行った方)に支給します。

【支給額】50,000円

【申請に必要なもの】

- 葬儀費用の領収書、または会葬礼状
 - 申請者の振込口座が確認できるもの
 - 亡くなった方の保険証、マイナ保険証または資格確認書
- ※相続人代表の方の印鑑が必要になる場合があります。



健康



予防接種・各種検診・健康診査・健康づくり

◆ 各種検診・健康診査

がん検診 [問](#) 健康推進課健康推進係 TEL 497-2075
 それ以外の健康診査 [問](#) 健康推進課成人保健係 TEL 497-2076

実施している検診・健康診査は次のとおりです。なお、日時等の詳細は市報やホームページでお知らせしています。

▶ 胃がん検診

40歳以上の方を対象に検診を実施しています。

▶ 大腸がん検診

40歳以上の方を対象に検診を実施しています。

▶ 肺がん検診

40歳以上の方を対象に検診を実施しています。

▶ 乳がん検診

40歳以上の女性で前年度市の乳がん検診を受診していない方を対象に検診を実施しています。

▶ 子宮がん検診

20歳以上の女性で前年度市の子宮がん検診を受診していない方を対象に検診を実施しています。



がん検診の詳細は右記QRコードからもご覧いただけます。

がん検診の詳細はこちら

▶ 30歳～39歳までの方の健康診査

30歳から39歳の方を対象に、基本健康診査を実施しています。(無料)

▶ 特定健康診査

清瀬市の国民健康保険に加入している40歳以上の方に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施しています。

▶ 後期高齢者医療健康診査

後期高齢者医療制度に加入している清瀬市民の方に特定健康診査と同じ内容の健康診査を実施しています。

〈 広告 〉

健康

東京都救急告示病院 東京都災害拠点病院 日本医療機能評価機構認定病院 地域医療支援病院 東京都がん診療連携協力病院

独立行政法人
国立病院機構

東京病院

詳しくはHPへ

東京病院

検索

●呼吸器内科 ●循環器内科 ●脳神経内科 ●眼科 ●泌尿器科 ●呼吸器外科
 ●消化器内科 ●アレルギー科 ●リウマチ科 ●整形外科 ●耳鼻咽喉科 ●内科
 ●消化器外科 ●リハビリテーション科 ●放射線科 ●緩和ケア内科 ●感染症内科 ●歯科
 ●外科 ●病理診断科

受付時間／8:30～17:15 休診日／土・日・祝日及び年末年始

☎ 042-491-2111(代)

＜地域医療連携室＞ ☎ 042-491-2934
 ＜予約受付＞ ☎ 042-491-2181

〒204-8585
 東京都清瀬市竹丘3-1-1

土・日／祝日診療 夜間診療 内科 / 小児科 / 皮膚科 / アレルギー科 / 外科

医療法人社団 Human Love
いつもジェネラルクリニック 秋津
 ALWAYS GENERAL CLINIC

「いつでも」「なんでも」「どなたでも」お気軽にご相談ください。
 小児科医も常駐しており、予防接種もお受けいただけます。
 スマホで順番取りが出来ます。お仕事帰りにもお立ち寄り頂けます。

TEL: 042-497-8608

東京都清瀬市野塩5丁目299-4
 (秋津駅南口 徒歩1分)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
10:00～21:00	/	●	/	●	/	/	/
10:00～19:00	●	/	●	/	●	●	●

医療法人社団 Human Love
いつもMRIクリニック 秋津
 ALWAYS MRI CLINIC

※ 整形外科は土日祝日含めて毎日診察
 ※ その他診療科目の診察日はホームページ
 をご確認ください
 ※ 脳神経外科は月・火・水・土に診察

TEL: 042-497-8937

東京都清瀬市野塩5丁目299-4
 (秋津駅南口 徒歩1分)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
10:00～19:00	●	●	●	●	●	●	●

※ 乳腺外科は基本的に木曜日診察
 (乳腺の受け付けは17:30まで)



▶ **健康診査(健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業)**
生活保護受給者等、保険証を持たない40歳以上の清瀬市民の方に対して、特定健康診査と同じ内容の健康診査を実施しています。

▶ **結核健診**

65歳以上の方を対象に、胸部レントゲン撮影による結核健診を実施しています。(無料)

▶ **肝炎ウイルス検診**

40歳以上で、今まで一度も検査を受けたことがない方を対象に実施しています。血液検査(無料)

▶ **成人歯科健診**

清瀬市在住の20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方を対象に、歯科健診を実施しています。

▶ **長寿歯科健診**

清瀬市在住の76歳・78歳・80歳の方を対象に歯科健診を実施しています。

◆ **予防接種**

高齢者の予防接種 **問** 健康推進課健康推進係 **TEL 497-2075**
それ以外の予防接種 **問** 子育て支援課母子保健係 **TEL 497-2077**

定期予防接種

健康状態の良い時に、かかりつけ医でできるよう個別接種となっています。(※BCGを除く)



▶ **ロタウイルスワクチン**

出生6週0日後から。(使用するワクチンによって接種期間・接種回数・接種量が異なります)

▶ **B型肝炎ワクチン**

1歳未満の間に3回接種します。

▶ **ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン**

生後2か月から5歳未満(1~4回。接種回数は初回接種開始時の年齢によって異なります)

▶ **小児用肺炎球菌ワクチン**

生後2か月から5歳未満(1~4回。接種回数は初回接種開始時の年齢によって異なります)

▶ **五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)ワクチン**

生後2か月から7歳6か月未満までの間に4回接種

初回=20日から56日の間隔で3回接種します。

追加=初回終了後6か月から18か月までの間に1回接種します。
※令和6年4月1日から四種混合ワクチンにヒブワクチンを加えた五種混合ワクチンの定期接種が開始されました。

▶ **四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)ワクチン**

生後2か月から7歳6か月未満までの間に4回接種

初回=20日から56日の間隔で3回接種します。

追加=初回終了後12か月から18か月までの間に1回接種します。

▶ **BCGワクチン**

1歳未満の間に1回接種します。

▶ **麻しん(はしか)・風しん混合ワクチン**

第1期=1歳以上2歳未満の間に1回接種します。

第2期=5歳以上7歳未満で小学校就学前年に1回接種します。

▶ **水痘ワクチン**

1歳から3歳未満の間に2回接種します。

▶ **日本脳炎ワクチン**

第1期初回=生後6か月から7歳6か月未満の間に2回接種します。

第1期追加=第1期初回終了後約1年を経過した時期で7歳6か月未満の間に1回接種します。

第2期=9歳から13歳未満の間に1回接種します。

(特例措置)平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満の間に残りの回数分接種できます。

▶ **二種混合(ジフテリア・破傷風)**

11歳から13歳未満の間に1回接種します。

▶ **子宮頸がんワクチン**

小学校6年生から高校1年生相当の女性(3回接種)

▶ **高齢者のインフルエンザワクチン**

主に65歳以上の方を対象に実施します(一部負担金あり)

▶ **高齢者の新型コロナワクチン**

主に65歳以上の方を対象に実施します(一部負担金あり)

▶ **高齢者の肺炎球菌感染症ワクチン**

主に65歳の方を対象に実施します(一部負担金あり)



▶ **高齢者の帯状疱疹ワクチン**

主に65歳の方を対象に実施します(一部負担金あり)

高齢者の
予防接種
はこちら

〈 広告 〉

**内科・循環器内科・糖尿病内科
腎臓内科・神経内科**

人工透析 ご自宅まで送迎あり
透析担当医 日本腎臓学会 腎臓専門医 鎌田 有子 日本透析医学会 透析専門医
【血液透析・腹膜透析・家庭血液透析】

清瀬博済堂クリニック

外来診療時間 9:30~13:30/14:00~17:30
受付は 初診 12:30まで/16:30まで
再診 13:00まで/17:00まで

休診日 日曜日・祝日(人工透析は日曜日)

☎042-410-0001

清瀬市竹丘2-15-15 キョセハクサイドウクリニック 検索

清瀬駅南口から
バスで10分
(花小金井行、下里団地行)
「押出し橋」下車そば
東久留米駅からも
バスアクセスあり

西都保健生活協同組合
Saito Health Co-operative Association

地域の方々と一緒にみんなで健康を守る
医療と福祉の生活協同組合です

★清瀬市をはじめ北多摩地域で事業展開中

- 医科・歯科診療所で外来・在宅医療
- 介護事業所で介護保険のサービス

※清瀬市等各種健康診断・各市予防接種・5つの診療所で実施

※楽しい健康づくり・介護予防の取り組みを地域の組合員さんと共に実施

※医療・福祉・介護・暮らし全般、困り事一緒に考えます。

生協組合員さんの新規加入募集中(現在13000人以上)
あなたのお力で楽しく活動、清瀬をより健康な街に。

【お問合せ】☎042-493-6129
清瀬市上清戸2-1-41
日本医療福祉生活協同組合連合会 加盟

ふじ井内科クリニック

内科・消化器内科

院長 藤井 守

TEL(042)493-7122

休診日 水曜・日曜・祝日

診療時間:AM9:00~PM12:30
PM3:00~PM 6:00
(土曜AM9:00~PM12:30)

☒あり(3台)
清瀬市元町1-11-14(踏切渡り左斜め入りすぐ)

任意予防接種

▶ インフルエンザワクチン(高校生以下)

【対象】生後6か月以上高校3年生相当の年齢までの子ども
(助成金あり)

▶ 男子HPVワクチン任意予防接種事業

【対象】小学校6年生以上高校1年生相当の年齢までの男子

【内容】接種費用を助成します

▶ 先天性風しん症候群発生防止対策事業

【対象】19歳以上の方のうち妊娠を希望する女性、その同居者、妊婦の同居者のいずれかに該当し、抗体検査により接種が必要と認められた方

◆ その他

問 健康推進課健康推進係 TEL 497-2075

▶ 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄移植ドナーに対し奨励金を交付します。



▶ 医療用ウィッグ・胸部補正具

購入等費用助成金交付事業

がん治療に伴う外見の変化に対するケアの支援として、医療用ウィッグなどの購入やレンタル費用の一部を助成しています。



〈広告〉

▶ 休日診療事業(内科・歯科)

日曜日・祝日・年末年始に休日診療を実施。当番医は市報と市ホームページでお知らせします。



◆ しあわせ未来センターフィットネスルーム

問 しあわせ未来センターフィットネスルーム TEL 497-2391

トレーニング1回300円。利用は15歳から。中学生不可。午前9時～午後9時開館(木・土・日曜日、祝日は午後5時まで)。月曜日、年末年始休館。



◆ 清瀬市医師会・薬剤師会・歯科医師会

医師会については、94ページをご覧ください。

薬剤師会については、98ページをご覧ください。

歯科医師会については、96ページをご覧ください。

健康の支援をしています



カイセイ調剤薬局

禁煙 介護 在宅訪問

その他、お薬について
お悩みの方はご相談下さい!!

清瀬店 ☎042-495-0065

清瀬北口店 ☎042-496-2207

清瀬駅前店 ☎042-497-1355

無菌調剤

●●http://www.kaiseipharma.jp●●

HIRANO CLINIC

平野クリニック

清瀬駅南口
徒歩1分

泌尿器科

在宅医療

歯科・
訪問診療

診察時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
AM 9:00~11:30	○	○	○	○	○	○	/
PM 1:00~3:30	○	○	○	○	○	○	

TEL 042-495-7320

訪問診療専門電話 TEL 042-496-7117

清瀬市松山1-4-19 HRNビル1・2・3階

医療法人
坂本医院
内科・精神科・心療内科

☎048-481-4839

坂本 広太	月	火	水	木	金	土
午前 9~12	○	○	○	○	○	△
午後 3~6	○			○	○	

坂本 史子※	月	火	水	木	金	土
午前 9~12			○		○	○
午後 2~5	○					

二村 園恵※	月	火	水	木	金	土
午前 10~12	○					
午後 1~5	○					

※完全予約制 ☎352-0017

埼玉県新座市菅沢1-1-36

はり・マッサージ 菅野治療院

清瀬駅
南口すぐ

受付時間 午前9:00～午後8:00

定休日 なし【完全予約制】

●当院では治療の質を維持するために
1日5名程度までの予約制をとらせて頂いております。

TEL 042-493-8703

清瀬市松山
2-6-45

至所沢 清瀬駅 南口 至池袋

★当院 小金井街道 三井住友銀行 清瀬高

●OKストア ●セブンイレブン



高齢者福祉



高齢の方へ

清瀬市は高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)に基づき、各種高齢福祉サービスを展開しています。

高齢社会の進展によるニーズの多様化・高度化により高齢者の福祉サービスは多種多様ですので、利用方法など詳しいことは担当係へお問い合わせください。

◆ 介護・健康・医療・認知症などの困りごと

問 介護保険課地域包括ケア係 TEL 497-2082

地域包括支援センターでは、総合相談、介護予防支援、権利擁護などを主な業務として、高齢者やそのご家族、地域近隣の方のさまざまな相談を受け付けています。窓口、電話相談のほか、必要に応じて訪問もできます。関係機関と連携しながら困りごとの解決に努めます。まずはお気軽にご相談ください。

[受付時間] いずれも平日午前8時30分～午後5時

▶ きよせ社協地域包括支援センター

下清戸1-212-4 清瀬市コミュニティプラザひまわり内

TEL 495-5516

【担当地域】上清戸・中清戸・下清戸・元町

▶ きよせ信愛地域包括支援センター

梅園2-3-15 特別養護老人ホーム信愛の園内

TEL 492-1850

【担当地域】竹丘・梅園・野塩・松山

▶ きよせ清雅地域包括支援センター

中里5-91-2 特別養護老人ホーム清雅苑内

TEL 495-1370

【担当地域】中里・下宿・旭が丘

▶ 清瀬市地域包括支援センター

中里5-842 清瀬市役所1階

TEL 497-2082

◆ ひとり暮らし・高齢世帯の方へのサービス

問 福祉総務課福祉総務係 TEL 497-2056

▶ 自立支援日常生活用具の給付

【利用できる方】在宅の65歳以上の方で要介護認定において「非該当」と判定された方で日常生活動作に不安のある方

【内容】自立支援に必要な日常生活用具の給付。腰掛便器(便座)・スロープ・入浴補助用具・歩行支援用具・シルバーカー等

【費用】所得に応じて費用負担があります

▶ 自立支援住宅改修費の助成

【利用できる方】65歳以上の高齢者がいる世帯で、加齢、虚弱、傷病等の身体的な理由で住宅改修が必要と認められる方。所得制限あり。改修着工前の申請が必要です。

① 住宅改修予防給付事業(介護保険 要介護認定非該当者)

本人の身体機能低下の状況と家族環境、住居環境を勘案し、必要と認められた方が利用できます(必要最小限度の改修となります)。

【内容】住宅内での転倒防止、介護予防のために必要とされている住宅改修(手すりの取り付け・段差解消・洋式便器への取り替え等)費用の助成を行います

【限度額】200,000円

② 住宅設備改修給付事業(介護保険 要支援1・2・要介護1～5認定者)

介護保険サービスの住宅改修を優先します。

【内容・限度額】浴槽の取り替え 379,000円、洗面台流し取り替え 156,000円、洋式便器への取り替え 106,000円

【費用】生計中心者の所得に応じて費用負担があります。

▶ 救急通報システム機器の貸与

【利用できる方】65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるため常に注意を要する方

救急車の出動要請をするシステムです。

【内容】無線ペンダントを貸与し協力員が駆けつける方式(消防型)と、専用通報機により警備会社派遣員が駆けつける方式(民間型)の2種類があります

【費用】所得に応じて費用負担があります

▶ 火災安全システムの給付

【利用できる方】65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯の方で、心身機能の低下により防火等の配慮が必要な方

【内容】火災警報器、自動消火装置、電磁調理器、ガス安全システムのうち1点

【費用】所得に応じて費用負担があります

▶ 高齢者住宅

1. 借り上げ住宅の提供

【利用できる方】65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯(収入などの制限があります)。

【内容】高齢者を対象に建築した共同住宅を市で借り上げて提供する住宅

【募集方法】空き室が発生した際、12月頃に市報・ホームページでお知らせします

2. 都営シルバーピア(地元割り当て)の提供

【利用できる方】65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯(配偶者は60歳以上)(所得基準などの制限があります)

【内容】都が高齢者向けに建築した都営住宅

【募集方法】地元割り当てとして空き室が発生した時に市報でお知らせします

- 都営竹丘一丁目アパート・シルバーピア 竹丘1-12-9(25世帯)
- 都営中清戸四丁目アパート・シルバーピア 中清戸4-847-6、7(50世帯)
- 都営野塩二丁目アパート・シルバーピア 野塩2-387-19(45世帯)
- 都営中里四丁目アパート・シルバーピア 中里4-1296-7、8(30世帯)

◆ 寝たきり・認知症の方へのサービス

問 福祉総務課福祉総務係 TEL 497-2056

▶ 徘徊高齢者位置探索サービス

【利用できる方】65歳以上で認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護している方

【内容】徘徊行動が心配される方に、GPS内蔵発信機を貸与。居所が分からなくなった場合、位置情報が提供されます

【費用】月額利用料の費用負担はありません。探索機を破損・紛失の場合は実費負担

▶ 紙おむつの支給

【利用できる方】在宅の65歳以上の方で、寝たきりまたはこれに準ずる状態で常時おむつを使用し、要介護認定3以上で住民税非課税の方。生活保護受給者等を除く

【内容】1か月600点(約6,000円)以内(受給者1割負担有り)。業者が直接自宅に配送します(入院中や施設入所中は支給されません)

▶ 家族介護慰労金支給事業

問 介護保険課介護サービス係 TEL 497-2080

【内容】以下の要件をすべて満たす高齢者を、過去1年間に以上自宅において介護した家族(住民税非課税世帯に属する方)に対して慰労金を支給します。(申請が必要です)

申請日の前月末日からさかのぼって1年間にわたり、

- ① 清瀬市に住所を有している
- ② 要介護度4、5の認定を受けている
- ③ 住民税非課税世帯に属する
- ④ 介護保険サービスの利用がない(年間7日間以内の短期入所サービスの利用は可)
- ⑤ 延べ90日以上医療機関への入院がない

【支給額】10万円

【申請方法】所定の申請書を清瀬市生涯健康部介護保険課介護サービス係へご提出ください。

〈 広告 〉

遺品整理 生前整理

女性のお客様に安心してご利用いただけます。

親切! いていねにおかたづけします。

お見積 無料

かたづけ こちらからお友達登録してご依頼ください

株式会社ジュリアンハーツ 東京都清瀬市元町1-15-1F

フリーコール **0800-100-6868**

東京都公安委員会 古物商許可番号 第308912321796号

電話受付時間9:00~19:00(平日・土・日・祝)

西都保健生活協同組合
Saito Health Co-operative Association
清瀬市上清戸2-1-41

「いつまでも住み慣れた地域で暮らしたい」

ケアプランセンターきずな

- ★ 介護や生活の相談(無料)
- ★ ケアプラン作成
- ★ 介護保険認定申請代行

☎ 042-496-7815

「思いやる あなたを ぞしてわたしを 生きるを支える」

さいと訪問看護ステーション 清瀬事業所

利用者様とご家族にお寄り添う看護 ☎ 042-491-1255

- ★ 病状の観察と助言
- ★ 療養上のお世話
- ★ リハビリ・環境調整
- ★ 医療処置や医療機器の管理
- ★ 終末期の看護・緩和ケア
- ★ 認知症のケア
- ★ 療養相談・介護相談

「安心、安全に生活を支える」

グループホーム虹の家

認知症の高齢者が共同生活をしながら必要な支援を受ける施設

楽しみと生きがいのある生活を営めます

☎ 042-496-7720

ご自宅へおうちがいて施術いたします。

ゆら 訪問マッサージ

健康保険適用 (要医師の同意)

TEL 042-497-2368

まちの整骨院

施術時間	月	火	水	木	金	土	日	土日祝
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○	9:00~13:00
15:00~19:30		○		○	○			

清瀬市下清戸1-23-1 **P**あり

▶ きよせオレンジガイドブック(認知症ケアパス)

問 介護保険課地域包括ケア係 **TEL 497-2082**

認知症の方やご家族がいつ、どこで、どのような医療や介護等のサービスを受ければよいかを知るためのガイドブックです。地域包括支援センターや医療機関等で配布しています。

▶ いなくなっちゃうかもリストの登録

ひとりで外出した場合に帰宅できない可能性がある方について、行方がわからなくなったときの捜索や保護された場合の親族や関係機関等への連絡を迅速に行うために「いなくなっちゃうかもリスト」を作成しています。

詳しくは、清瀬市地域包括支援センター **TEL 497-2082** へ

▶ 認知症家族介護者の交流会「ゆりの会」

認知症の方を介護しているご家族などが集まり、思いや悩みを共有したり、交流する場です。

※日時や会場は毎月1日号の市報でご確認ください。

▶ 清瀬市認知症カフェ事業「よってこカフェ」

物忘れが気になる方や認知症の方、家族介護者の方、医療・介護従事者の方、地域の方ならどなたでもご利用いただける認知症カフェです。相談員がいるのでいつでも相談ができます。詳細は市報等をご確認ください。

◆ くらしと生きがい

▶ シルバー人材センター

問 公益社団法人清瀬市シルバー人材センター **TEL 494-0903**

社会参加意欲がある健康な高齢者に対し、知識や経験に応じた働く場を提供すると共に、高齢者にふさわしいいろいろな仕事をお受けしております。お気軽にご相談ください。

▶ 東京都シルバーパスの交付

問 一般社団法人東京バス協会 **TEL 03-5308-6950**

西武バス(株)清瀬駅北口案内所にて、お申し込みください。

【対象】 満70歳以上の方(寝たきり状態の方は対象外)

【内容】 都電、都営地下鉄、都バス、都内民営バスが利用できます。(きよバスは利用できません)

【費用】 本人の住民税が課税の場合は20,510円、非課税・前年の合計所得金額が135万円以下の場合は1,000円の費用負担

▶ シニア(老人)クラブ

問 福祉総務課福祉総務係 **TEL 497-2056**

【入会資格】 おおむね60歳以上の方

【内容】 地域で生活する高齢者の自主的な組織です。シニア(老人)クラブは市内各所でさまざまな健康づくりやいきがい活動を行っています。

高齢者福祉

〈 広告 〉

介護老人保健施設 たけおか

住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、各専門職が連携しお手伝いいたします。



- * 入所
- * 短期入所
- * 通所リハビリ
- * 訪問リハビリ
- * 居宅介護支援

清瀬市竹丘2-3-21

TEL:042-491-6003



リフレンド訪問介護ステーション

20代スタッフ活躍中!!

身体介護・生活援助・自費サービス
自費サービス(大掃除、趣味活動の同行)
自費サービスだけのご利用も大歓迎!!

スタッフ大募集中!!

詳しくはHPから

HPはこちら

清瀬市松山1-41-16

TEL:042-497-8906



普通食	健康ボリューム食	幸たんぱく食
おかず 577円(税込) おかず + 648円(税込) ごはん	おかず 680円(税込) おかず + 750円(税込) ごはん	おかず 616円(税込) おかず + 686円(税込) ごはん

病気療養中など栄養価の調整が必要な方へ

おかずのみ 777円(税込) おかず+ごはん 847円(税込)

カロリー塩分調整食 透 析 食

たんぱく・塩分調整食 消化にやさしい食

スマイルケア食

- ・やわらか食(入歯・義歯等により、きざみ食が食べにくい方へ)
- ・ムース食(嚥む力、飲み込む力が弱っている方向け)

エリア西東京・東久留米・清瀬
宅配クック1・2・3
東久留米店 **高齢者向け**
TEL.042-479-0872
東久留米市南沢1-1-10

▶ 老人いこいの家・ゲートボール場

問 福祉総務課福祉総務係 TEL 497-2056

各地域に、老人いこいの家9か所、ゲートボール場6か所を設けています。

老人いこいの家一覧

梅園老人いこいの家	梅園3-17-15	松山老人いこいの家	松山1-26-1
旭が丘老人いこいの家	旭が丘2-5-4	上清戸老人いこいの家	上清戸2-12-18
竹丘老人いこいの家	竹丘2-3-1	中清戸中央老人いこいの家	中清戸2-694
中里老人いこいの家	中里1-1725-1	いなり台老人いこいの家	中清戸5-89-57
		元町老人いこいの家	元町2-9-5

ゲートボール場

元町コート	元町2-579-3	下宿コート	下宿2-524
中清戸中央コート	中清戸2-694	野塩都営広場コート	野塩2-387
		旭が丘多目的広場	旭が丘2-1

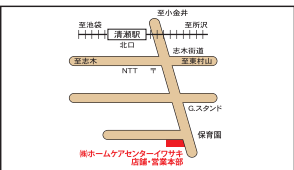
あしたの安心 介護保険

資格・保険料について 問 介護保険課管理係 TEL 497-2079
要介護認定・サービスについて 問 介護保険課介護サービス係 TEL 497-2080
介護予防サービスについて 問 介護保険課地域包括ケア係 TEL 497-2082

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして、平成12年4月から始まりました。40歳以上の方が加入者（被保険者）となり保険料を納め、介護（予防）サービスが必要となったときには、要支援・要介護認定を受けることでサービスを利用できます。詳しくは、市内公共施設で配布するパンフレットをご覧ください。

〈 広告 〉

《在宅での介護をささえる》
介護用品・福祉用具の販売とレンタルの店
株式会社
ホームケアセンターイワサキ
ご注文・お問い合わせは
TEL:042-492-3522 FAX:042-492-8889



《本社事務所》 〒204-0003 東京都清瀬市中里3-1118-1
営業時間：午前9時より午後5時まで
休業日：日曜日・祝祭日 年末年始12/31～1/4
《店舗》 営業時間：午前10時より午後6時まで
<http://www.hcc-iwasaki.co.jp>

■介護保険での居宅介護サービス
■福祉用具貸与の指定店 ■特定福祉用具販売指定店

NPO法人
健康遊技たんぽぽ
健康麻雀
お気軽にお問い合わせ下さい
営業時間 9:00～24:00
松山1-11-17 杉田ビル2階
TEL 042-495-7708

社会福祉法人上宮会グループ
特別養護老人ホーム
平成あおば上宮園
その人らしい生活を大切に
全室が1人ずつ安心して暮らせる
ユニット型個室の新しい施設
清瀬市・東村山市災害時福祉避難所指定施設



〒189-0002
東村山市青葉町一丁目7-75
Tel (042)306-4477
Mail info@aoba-jyogu.jp
HP <https://www.aoba-jyogu.jp>





心身に障害のある方へ

障害者(児)の多様化するニーズに応えるため、さまざまな福祉サービスを提供しています。福祉サービスの内容は、障害の種類・程度等により多種多様ですので、詳しくは各担当係にお問い合わせください。なお、申請にはマイナンバーカードまたは通知カードと顔写真付き身分証明書が必要となる場合があります。また、障害者(児)の権利を守るため、障害者虐待防止、差別解消にも取り組んでいます。

福祉関係の相談は

まず相談を受けながら、各種サービスを有効に活用することをおすすめします。

▶ **ホームヘルプサービス等各種在宅福祉サービス・施設入所等、心身障害者(児)・精神障害者一般相談、虐待防止、差別解消、福祉全般について**

問 障害福祉課障害福祉係 TEL 497-2073

▶ **健康増進法・母子保健法による健康について**

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

相談支援事業

障害のある方やそのご家族からの相談に応じ、必要な情報等の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、ご本人が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的としています。障害のために日常生活のお困りのことや福祉サービスの利用方法等の紹介などの支援を行います。なお、相談は無料です。サービス等利用計画の作成もしています。

主に身体障害および知的障害

問 清瀬市社会福祉協議会相談支援事業所(障害者福祉センター内) TEL 495-5513(相談直通)

主に精神障害

問 地域生活支援センター どんぐり(元町1-13-24) TEL 495-5110

▶ **身体障害者相談員(身体障害者の福祉の相談)**

地域の身体障害者相談員:長嶋潤(TEL 080-1145-8619)

▶ **知的障害者相談員(知的障害者の福祉の相談)**

地域の知的障害者相談員:菊間英子(TEL 495-0028)

▶ **民生・児童委員(地域と行政のパイプ役)**

福祉総務課福祉総務係(TEL 497-2056)

皆さんの暮らしを応援するため、国から委嘱を受けて活動しているボランティアです。

専門家ではありませんが、子どもから高齢者、障害のある方々の様々な困りごとの相談にのり、寄り添いながら関係機関に繋がります。お住まいの地域の民生・児童委員にご相談されたい方は福祉総務課へお問い合わせください。

▶ **きよせ権利擁護センター**

成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした相談支援を行っています。

問 きよせ権利擁護センター(コミュニティプラザひまわり内) TEL 495-5573

問 きよせ権利擁護センター(あいねっと) 59ページ

▶ **障害者就労支援センター ワークル・きよせ**

障害者が地域で自立して生活続けるために、就労相談、職場の開拓、求職活動の支援、準備訓練、職場実習、職場定着、離職時の調整や再チャレンジの支援、関連機関との連絡調整や日常生活上(健康管理、生活習慣、対人関係等)の問題に関する相談、助言を行いながら、障害者の働きたいという気持ちを応援します。

問 障害者就労支援センター TEL 495-0010

▶ **子どもの発達支援・交流センター とことこ**

0歳から18歳までの子どもたちと、お子さんの発達に不安を持つご家族や関係者を対象に相談支援・発達支援・地域支援を行います。

問 子どもの発達支援・交流センター 55ページ

障害福祉サービス

障害福祉サービス利用に関する相談、利用料等を含めた詳細は、障害福祉課にご相談ください。サービス等の申請には、マイナンバーカードまたは通知カードと顔写真付き身分証明書が必要となる場合があります。

【対象者】身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者・障害児等

▶ **地域生活支援事業(主なもの)**

- 意思疎通支援 ● 移動支援 ● 日常生活用具給付
- 日中一時支援

▶ **障害福祉サービス(主なもの)**

訪問系サービス

- 居宅介護(ホームヘルプ) ● 重度訪問介護
- 同行援護 ● 行動援護 ● 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- 生活介護 ● 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援 ● 就労継続支援(A型・B型)
- 療養介護 ● 短期入所(ショートステイ)

居住系サービス

- 共同生活援助(グループホーム) ● 施設入所支援

※障害の種類や程度によって利用できるサービスが異なります。

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳

▶ **身体障害者手帳**

上下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・腎臓・呼吸器・肝臓などに障害が生じた場合、身体障害者福祉法に定められた障害程度に応じて交付され、いろいろな援護を受けるための手帳です。

問 障害福祉課障害福祉係 TEL 497-2073

▶ **愛の手帳**

知的障害のある方に、障害の程度に応じて交付され、いろいろな援護を受けるための手帳です。

問 障害福祉課障害福祉係 TEL 497-2073

▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、日常生活や社会生活に制限のある方に交付され、いろいろな援護を受けるための手帳です。

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

◆ 各種手当

問 障害福祉課庶務係(障) TEL 497-2072 問 子育て支援課子育て支援係(子) TEL 497-2088

身体障害者手帳や愛の手帳の交付を受けている方に、その等級・程度により各種手当が支給されますが、所得・年齢制限などがありますので、詳しくは係へご相談ください。また、申請にはマイナンバーカードまたは通知カードと顔写真付き身分証明書が必要となる場合があります。

各種手当一覧(令和6年10月より)

制度	対象者	給付の内容等	問い合わせ先
(1) 特別児童扶養手当 (国制度)	次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養する父母または養育者 ① 重度(身体障害者手帳おおむね1・2級・3級の一部、愛の手帳1度・2度程度) ② 中度(身体障害者手帳おおむね3級・4級の一部、愛の手帳3度程度)	月額: 重度 = 55,350円、 中度 = 36,860円	障
(2) 児童手当 (国制度)	清瀬市に住所を有し、高校生年代(18歳到達年度末)までの児童を養育している方	月額: 0歳～3歳未満 = 15,000円(一律)、3歳～高校生年代前 = 10,000円(第3子以降は30,000円)	子
(3) 児童扶養手当 (国制度)	① 母(父)子家庭または養育者家庭(18歳到達年度末までの児童を養育している場合) ② 父または母が重度の障害がある場合	月額: 1人の場合 = 45,500～10,740円、第2子 = 10,750～5,380円、第3子以降 = 10,750～5,380円	
(4) 児童育成手当－育成手当 (都制度)	① 母(父)子家庭または養育者家庭 ② 父または母が、重度の障害がある場合で、18歳到達年度末までの児童を養育している保護者	月額: 1人 13,500円	
(5) 児童育成手当－障害手当 (都制度)	次のいずれかの障害がある20歳未満の児童を養育している保護者 ① 愛の手帳1度～3度程度 ② 身体障害者手帳1・2級程度 ③ 脳性まひ ④ 進行性筋萎縮症	月額: 1人 15,500円	
(6) 特別障害者手当 (国制度)	精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方	月額: 1人 28,840円	障
(7) 障害児福祉手当 (国制度)	精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方	月額: 1人 15,690円	
(8) 心身障害者福祉手当 (都制度)	20歳以上64歳以下であって、次のいずれかの障害を有する方 ① 身体障害者手帳1・2級 ② 脳性まひ ③ 進行性筋萎縮症 ④ 愛の手帳1度～3度	月額: 1人 15,500円	
(9) 重度心身障害者手当 (都制度)	次のいずれかの障害を有する方(64歳以下、最重度の方) ① 重度の肢体不自由者であって両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の方 ② 重度の知的障害者であって、身体の障害が1・2級(内部障害については1級)程度で常時特別な介護が必要な方 ③ 重度の知的障害者であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方	月額: 1人 60,000円	障
(10) 心身障害者手当 (市制度)	20歳以上64歳以下であって、次のいずれかの障害を有する方 ① 身体障害者手帳1～4級 ② 愛の手帳1～4度	月額: 1人 4,000円	
(11) 心身障害児手当 (市制度)	次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養している保護者 ① 身体障害者手帳1～4級 ② 愛の手帳1～4度	月額: 1人 4,500円	

※ 手当によって所得・年齢制限やその他の条件を設けている場合があります。詳しくはお問い合わせください。

福祉施設・センターなど

障害者福祉センター

問 上清戸1-16-62 TEL 495-5511(代表)

市内で暮らす心身に障害のある方やそのご家族などが、より充実した生活が送れるようにさまざまな支援を行っています。

相談支援事業

主に身体や知的の障害のある方とその家族を対象に生活上の困りごとや、福祉サービスの利用に関する相談支援を行います。サービス等利用計画の作成もしています。

清瀬ひまわり園(知的障害者生活介護事業)

問 清瀬市社会福祉協議会相談支援事業所(障害者福祉センター内) TEL 495-5513(相談直通)

常時介護を必要とする知的障害がある方を対象に、作業や散歩、創作活動などを通して健康で充実した毎日を過ごすことができるよう支援します。

【利用料】①障害者総合支援法に基づく利用者負担額(所得により異なります)、②その他食費等

生活介護事業所(身体障害者生活介護事業)

常時介護を必要とする身体障害がある方が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう食事や排せつ等の介護、入浴、創作活動や外出の機会を提供します。

【利用料】①障害者総合支援法に基づく利用者負担額(所得により異なります)、②その他食費等

機能訓練事業

身体機能・能力の維持向上のための訓練や相談を行っています。共生型デイサービスを行っています。

【利用料】①障害者総合支援法に基づく利用者負担額(所得により異なります)、②その他食費等

放課後等デイサービス事業(学童クラブのびのび)

小学校1年生から高校3年生までの障害のある子どもたちに、放課後および学校の長期休暇中の生活を豊かにする目的で、音楽、集団遊び、創作活動などを行っています。

【利用料】①児童福祉法に基づく利用者負担額(所得により異なります)、②その他食費等

同行援護事業

重度の視覚障害をお持ちの方が外出する際に、移動の介護、視覚情報の提供等必要な介助を行います。

【利用料】障害者総合支援法に基づく利用者負担額(所得により異なります)

移動支援事業・生活サポート事業

移動支援事業は主に知的障害をお持ちの学齢期以上の方の外出の介助を、生活サポート事業は日常生活に必要な家事に関する支援を行います。

【利用料】清瀬市地域生活支援事業実施要領に基づく利用者負担額(所得により異なります)

入浴事業

自宅での入浴が困難な在宅の身体障害がある方に、機械浴による入浴サービスを行っています。

【利用料】1回50分利用で1,000円

子どもの発達支援・交流センターとことこ

問 竹丘1-15-8 TEL 495-3030 FAX 495-3031
Eメール tocotoco@kiyose-hattatsu.jp

清瀬市在住の子どもたち本人やお子さんの発達に不安を持つご家族と関係者を対象に、相談支援・発達支援・地域支援を行います。地域のだれもが利用しやすいセンターを目指し、その他の子育てのための支援機関と協力しながら、いろいろな専門分野のスタッフがサポートします。

主な事業

相談支援

お子さんの発達に不安を感じるご家族の相談をお受けします。相談をご希望の方はまず電話で月～金曜日の午前9時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)にご連絡ください。相談は無料です。サービス等利用計画の作成もしています。

発達支援

いろいろな専門分野のスタッフ(社会福祉士・言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士・理学療法士・保育士・医師・看護師等)が、お子さん一人ひとりの発達に合わせて支援を行います。こころ・からだ・言葉などの発達のお手伝いをします。

親子グループ ～とことこひろば～

育児に不安を持つ2～3歳前後の親子でのグループ活動を行います。親子で遊ぶ経験のなかで、保護者が子育ての楽しさを実感できるよう、また、子ども同士での関わりが増えていくよう支援します。保護者の交流の場としてもご利用ください。

研修・講習

毎年、定期的に専門分野の講師を招いて、保護者・保育士・学校の先生・支援員などを対象に研修・講座を開きます。

通園サービス(児童発達支援事業)

毎日、通園するお子さんのクラスと、保育園・幼稚園に在籍しているお子さんが通えるクラスがあります。個別あるいは集団のなかで、一人ひとりの発達の特徴と個性に合わせて、発達を支えながら日常生活に必要な能力を育みます。希望者はセンターへご連絡ください。

【利用料】児童福祉法による、利用者負担があります。

◆ 市内障害者(児)施設

▶ 施設名と所在地

	主な障害	所在地	電話番号
〈通園施設〉			
日本社会事業大学附属 子ども学園	知的障害 発達障害	梅園1-2-50	491-8131
清瀬市子どもの発達支援・ 交流センター とことこ	発達障害	竹丘1-15-8	495-3030
〈放課後等デイサービス事業〉			
わかば 第1学童クラブ	身体障害 知的障害 発達障害	竹丘1-11-1 -101	493-4820
障害者福祉センター 学童クラブのびのび	知的障害 身体障害	上清戸 1-16-62	495-5511
たまみずき清瀬	知的障害 発達障害	松山2-2-15	497-8426
きずな	知的障害 発達障害	下清戸 2-518-2	497-3764
マイスペ 児童デイサービス清瀬	知的障害 発達障害	元町 1-13-20	497-8677
アプリ 児童デイサービス	知的障害 発達障害	梅園3-2-21	497-9907
ビーキッズきよせ	全般	梅園3-4-25	497-1030
AAO! エイエイオー	知的障害 発達障害	上清戸 2-3-4 1-B	497-8252
〈通所施設〉			
工房わかば	知的障害	野塩4-59-8	494-1143
わあーく! わかば	知的障害	下清戸 1-212-4	497-9623
障害者福祉センター 清瀬ひまわり園	知的障害	上清戸 1-16-62	495-5511
清瀬福祉作業所	知的障害	中清戸 3-438-1	494-2066
清瀬聖ヨハネ支援 センター	知的障害	下清戸 5-801-1	492-4141
汽車の家作業所 清瀬作業所 セルブ清瀬	身体障害 知的障害	松山2-18-2	491-1236
障害者福祉センター生活介 護事業所 機能訓練事業所	身体障害	上清戸 1-16-62	495-5511
清瀬どんぐりの家	精神障害	野塩 4-230-1	493-0210
ベーカリーショップ どんぐり	精神障害	松山 3-18-35	492-8009
就労継続支援B型事業所 マザース	知的障害 精神障害	松山 1-4-20-203	497-8620

	主な障害	所在地	電話番号
ライフパートナー こぶし清瀬事業所	知的障害	上清戸 1-15-18	497-9481
第2どんぐりの家ECO どんぐり	精神障害	下清戸 1-212-4	493-0080
スマイルアーク	全般	松山 1-12-15オリ エンタルビル	497-1735
ひだまりの里きよせ	知的障害	梅園3-1-30	497-8881
〈地域活動支援センター・相談支援〉			
清瀬市社会福祉協議会 (障害者福祉センター内)	身体・知的・発 達障害、高次 脳機能障害	上清戸 1-16-62	495-5513 (相談直通)
どんぐり地域活動支援セ ンター相談支援事業所	精神・発達 障害、高次 脳機能障害	元町 1-13-24	495-5110
すきっぷ地域活動支援 センター	身体障害 知的障害	竹丘1-11-1 -102	493-4821
〈グループホーム〉			
どんぐりハイツ	精神障害		493-7550
キキ	精神障害		491-6441
清瀬聖ヨハネケアー ビレッジ下清戸1・2	知的障害	下清戸 5-851-1	496-1100
清瀬聖ヨハネケアー ビレッジ中清戸1・2	知的障害	中清戸 2-634-1	492-1200
わかばの家うらら	知的障害	中里 4-1188-2	497-3244
わかばの家 「ラ・テル(大地)」	知的障害	野塩4-37-4	497-9891
わかばの家 「シェル・ブルー(青空)」	知的障害	野塩4-37-4	497-8382
わかばの家「アリエス」	知的障害	野塩4-37-5	497-2341
わかばの家「オリオン」	知的障害	野塩4-37-5	497-2617
ファーム竹丘1	知的障害	竹丘3-12-4	497-3637
ファーム竹丘2	知的障害	竹丘3-12-5	497-1115
カーサマリモ	身体障害	中里 5-589-2	497-1693
〈入所施設〉			
清瀬療護園	身体障害	竹丘3-1-72	493-3235
東京都清瀬喜望園	身体障害	竹丘3-1-72	493-5551
ひだまりの里きよせ	知的障害	梅園3-1-30	497-8881
〈就労支援〉			
障害者就労支援センター ワークル・きよせ	全般	上清戸 1-16-62	495-0010

◆ 医療費の助成・医療給付

▶ 更生医療

身体障害者手帳を持っている18歳以上の方に、障害の程度を軽くしたり取り除いたり、障害の進行を防止するための医療費を給付します。

問 障害福祉課障害福祉係 TEL 497-2073

▶ 心身障害者医療費助成

【対象】身体障害者手帳1・2級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害は3級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級で、年齢および所得制限基準に該当する方

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

▶ 精神障害で通院治療を受ける方へ医療費を助成

【対象】精神の病気で通院により治療を受けている方

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

▶ 養育医療(医療機関の指定有)

未熟児で次のいずれかの症状に該当する乳児を対象に、養育に必要な医療費を給付します。

- 生まれた時の体重が2,000g以下の乳児
- 生活力が特に薄弱であって、特定の症状を示すもの

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

▶ 不育症治療費助成

【助成額】不育症治療に係る医療保険適用外の費用の一部 上限1回30万円(1年度1回まで)

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

▶ 育成医療

18歳未満で肢体不自由、心臓・腎臓・視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく・小腸・肝臓・その他の先天性内臓機能障害・免疫障害のため手術等を必要とし、治療効果が期待される児童に対し、医療費の給付をします。

問 障害福祉課障害福祉係 TEL 497-2073

▶ 小児慢性特定疾病の医療費助成

【対象】18歳未満で、心疾患、膠原病、慢性腎疾患、悪性新生物(がん)などの特定疾病にかかっている方

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

▶ 難病医療費等の助成

【対象】国・都が定める難病・特殊疾病にかかっている方

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

▶ 難病疾患患者援護金

【対象】市の規則で定めた疾病に該当し、かつその疾病について、東京都の特定医療費(指定難病)受給者証等(法制番号54,82,83)を受けている方

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

▶ 原爆被爆者の方の諸手続き

被爆者、被爆者の子に対する医療費助成や各種手当等の申請を受け付け、東京都へ送付します。

問 福祉総務課福祉総務係 TEL 497-2056

▶ 大気汚染医療費助成

気管支ぜん息等の患者で東京都の基準を満たした方

問 健康推進課健康推進係 TEL 497-2075

▶ 結核医療費助成

東京都保健医療局ホームページにてご確認ください。

問 東京都多摩小平保健所 TEL 450-3111

◆ 在宅福祉サービス

問 障害福祉課障害福祉係 TEL 497-2073

▶ 居宅介護(ホームヘルプ)

心身障害者(児)や精神障害者および難病患者等で、日常生活を営むのに支障のある方にホームヘルパー等を派遣します。所得に応じて自己負担があります。

▶ 短期入所

介護をする方の病気その他の理由で居宅において介護を受けることが一時的に困難になった場合、利用することができます。所得に応じて自己負担があります。

▶ 補装具の交付と修理

身体障害者手帳所持者または難病患者等の方は、障害の部位、程度や年齢に応じて補装具の交付、および修理が受けられます。なお、補装具のなかには介護保険や医療保険の給付が優先されるものもあります。原則として一割の自己負担があります。

▶ 日常生活用具を給付

障害の種類や程度に応じて、特殊寝台・拡大読書器、ストーマ用装具など日常生活に必要な用具を現物で給付しています。原則として一割の自己負担があります。

▶ 住宅設備改善費の給付

在宅生活をしている重度の身体障害者に、その程度に応じて住宅設備改善費を給付します。原則として一割の自己負担があります。

▶ 重度身体障害者緊急通報システム

ひとり暮らし等の重度身体障害者が家庭内で病気や事故などで緊急事態に陥ったとき、通報装置を用いて警備会社等へ通報し、地域生活の安全を確保する制度です。

◆ タクシー利用料金等の助成

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

心身障害者(児)の方に6か月で19,800円を上限としてタクシー利用料金または民間移送サービス利用料金を助成します。ただし、入院中の方、施設入所している方、自動車ガソリン費の助成を受けている方は除きます。なお、本人または同一生計にある扶養義務者の所得制限があります。

◆ 自動車を運転する方に

▶ ガソリン費の補助

障害者本人の所有、または、同一世帯の介護者が所有する自動車のガソリン費のうち一部を補助します。ただし、入院中の方、施設入所している方、タクシー料金等助成を受けている方は除きます。なお、本人または同一生計にある扶養義務者の所得制限があります。

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

▶ 自動車改造費の助成

18歳以上の身体障害者手帳所持者のうち、一定の要件に該当する方が走行装置および駆動装置の改造を行う場合に、費用の一部(限度額133,900円)を助成します。ただし、本人または扶養義務者の所得制限があります。

問 障害福祉課障害福祉係 TEL 497-2073

▶ 自動車運転免許取得費の助成

18歳以上の身体障害者手帳所持者のうち、一定の要件に該当する方に免許取得費の一部(限度額164,800円)を助成します。ただし本人の所得制限があります。

問 障害福祉課障害福祉係 TEL 497-2073

◆ 障害者の公の施設の使用料等減免

制度・団体登録手続きについて 問 障害福祉課庶務係
TEL 497-2072

施設の利用について 問 各施設

一般貸出を行っている市の施設について使用料等の減免をする制度です。市営駐車場を除き、使用料等の1/2が減額されます。クリア市営駐車場は、入出庫できる時間帯のうち1時間までの全額が、また、清瀬金山緑地公園駐車場は、1時間30分までの全額が免除されます。

【対象】●団体利用の対象者

- ①市内在住・在勤・在学で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者が5名以上かつ団体の過半数の構成員であること。
 - ②団体代表者が清瀬市民であり、事務所(自宅含む)が清瀬市内にあること。
 - ③市内を中心として活動している団体であること。
- ※①～③の要件すべてを満たしたうえで市の登録を受けた場合に適用されます。

●個人利用の対象者

市内在住・在勤・在学で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本人と、施設を利用する際に同伴して介護する方が対象となり、複数いる場合は1名が対象となります。なお、市内在勤・在学の方が減免を受ける場合には、その旨を証明する書類の提示が必要です。

※減免対象となる介護者は次のとおりです。

- ▶ 身体障害者の介護者(以下のいずれかに該当する方)
 - 12歳未満で手帳の交付を受けている方の介護者
 - 手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が第1種の方の介護者
- ▶ 知的障害者の介護者
 - 介護者
- ▶ 精神障害者の介護者(下記のいずれかに該当する方)
 - 12歳未満で手帳の交付を受けている方の介護者
 - 手帳の障害等級が1級または2級の方の介護者

【対象施設】

清瀬けやきホール／松山・野塩・下宿・竹丘・中清戸・中里地域市民センター／生涯学習センター／男女共同参画センター／コミュニティプラザひまわり／消費生活センター／松山集会所／竹丘集会所／郷土博物館／清瀬市民文化センター／児童センター／しあわせ未来センター／その他対象の公園・運動施設・駐輪場など

※詳しくはお問い合わせください。

🌻 生活にお困りのときは

◆ 生活に困ったら

問 生活福祉課生活福祉係 TEL 497-2070

働いていた者の死亡・離別等や、病気・けがにより生活費や医療費に困ったときに、その困窮の程度に応じて扶助(生活保護)が受けられます。

生活保護には、下記の8種類の扶助があります。

種類	内容
生活扶助	衣食、その他、日常に必要な費用の扶助
住宅扶助	家賃、地代、住宅補修等に必要な費用の扶助
教育扶助	学童が小中学校に通うために必要な費用の扶助
医療扶助	病気やけがの治療に必要な費用の扶助
介護扶助	居宅介護、福祉用具、住宅改修等に必要な費用の扶助
出産扶助	出産に必要な費用の扶助
生業扶助	生業に必要な資金等や技能習得のための費用の扶助
葬祭扶助	葬祭に必要な費用の扶助

◆ 中国残留邦人等支援給付事業

問 生活福祉課庶務係 TEL 497-2058

中国等から永住帰国された中国残留邦人等の方で、老齢基礎年金の満額支給をされても世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に生活支援給付等(生活保護基準を準用)を行っています。中国語の分かる支援相談員を配置していますのでご相談ください。ただし、相談日についてはお問い合わせください。

◆ 生活、家計、仕事のことなどでお困りのときは

問 きよせ生活相談支援センターいっぽ TEL 495-5567

失業や離職等により生活にお困りの方を対象とした窓口を設け、無料相談を実施しております。

◆ 受験生チャレンジ支援貸付事業

問 生活福祉課庶務係 TEL 497-2058

一定所得以下の世帯に、受験生の塾費用や受験料を無利子で貸し付けします。なお、高校・大学などに入学後、申請により返済(償還)が免除されることがあります。

【対象】中学3年生・高校3年生、またはこれに準ずる方で申請年度の4月1日時点で20歳未満の方

【貸付内容】塾代＝上限200,000円、高校受験料＝上限27,400円、大学等受験料＝上限80,000円

※申込期限がありますので、事前にお電話にてお問い合わせください。また、初回相談日に申請することはできません。

社会福祉協議会 困りごとや地域活動の相談など

▶ 社協とは

社会福祉協議会(社協)は、「社会福祉法」に基づいて設置されている公益的な団体です。住民の皆さまや地域のさまざまな機関・団体と協働して、誰もが住みよいまちづくりを推進していくために、さまざまな事業を実施しています。

各種団体との連絡調整、共同募金の実施・協力、きよせボランティア・市民活動センター、きよせ権利擁護センター、きよせ社協地域包括支援センター、障害者相談支援事業、同行援護事業、移動支援事業、障害者福祉センターの運営などを行っています。

● 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会

問 下清戸1-212-4(コミュニティプラザひまわり内)
TEL 495-5333 FAX 495-5335
Eメール shakyoki116@siren.ocn.ne.jp
ホームページ www.kiyose-f.net

▶ 地域支えあい活動支援

- ささえあい活動を行う団体への助成
- サロン・見守り活動などの活動立ち上げ支援・相談
- 福祉のまちづくりに役立つ講座や講演会・地域懇談会の実施
- 「きよせふれあいまつり」など地域交流につながるイベントの実施・協力

▶ ふれんどサービス

市内在住で日常生活を営むのに支障のあるおおむね65歳以上の方(利用会員)に対して、地域でご協力いただける方(協力会員)が必要な援助を行う、住民相互の有償のたすけあいサービスです。

▶ ふれあいコール(電話訪問事業)

一人暮らしの高齢者の安否確認と孤独感の解消を図るため、平日(ご希望の日)の午前中に電話をし、お変わりがないか確認するサービスです。

▶ 車いす・備品貸出

一時的に車いすを必要としている方に対し、3か月間の範囲内で貸し出ししています。また、地域活動に必要な備品(綿菓子機、テントなど)の貸し出しも行っています。

▶ きよせ介護サポーター事業

65歳以上の市民の皆さまが、市内の指定された高齢者施設等で支援活動をした場合、その活動時間に応じて交付金(年間最大5,000円)を付与する、主に介護予防を目的とした事業です。

▶ 生活福祉資金の貸付

一時的に生活にお困りの方に対し、生活の安定と経済的自立を図るための貸付を行います。貸付金額や条件は貸付事由ごとに異なり、貸付にあたっては審査があります。

▶ 地域の福祉情報発信

社協だより(年4回発行)やホームページなどにより地域のイベント、地域福祉に関する情報を発信しています。また、サロン活動やボランティア活動を支援するためのガイドブックなども発行しています。

▶ ボランティア活動の支援

ボランティア活動のしやすい環境づくりや活動を推進するための支援をしています。

- ボランティア活動の相談、調整、紹介
- ボランティア講座、福祉教育、防災イベントの実施
- ボランティア保険、行事保険の受付

◆ きよせ権利擁護センター(あいねっと)

問 下清戸1-212-4(コミュニティプラザひまわり内)
TEL 495-5573(直通)

地域福祉権利擁護事業

判断能力が十分でない高齢者・知的障害者・精神障害者などで、適切に福祉サービスを利用することが困難な方を対象に、以下のサービスを契約に基づいて行っています。

- ① 福祉サービスの利用手続き支援・援助
- ② 日常生活に必要な事務手続き、金銭管理のお手伝い
- ③ 大切な書類等の預かり

相談は無料ですが、契約後のサービスは有料です。

成年後見制度の利用支援

申し立て手続きや、制度の使い方などについての助言や必要な支援を行います。

専門相談(予約制、無料)

- ① 福祉法律専門相談
相続、遺言、財産、福祉サービスへの苦情などで、法律的な対応や問題整理が必要な時、弁護士が相談に応じます。
- ② 成年後見専門相談
成年後見制度の利用や手続きに関することについて弁護士、司法書士、社会福祉士が相談に応じます。

権利擁護セミナー

権利擁護を図るしくみ、遺言などのテーマを設定し、学習会を行っています。また、出前講座も行っています。



子育て



妊娠・出産・育児

◆ 妊娠・出産

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

▶ 妊娠の届出と母子健康手帳の交付等

医療機関で妊娠の確定診断を受けたあと、妊娠届を子育て支援課母子保健係へ提出してください。母子健康手帳とともに、妊婦健康診査受診票等の入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします。また、妊娠届出時にはすべての妊婦さんに「スマイルベビー妊婦面接」を行っています。面接では、お一人お一人に合ったサポートの提案と育児グッズのお渡しをしています。市ホームページをご確認いただき、ご予約をお取りのうえ、しあわせ未来センターまでお越しください。

妊娠届出時に面接を受けていない場合は、予約をお取りいただき、後日、面接・育児グッズのお渡しをしています（転入の妊婦さんも対象）。

また、入院治療を必要とする妊娠高血圧症候群等の方で、低所得者の方または入院見込期間が26日以上の方には医療費の自己負担分を助成する制度があります。（詳しくは多摩小平保健所 TEL 450-3111へ）

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

▶ 赤ちゃんが生まれたら

①生まれた日を入れて14日以内に必要書類を持参し、出生届を提出してください。

☞ 戸籍関係の主な届出一覧 32ページ

問 市民課戸籍係 TEL 497-2038

②出生届とは別に、「出生通知票」を市ホームページ該当ページから電子申請にて提出してください。

お子さんが生まれて3週間以内を目安に提出をお願いします。

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

◆ こんにちは赤ちゃん事業

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

▶ 新生児訪問指導事業

出生通知票に基づいて、生後60日未満のお子さんを対象に、市から委託を受けた助産師や保健師が家庭訪問をして、赤ちゃんの育て方やお母さんの健康など日常生活全般についてのご相談をお受けします（無料）。

▶ 母子保健推進活動事業

生後4か月までの新生児訪問を受けていないお子さんを対象に、市の母子保健推進員が家庭訪問をして、お母さんと赤ちゃんの健康状態を伺い、健康診査や予防接種・各種母子保健事業をご案内します（無料）。

◆ 各種講座等

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

▶ カンタン！ワンポイント離乳食

離乳食を2回食や3回食に進めようとしている6か月～11か月児と保護者を対象に、管理栄養士が調理実演と試食、講話、相談を行っています。

▶ ステップアップ幼児食

離乳完了期ごろの乳幼児（1歳～1歳11か月児）をもつ保護者を対象に、管理栄養士が調理実演と試食、講話、相談を行っています。

▶ じいじ・ばあばのための離乳食教室

離乳開始前または、離乳期の孫を持つ祖父母等を対象に、管理栄養士が調理実演と講話、相談を行っています。

▶ 乳幼児救急講座

3歳ぐらいまでのお子さんを持つ保護者と妊娠中の方を対象に、事故の予防や家庭でできる応急手当の方法などについて講話などを行います。

▶ 親子歯みがき教室

6か月～1歳6か月児と保護者を対象に、仕上げ磨きのコツ、おやつ選び方などについてお伝えします。

〈広告〉

ようこそ 清瀬の幼稚園へ

子どもたちの
健やかな成長のために

清瀬ゆりかご

中里5-561
☎042-491-1824

認定こども園ひかり

旭が丘2-5-3
☎042-491-2218

清瀬しらうめ

野塩1-340
☎042-491-3197

清瀬たから

下清戸5-791-14
☎042-492-2222

清瀬ふじみ

中里4-1158-5
☎042-491-7603

きよせ

上清戸2-5-43
☎042-492-5213

ようちえんマップ



幼稚園のことをもっと知りたい方は、各幼稚園までお問い合わせください。

▶ 親子歯科健診

1歳6か月～4歳児と保護者を対象に、歯科定期健診、歯磨き練習、フッ素塗布(無料)などを行います。

▶ 育児講座

乳幼児の保護者、妊娠中の方を対象に、医療の専門家が、お子さんがかかりやすい病気の症状やご家庭での対処方法などについて講話を行います。

乳幼児の健康診査など

◆ 乳幼児の健康診査等

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

お子さんの健やかな発育・発達のために、次のような健康診査(健診)・相談会を行っています。母子健康手帳にも記録が残る大切な健康診査・相談会です。該当月に近くなると通知がありますので、ぜひお受けください。

健康診査の種類	対象年齢	実施場所・案内方法等
3～4か月児健康診査	満3～6か月未満	個別通知と市報とホームページでお知らせします
6～7か月児健康診査	満6～8か月未満	3～4か月児健康診査来所時に受診票をお渡しします
9～10か月児健康診査	満9～11か月未満	
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～2歳未満	個別通知と市報とホームページでお知らせします
3歳児健康診査	3歳～4歳未満	
1歳児子育て相談会	満1歳を迎えたお子さん	1歳の節目に、身体計測を実施し、保健師、管理栄養士等に子育ての相談ができます。個別通知と市報とホームページでお知らせします。

◆ 子どもの発達・発育支援

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

就学前までの発達について心配なお子さんと保護者を対象に、専門スタッフがご相談をお受けします。予約制です。

◆ 予防接種

問 子育て支援課母子保健係 TEL 497-2077

健康状態の良い時に、かかりつけ医でできるよう個別接種となっています。

※(BCGを除く)

問 予防接種 47ページ

子どもに関する相談・助成

▶ 子ども家庭相談

18歳未満の子どもとその家庭に関する相談なら何でも。お子さん自身からの相談にも応じます。

【日時】日曜日、祝日、年末年始を除く毎日午前9時～午後5時

電話、面談、訪問いずれの相談方法でも可。

問 子ども家庭支援センター TEL 495-7701

▶ 子どもの虐待についての相談・通告

虐待かなと、思ったら相談・通告を。

【日時】日曜日、祝日、年末年始を除く毎日午前9時～午後5時

問 子ども家庭支援センター TEL 495-7701

▶ 児童手当

清瀬市に住所を有し、高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの児童を養育している方に支給されます。原則として、偶数月に各前月までの2か月分を支給します。

▶ 児童育成手当

(育成手当)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、次のいずれかの状態にある児童を養育している方に支給されます。(所得制限があります)

- 父または母が離婚、死亡、生死不明の児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が重度の障害を有する児童
- 父または母が保護命令を受けた児童

〈 広告 〉

牧田産婦人科

日本産科婦人科学会認定 産婦人科専門医 院長 牧田 和也

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	／	●	●	●	●	●	／
14:00～17:00	／	●	／	※	●	／	／

※第3木曜は休診

☎048-478-1151

牧田産婦人科 **検索** **P**有り

清瀬駅北口よりバスで約12分「団地センター」下車徒歩3分
西武バス「旭が丘団地」行き・「団地」経由志木駅南口行き
新座市あたご3丁目3番17号

地域の子育て応援します

社会福祉法人 清朗会

★すみれ保育園
清瀬市中里3-1731-8
TEL042-493-0509

★せせらぎ保育園
清瀬市中里1-1704
TEL042-497-9777

社会福祉法人 清朗会 **検索**

社会福祉法人 子供の家

子供の家 法人本部
<http://www.h-kodomoioie.com/>
児童養護施設 子供の家
<http://www.kiyose-kodomoioie.com/>
自立援助ホーム あすなろ荘
<http://www.asunaro-sou.com/>
アフターケア相談所 ゆずりは
<http://www.acyuzuriha.com/>

清瀬市松山3-12-17
☎ 042-491-4876
FAX 042-491-0024

「社会的養護」にかかわるご支援、※フレンドホーム登録、月極駐車場のご利用をお受けしています。
※フレンドホーム：児童養護施設で生活する子どもを休日等にお預かりいただく制度です。

（障害手当）

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかの状態にある児童を養育している方に支給されます。（所得制限があります）

- 知的障害児で愛の手帳1・2・3度程度の児童
- 身体障害児で身体障害者手帳1・2級程度の児童
- 脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童

▶ 児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む）、次のいずれかの状態にある児童を養育している方（施設入所児は非該当）。なお、以下①～③により、手当の全部または一部が支給停止となります。

①所得制限限度額超過、②受給資格者または児童が、公的年金給付や遺族年金等を受けることができるとき、③児童が父または母に支給される公的年金給付の額の加算対象となっているとき。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が重度の障害を有する児童
- 父または母が保護命令を受けた児童

問 子育て支援課子育て支援係 TEL 497-2088

◆ 私立幼稚園等に通っている世帯への補助事業

問 子育て支援課保育・幼稚園係 TEL 497-2086

幼稚園教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園等に通っている児童の世帯に対して補助事業を行っています。幼稚園入園後に園を通して申請書を配布します。

【対象】私立幼稚園在園児

◆ 交通遺児等援護金支給制度

問 障害福祉課庶務係 TEL 497-2072

生計を維持している父、母等が交通事故により死亡したり障害者となったときに、その子ども（市内に住所を有する18歳未満の児童）に対して援護金月額4,500円を支給します。

◆ 乳幼児・義務教育就学児・高校生等の医療費の助成・医療証の交付

問 子育て支援課子育て支援係 TEL 497-2088

市内に住所を有し、医療保険に加入している乳幼児・義務教育就学児・高校生等を養育している方に、保険医療費の自己負担分を助成します。

なお、対象となる方は、「医療証」の交付申請をする必要があります。

◆ ひとり親家庭等の医療費の助成・医療証の交付

問 子育て支援課子育て支援係 TEL 497-2088

ひとり親家庭および、父または母が重度の障害がある家庭に保険医療費の自己負担分の全部またはその一部を助成します。ただし、所得制限があります。なお、対象になる方は、「医療証」の交付申請をする必要があります。

【対象】

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（障害がある場合は20歳未満）およびその児童を養育するひとり親家庭の父母、または、両親がいない児童を養育している養育者で国民健康保険または社会保険等に参加している方（この他、個人により条件があります）

＜ 広告 ＞

ひとりひとりを大切に
家庭的で暖かい
保育を目指します。

豊かな心 丈夫な体 仲良く遊ぶ

社会福祉法人清澄
きよせ保育園
清瀬市上清戸2-5-40
☎042-491-1301



体幹に特化したスポーツ教室
JPCスポーツ教室 清瀬駅前店

体操体幹トレーニングクラス (園児・小学生)		体幹トレーニングクラス (小学生～大人)	
【平日】	【土曜日】	【平日】	【土曜日】
1部 15:15～16:15	1部 8:30～9:30	4部 19:00～20:00	6部 15:30～16:30
2部 16:30～17:30	2部 9:45～10:45	5部 20:15～21:15	
3部 17:45～18:45	3部 11:00～12:00		
	4部 13:00～14:00		
	5部 14:15～15:15		

ココカラファイン 清瀬店 西武清瀬駅 西武清瀬駅 松屋 清瀬店

野島整形外科内科 東京都立 清瀬高等学校 清瀬松山店

平日 15:15～21:15 土曜 8:30～16:30
☎ 042-495-7000
〒204-0022 東京都清瀬市松山1丁目27-8

Kiyose City
Photo Gallery



◆ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

問 生活福祉課生活福祉係 TEL 492-5111 (代表)

【対象】20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父

【内容】就職のための教育訓練講座を受講した場合、その受講料の一部を支給します。

※支給条件があります。受講前に必ずご相談ください。



◆ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

問 生活福祉課生活福祉係 TEL 492-5111 (代表)

【対象】20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父

【内容】経済的自立を目指し、資格取得のために6ヶ月以上受講する場合、受講期間中の生活費の負担軽減のために訓練促進給付金等を給付します。

※支給条件があります。受講前に必ずご相談ください。



◆ 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金

問 生活福祉課生活福祉係 TEL 492-5111 (代表)

【対象】20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父、配偶者がいない女性。

【内容】目的により資金の種類が分かれており、必要な額を各資金の限度額内で貸付します。

※都内に6ヶ月以上居住(種類によっては例外あり)、所得制限など、支給条件があります。


保育

◆ 認可保育園

問 子育て支援課保育・幼稚園係 TEL 497-2086

保護者の方が就労、病気などのために保育できない場合、市内の保育園で保護者に代わって保育いたします。市ホームページに、随時募集情報などを掲載しています。

□ 保育園一覧 87ページ

◆ 一時保育

問 子育て支援課保育・幼稚園係 TEL 497-2086

保育園で一時的にお子様をお預かりする制度です。詳しくは右記QRコードをご参照ください。



◆ ファミリー・サポートきよせ

問 ファミリー・サポートきよせ TEL 492-1139

地域の子育て支援の事業です(NPO法人子育てネットワーク・ピッコロに委託)。子育ての援助を受けたい「依頼会員」と子育ての援助を行う「提供会員」からなる会員相互の援助活動です。アドバイザーが相互援助活動に関する調

整を行います。会員登録をしていただいたあと、提供会員と事前打ち合わせ(有料)が必要です。

【援助活動の内容】

- 保育園・幼稚園・学校・学童クラブなどへの送迎、その前後に子どもを預かる
- 保育園・幼稚園・学校の休みのときに、子どもを預かる
- 保護者の短時間就労、臨時就労または求職活動の場合に、子どもを預かる
- 冠婚葬祭、子どもの学校行事や買い物など、保護者の外出の場合に子どもを預かる
- 保護者の病気や急用の場合、子どもを預かる
- 病児・病後児の子どもを預かる

※上記の理由以外でも、相談により預かります。

※利用時間、料金についてはお問い合わせください。

◆ 子どもショートステイ

問 子ども家庭支援センター TEL 495-7701

市内在住の1歳6か月～18歳の児童を養育している保護者が、出産・疾病のために入院する場合、家族の介護に従事する場合、冠婚葬祭に出席する場合、育児疲れ・育児不安等で一時的に家庭での養育が困難な場合等に、宿泊又は日帰りで児童をお預かりしています。

【お預かりする場所】社会福祉法人 子供の家 ショートステイ棟「つばみ」

※利用時間・期間、料金についてはお問い合わせください。

子どもに関すること

◆ 子育て支援サービス

▶ ホームビジター派遣事業

就学前の乳幼児を養育している方で、近くに両親や親戚など頼る人がいなく、育児等の相談ができる人がそばにいてほしいと感じている家庭を対象に、ホームビジターが訪問し保護者の話を聞きながら家事や育児を一緒に取り組む事業です(NPO法人子育てネットワーク・ピッコロに委託)。週1回2時間くらいを目安に4回までの利用となります。利用料金は無料です。

問 NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ TEL 444-4533

▶ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

市内在住の、原則小学3年生以下の児童がいる母子家庭または父子家庭で、保護者やお子さんが一時的な傷病またはひとり親になった直後の日常生活にお困りのときなどに、一定の期間育児や食事の世話などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します。事前訪問が必要。

※料金についてはお問い合わせください。所得に応じた免除の制度もあります。

問 子ども家庭支援センター TEL 495-7701

▶ 多胎児家庭サポーター事業

市内に在住で、多胎児を妊娠あるいは、3歳未満を養育しているご家庭を対象に、訪問による育児等の支援を行うサポーターを派遣します。事前訪問が必要。

※料金についてはお問い合わせください。所得に応じた免除の制度もあります。

問 NPO法人ウイズアイ TEL 452-9765

▶ 子育て支援事業

1. 子育てを支援する一環として、園庭開放や園の行事の参加などを通して地域との交流を行っています。電話等による育児相談も実施しています。保育士のほかに栄養士、保健師もご相談に応じます。

各認可保育園 87ページ

2. 専用の部屋で子育てについての相談や施設開放をしています。

地域子育て支援センター「こあらルーム」 午前9時30分～午後4時(土・日曜日、祝日は除く)

問 すみれ保育園 TEL 493-0509

▶ つどいの広場

市では市内6か所で、「つどいの広場」を開設しています。それぞれ子育てアドバイザーが常駐し、子育て等の相談にお応えしています。また、子育てに関する講座など、乳幼児がいるご家庭が、子育てをより楽しめるような催しも行っています。

ころぼっくるつどいの広場

(委託先 株式会社 明日葉)

【場所】児童センター(プレイルーム)

【開催日時】午前10時～午後3時(火曜日[火曜日が祝日の場合翌日も]・年末年始を除く)

元町つどいの広場

(委託先 NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ)

【場所】清瀬けやきホール

【開催日時】午前10時～午後3時(月曜日・祝日・年末年始を除く)

竹丘つどいの広場

(委託先 NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ)

【場所】竹丘地域市民センター

【開催日時】午前10時～午後3時(月曜日・祝日・年末年始を除く)

野塩つどいの広場

(委託先 NPO法人ウイズアイ)

【場所】野塩地域市民センター

【開催日時】午前10時～午後3時(月曜日・年末年始を除く)

下宿つどいの広場

(委託先 NPO法人ウイズアイ)

【場所】下宿地域市民センター

【開催日時】午前10時～午後3時(月曜日・年末年始を除く)

梅園つどいの広場

(委託先 NPO法人ウイズアイ)

【場所】あいあいの家(NPO法人ウイズアイ事務所)

【開催日時】午前10時～午後3時(祝日以外の月曜日)

※夏季期間は開催時間の延長あり。

問 株式会社明日葉(児童センター) TEL 495-7700

問 NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ TEL 444-4533

問 NPO法人ウイズアイ TEL 452-9765

▶ 子育て講座

乳幼児(主に0～3歳)がいるご家庭(保護者とその子)を対象に、身近な地域において、気軽に立ち寄ることができ、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流できるような場所を提供しています。地域の子育て支援に関する情報提供および講座などを行っています。

◆清瀬子育てネットワーク支援事業“K-net”

子育てひろば

毎月1～2回、午前10時～午後2時、男女共同参画センター(アイレック)にて開催しています。少しの時間、子どもから離れて、ほっと一息つけるコーヒータムがあります(NPO法人子育てネットワーク・ピッコロに委託)。

講座など

中里地域ミニ子育てひろば・お母さんのリフレッシュ講座・子育てサポーター養成講座・ジュニアサポーター養成講座・子育てサポータースキルアップ研修など。

問 NPO法人子育てネットワーク・ピッコロ TEL 444-4533

◆いきいき子育て支援事業

保健師や助産師、保育士や地域のお母さんたちの協力を得ながら、さまざまな講座を提供しています(NPO法人ウイズアイに委託)。

新米ママと赤ちゃんの会・すくすく親子教室(夏休み教室)・NP連続講座・双子・三つ子の会・ベビーマッサージ・すくすくクッキング・CSP講座など。

※開催日や事業の詳細については市報や清瀬市ホームページをご覧ください。

問 NPO法人ウイズアイ TEL 452-9765

〈広告〉

KUMON

公文式 中清戸教室

算数数学
英語
国語

清瀬市中清戸5-60-3-2F

火・金 / 14:30～20:30



「できた!」の笑顔が溢れる教室です。
学ぶ楽しさを膨らませ、高い基礎学力と
学習習慣を身につけましょう。

始めるなら「今」まずは見学から

☎042-446-8853

指導者: 伊豆内(いずうち)

◆ 放課後学童クラブ

問 生涯学習スポーツ課児童青少年係 TEL 497-2089

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない小学校に就学している児童を、下校時から午後6時15分まで預かります。(学校がない日:午前8時00分～午後6時15分)

※延長育成(午後6時15分～午後7時)を希望する場合は、別途延長育成利用料が必要となります。

◆ 放課後子ども教室「まなべー」

問 生涯学習スポーツ課児童青少年係 TEL 497-2089

市立小学校に在学する1～6年生を対象に、自由に過ごせる安全安心な放課後の居場所を提供する事業です。学習アドバイザーと安全管理員を配置し自主学習や遊びを支援しています。

◆ 子どもの遊び場は安全な児童遊園などで

問 水と緑と公園課公園係 TEL 497-2098

市では、子どもたちが安全な場所で遊べるよう児童遊園などを市内各所に確保しています。市ホームページでは、地域別に設置場所を検索できるほか、地図からも探せます。下記二次元コードからご覧ください。



地域別公園一覧



地図からさがす

◆ タヤけこやけのチャイム

問 シティプロモーション課プロモーション係 TEL 497-1808

子どもたちに帰宅時間を知らせる目安として、下表の時間に「タヤけこやけ」のチャイムを放送しています。このチャイムは、季節に合わせ日没から30分前を目安に鳴らしています。

2月～4月	午後5時5分	10月	午後4時35分
5月～8月	午後6時5分	11月～1月	午後4時5分
9月	午後5時5分		

児童センター(ころぼっくる)

児童センターは、子どもたちの遊びや仲間づくりの拠点「中央児童館」と、さまざまな世代の文化活動や芸術活動の拠点となる「ころぼっくるセンター」との複合施設です。

◆ 中央児童館

問 中清戸3-235-5 TEL 495-7700

中央児童館は、子どもたちの夢を育み、遊びや仲間作りを支援していきます。また交流スペースでは、おとなのみなさまにおしゃべりを楽しんでいただくこともできます。

【開館日時】火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日も休館)を除いた毎日午前9時～午後9時(月曜日は午後5時まで)

【特別休館日】12月29日～1月3日

【施設内容】

①プレイルーム(85㎡)

就学前の乳幼児と保護者の方を対象とした遊び場で、遊具や本等があります(室内は土足禁止です)。

②遊戯室(230㎡)

体を動かして遊べる小体育館で、遊具があります(室内は土足禁止です)。正午までは乳幼児親子・午後5時までは小学生優先、午後5時以降は中高生専用です。

③卓球コーナー(1Fフロアー)

卓球台2台。小学生以上18歳までの方が利用できます。

④学習室(95㎡ 40席)

小学生以上を対象とした部屋で、静かな環境で自主学習を行えます。子どもの利用者が少ない場合には、一般の方も利用できます。

⑤図書コーナー(42㎡)

どなたでも自由にお使いいただける開放的なスペースになっています。なお、図書の貸し出しは行いません。

⑥子ども会議室(62㎡)

子どもたちがグループ活動や会議を行う際に使用できます(一般貸出は行っていない)。

⑦文化活動室1(68㎡)・2(40㎡)

文化活動室1(工作室)は、紙工作やぬりえ等の製作活動を行います。文化活動室2(和室)は、文化・芸術活動の他、絵本の読み聞かせ等を行っています(一般貸出は行っていない)。

⑧パフォーマンスルーム(60㎡)・バンドルーム(40㎡)

パフォーマンスルームはピアノ、電子ピアノが置いてあり、音楽・歌や持ち込みの楽器等の練習ができます。バンドルームは、キーボード、各種アンプやドラムセット等が用意されており、バンド練習ができます。(スタジオ内は土足禁止です)。詳細については、中央児童館へお問い合わせください。

※その他に畳コーナーや飲食コーナー、交流コーナー、子どもギャラリー等があります。

※児童館の各部屋は、原則として18歳までの方がご利用対象です。

▶ 市内の地域児童館

●野塩児童館(野塩地域市民センター内 遊戯室・第一会議室)

【利用時間】午前9時～午後7時(月曜休館)

●下宿児童館(下宿地域市民センター内 児童室)

【利用時間】午前9時～午後7時(月曜休館)

▶ ころぼっくる出前児童館事業

地域児童館および児童館のない地域の支援のため、児童厚生員を派遣し、遊びや工作等の児童館活動を提供しています。

●竹丘出前事業

【場所】竹丘地域市民センター 第二集会室

【開催日時】毎月第2・第4日曜日 午後1時30分～午後4時30分

※都合により中止の場合あり。

◆ ころぼっくるセンター

問 ころぼっくるセンター TEL 495-7700

ころぼっくるセンターは、市民の学習、文化および芸術活動を行うための施設の貸し出しを行います。

【開館日時】火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日も併せて休館)を除いた毎日午前9時～午後10時(月曜日は午後5時まで)

【特別休館日】12月29日～1月3日

【施設内容】

①ホール(263㎡)

椅子と舞台を収納しての平面利用も可能です。
※客席数205席。うち親子席3席を含みます。

②控室1・2(30㎡)

ホール利用者に貸し出している部屋です。
※パーティションで2部屋に仕切れます。

③会議室(61㎡)

会議、サークル活動の場所として使用できます。(飲食はできません)

【使用申請方法】公共施設予約情報管理システムでの使用予約が必要です。

【使用時間】午前9時～正午 午後1時～5時

午後6時～10時(月曜日は午後5時まで)

公共施設予約情報管理システム 72ページ

施設使用料

施設	利用時間(使用料)				面積 (㎡)	定員 (人)
	【午前】 午前9時～正午	【午後】 午後1時～午後5時	【夜間】 午後6時～午後10時	【全日】 午前9時～午後10時		
ホール	平日	3,700円	5,000円	7,000円	14,100円	263
	土曜・日曜・祝日	4,500円	6,000円	8,300円	16,900円	
控室1	200円	300円	400円	800円	15	6
控室2	200円	300円	400円	800円	15	6
会議室	900円	1,200円	1,600円	3,300円	61	30
その他 (付帯割増)	市外使用料		基本使用料に5割を加算した額			
	飲食利用料(ホール)		基本使用料(市外使用料)に2割を加算した額			
	使用時間延長料(1時間)		基本使用料(市外使用料)に3割を加算した額			
	入場料徴収料		基本使用料(市外使用料)に下記の割合を加算した額(1人につき499円以下=2割、500～999円=5割、1000円以上=8割)			

〈 広告 〉

ジュニアレッスン開校中!
一般スクール生随時募集中

KIYOSE GOLF CENTER

清瀬ゴルフセンター
140ヤード打ちっ放し
36打席・駐車場完備
営業時間 7時～23時

清瀬市中里1-1682

TEL (042) 493-4521
<http://www.kiyosegolf.com/>



Kiyose City Photo Gallery



公共施設利用ガイド



☐ 公共施設の利用方法 72ページ

※各施設における使用料金表の利用時間には、準備および原状回復の時間が含まれています。ご注意ください。

🌻 市民センターなど

◆ 市民協働プラザ

多様化する市民活動に対応しつつ、市民協働によるまちづくりの推進を図ることで、さらなる市民交流を促すことを目的に、以下の3センターの施設及び機能を集約してアミュービル4Fから7Fまでを市民協働プラザと位置づけています。

【構成】(1)男女共同参画センター

(2)生涯学習センター

(3)消費生活センター

◆ 男女共同参画センター

☎ 元町1-2-11市民協働プラザ4F TEL 495-7002

「アイレック」の愛称で親しまれている男女共同参画センターは、すべての人が仕事・家庭・地域の活動、その他あらゆる分野に平等に参画することを進めるための施設です。市民参画によって「各種講座」「アイレックまつり」等を行うほか、相談室ではさまざまな女性の悩みの相談に応じています。学習・交流スペース、保育室、授乳室、おむつ替えコーナー、会議室、図書資料コーナーなどもあります。

☐ アイレック相談 84ページ

【開館時間】午前9時から午後10時まで

【休館日】月曜日および12月29日から1月4日まで

施設利用料金表

施設	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～18時	9時～22時	定員(人)	面積(m ²)
	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日		
会議室1	1,100	1,500	2,100	2,600	3,600	4,200	24	63.5
会議室2	900	1,200	1,700	2,100	2,900	3,400	24	50.3

《備考》

各時間帯を通して使う場合は使用料が一部異なります。会議室1・2は仕切りを取り、オープンにしてお使いいただくこともできます。

◆ 生涯学習センター

☎ 元町1-2-11市民協働プラザ5～7F TEL 495-7001

清瀬駅北口のアミュービル内の生涯学習センターは、市民の文化・学習活動の拠点施設です。生涯学習振興のため各種講座や講演会、施設の貸し出しなどを行っています。各種催しを行うアミューホール(多目的ホール)や講座室・会議室・集会室(和室)があります。

【開館時間】午前9時から午後10時まで

【休館日】月曜日および12月29日から1月4日まで

施設利用料金表

室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	定員(人)	面積(m ²)
	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日		
講座室1	1,700	2,300	3,200	4,000	5,500	6,500	64	94.4
講座室2	1,100	1,400	2,000	2,500	3,400	4,100	37	58.6
講座室3	800	1,100	1,500	1,900	2,600	3,100	23	45
会議室1	1,000	1,300	1,900	2,300	3,200	3,800	24	55.8
会議室2	900	1,300	1,800	2,200	3,100	3,600	24	52.1
集会室	700	900	1,300	1,600	2,200	2,600	18	39.4
ホール	平日	3,900	4,800	6,700	8,700	11,500	180	193.5
	土日祝日	4,400	5,500	7,600	9,900	13,100		

注：飲食や入場料徴収等が伴う場合は割増料金がかかります。詳細は市ホームページをご覧ください。窓口へお問い合わせください。

《備考》

多目的ホールについては半面でのご利用も可能です。各時間帯を通して使う場合は使用料が一部異なります。

◆消費生活センター

問 元町1-2-11市民協働プラザ5F TEL 495-6211

消費生活センターは、市民のみなさまの消費生活に関する情報や、教育の拠点施設として、消費生活相談、消費者教育・啓発、消費者活動の支援などを行っています。

□ 消費生活相談 84ページ

▶消費生活講座

消費者問題の啓発や日常生活の中で知っておきたいことや備えておきたいことをテーマに、専門の講師を招いて市民向けの講座を実施しています。

▶出前講座

市内の自治会などからの依頼により、消費生活相談員が現地へ赴き、消費者トラブル防止のための講座を実施しています。

生涯学習スポーツ課が窓口の「きよせ出前講座」からお申込みが必要です。

◆清瀬けやきホール

問 元町1-6-6 TEL 493-4011

清瀬けやきホールは、ホールや集会室などを備え、市民の文化・芸術の拠点として幅広くご利用いただける複合施設です。

【開館時間】午前9時から午後10時まで

【休館日】第3月曜日および年末年始

施設使用料金表

室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	定員(人)	面積(m ²)
	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日		
ホール	平日	13,800	23,000	29,900	36,800	52,900	60,000	508
	土日祝日	16,100	27,600	38,600	43,700	66,200	74,100	
楽屋1	300	500	600	800	1,100	1,300	3	10
楽屋2	500	700	900	1,200	1,600	1,900	6	19
楽屋3	800	1,000	1,400	1,800	2,400	2,900	15	38
楽屋4	500	700	900	1,200	1,600	1,900	5	17
楽屋5	800	1,000	1,400	1,800	2,400	2,900	11	33
セミナーハウス	2,000	2,600	3,700	4,600	6,300	7,500	60	97
第1会議室	1,400	1,800	2,500	3,200	4,300	5,100	24	48
第2会議室	1,400	1,800	2,500	3,200	4,300	5,100	24	48
第3会議室	1,700	2,500	3,500	4,200	6,000	6,900	36	71
第4会議室	1,600	2,300	3,200	3,900	5,500	6,400	30	60
集会室	2,000	2,600	3,700	4,600	6,300	7,500	45	88
小ホール	2,100	2,800	3,900	4,900	6,700	7,900	60	114

◆コミュニティプラザひまわり

問 下清戸1-212-4 TEL 495-5100

コミュニティプラザひまわりは、生涯学習、スポーツ、福祉活動等市民活動の拠点施設として位置づけた施設です。

会議室、集会室等屋内施設の他に、テニスコートや多目的屋外ひろばなどの屋外施設があります。

【開館時間】午前9時から午後10時まで(祝日にあたる月曜は午後5時まで)

【休館日】月曜日(祝日除く)および年末年始

施設使用料金表

【屋内施設】

室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	定員(人)	面積(m ²)
	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日		
会議室1	1,600	2,300	3,200	3,900	5,500	6,400	50	131
会議室3	1,400	1,800	2,500	3,200	4,300	5,100	40	103
会議室4	1,400	1,800	2,500	3,200	4,300	5,100	40	103
会議室102	1,200	1,600	2,200	2,800	3,800	4,500	30	69
会議室204	1,200	1,600	2,200	2,800	3,800	4,500	30	69
会議室205	1,200	1,600	2,200	2,800	3,800	4,500	30	69
会議室304	1,200	1,600	2,300	2,800	3,900	4,600	30	72
集会室	1,200	1,600	2,300	2,800	3,900	4,600	50	72
講座室	1,600	2,300	3,200	3,900	5,500	6,400	110	141
調理室	1,400	1,800	2,500	3,200	4,300	5,100	40	122
音楽室	1,600	2,300	3,200	3,900	5,500	6,400	40	141
多目的屋内ひろば	2,600	3,400	4,800	6,000	8,200	9,700	250	1,155

【屋外施設】

室名	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	定員(人)	面積(m ²)
多目的屋外ひろば※1	(2時間) 【平日】3,500 【土・日曜日、祝日】4,600 【中学生以下】1,200					7,847
テニスコート※2	(2時間) 600					
中庭※3	(2時間) 900					1,260

※1 多目的屋外ひろばはグラウンドが狭いため、硬式球を使用する野球、ゴルフなどフェンスを競技球が越える恐れのある運動には使用できません。

※2 テニスコートのうちサブコートは、コートの奥行きが狭くなっています。

※3 他の施設利用者への迷惑となるような使用はできません。

◆ 地域市民センター

【開館時間】火曜日から日曜日の午前9時から午後10時まで

【休館日】月曜日（下宿地域市民センターのみ祝日開館）および年末年始

【施設利用】各時間帯を通して使用する場合は、使用料が一部異なります。

各地域市民センターの特定施設（表中^特）については、各地域市民センター備考をご確認ください。

▶ 松山地域市民センター

問 松山2-6-25 TEL 491-5153

施設使用料金表

室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	定員（人）	面積（㎡）
	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日		
第1会議室	900	1,200	1,600	2,100	2,800	3,300	27	63
第2会議室	500	600	900	1,100	1,500	1,800	18	30
第3会議室	600	800	1,100	1,400	1,900	2,300	18	40
第1集会室	300	400	600	700	1,000	1,200	14	20
第2集会室 ^特	400	500	700	900	1,200	1,400	20	26
第3集会室 ^特	1,100	1,400	2,000	2,500	3,400	4,100	50	70
生活・健康相談室 ^特	500	700	900	1,200	1,600	1,900	16	34

《備考》^特は火曜日から土曜日の夜間と日曜日・祝日のみ一般貸出。

▶ 野塩地域市民センター

問 野塩1-322-2 TEL 493-4014

施設使用料金表

室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	定員（人）	面積（㎡）
	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日		
第1集会室	600	800	1,100	1,400	1,900	2,300	30	50
第2集会室 ^特	900	1,200	1,700	2,100	2,900	3,400	18	58
第3集会室 ^特	500	700	1,000	1,200	1,700	2,000	18	42
第1会議室※	500	—	—	—	—	—	18	41
第2会議室	900	1,200	1,600	2,100	2,800	3,300	30	73
第3会議室	400	600	800	1,000	1,400	1,600	12	27

《備考》^特は火曜日から土曜日の夜間と日曜日・祝日のみ一般貸出。

生活・健康相談室はつどいの広場に貸出。遊戯室は児童館に貸出。一般貸出はなし。

※平日の午前（祝日および学校の春・夏・冬期の休業期間を除く）のみ一般貸出。

▶ 下宿地域市民センター

問 下宿2-524-1 TEL 493-4033

施設使用料金表

室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	定員（人）	面積（㎡）
	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日		
第1集会室 ^特	1,700	2,300	3,300	4,000	5,600	6,600	65	131
第2集会室 ^特								
第3集会室	600	800	1,100	1,400	1,900	2,300	25	45
第1会議室	500	700	900	1,200	1,600	1,900	24	51
第2会議室	1,200	1,600	2,300	2,800	3,900	4,600	100	131

《備考》^特は火曜日から土曜日の夜間と日曜日・祝日のみ一般貸出。原則一括貸出となります。一部屋のみのご利用は使用料が異なります。

▶ 竹丘地域市民センター

問 竹丘1-11-1 TEL 495-1717

施設使用料金表

室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	定員（人）	面積（㎡）
	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日		
第1集会室 ^特	1,600	2,300	3,200	3,900	5,500	6,400	60	158
第2集会室	900	1,200	1,600	2,100	2,800	3,300	30	62
第1会議室	900	1,200	1,600	2,100	2,800	3,300	30	65
第2会議室	900	1,200	1,600	2,100	2,800	3,300	30	68
第4会議室	1,400	1,800	2,500	3,200	4,300	5,100	46	97
第5会議室	2,100	2,800	3,900	4,900	6,700	7,900	150	194

《備考》^特は火曜日から土曜日の夜間と日曜日・祝日のみ一般貸出。

第3会議室はつどいの広場に貸出。一般貸出なし。

▶ 中清戸地域市民センター

問 中清戸4-847-5 TEL 494-7211

施設使用料金表

室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	定員（人）	面積（㎡）
	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日		
多目的ホール	2,000	2,600	3,700	4,600	6,300	7,500	72	139
第1会議室	2,000	2,600	3,700	4,600	6,300	7,500	72	130
第2会議室	900	1,200	1,600	2,100	2,800	3,300	30	57
第1集会室	500	700	1,000	1,200	1,700	2,000	24	34
第2集会室 ^特	1,600	2,300	3,200	3,900	5,500	6,400	72	114

《備考》^特は火曜日から金曜日の夜間と土曜日・日曜日・祝日のみ一般貸出。

▶ 中里地域市民センター

☎ 中里4-1301 TEL 494-7511

施設使用料金表

室名	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	定員 (人)	面積 (㎡)
	午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日		
会議室1	1,300	1,700	2,400	3,000	4,100	4,900	50	84
会議室2	600	800	1,100	1,400	1,900	2,300	20	37
多目的ホール	2,000	2,600	3,700	4,600	6,300	7,500	85	141
集会室(特)	1,600	2,300	3,200	3,900	5,500	6,400	90	122

《備 考》(特)は火曜日から金曜日の夜間と土曜日・日曜日・祝日のみ一般貸出。

◆ 竹丘集会所

☎ 竹丘3-10-31(駐車場・駐輪場はありません)
TEL 495-1717(竹丘地域市民センター)

【開館時間】火曜日から日曜日の午前9時から午後10時まで

【休館日】月曜日および年末年始

施設使用料金表

室名	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	定員 (人)	面積 (㎡)
	午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日		
会議室1 (1階)	600	700	1,000	1,300	1,700	2,100	20	35
会議室2 (2階)	600	700	1,000	1,300	1,700	2,100	20	35

◆ 松山多世代交流施設

☎ 松山3-13-14(駐車場はありません)
TEL 495-1717(竹丘地域市民センター)

【開館時間】午前9時から午後10時まで

【休館日】年末年始

施設使用料金表

室名	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	定員 (人)	面積 (㎡)
	午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日		
会議室 (1階)	600	800	1,100	1,400	1,900	2,300	30	37
集会室 (2階)	600	800	1,100	1,400	1,900	2,300	30	37

◆ 野塩多世代交流施設

☎ 野塩2-476 TEL 090-8115-4945(指定管理者 むらさき会)

【受付時間】午前9時～午後5時

【開館時間】午前9時から午後10時まで

【休館日】年末年始

施設利用料金表

施設名称	使用区分		使用料
	時間区分	略称	
野塩多世代 交流施設	午前9時から正午まで	午前	600円
	午後1時から午後5時まで	午後	800円
	午後6時から午後10時まで	夜間	1,100円
	午前9時から午後5時まで	午前から 午後まで	1,400円
	午後1時から午後10時まで	午後から 夜間まで	1,900円
	午前9時から午後10時まで	全日	2,300円

◆ きよせボランティア・市民活動センター

☎ 上清戸2-6-10 TEL 491-9027

市民参加による住みよいまちづくりを進め、市民の交流が広がるよう、市民活動に関する相談、情報提供、講座などの開催など、市民活動等の支援をしています。

【開館時間】午前9時～午後5時

【休館日】日曜日(国民の祝日および年末年始)

🌻 スポーツ施設

◆ 市民体育館

☎ 下宿2-524-1 TEL 493-4033(下宿地域市民センター)

【開館時間】火曜日から日曜日の午前9時から午後10時まで

【休館日】月曜日(ただし、祝日は開館)および年末年始

施設使用料金表

室名	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	定員 (人)	面積 (㎡)
	午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日		
競技場	2,900	4,000	5,200	6,900	9,200	10,900	1,000	775
選手控室	700	900	1,300	1,600	2,200	2,600	36	89
柔剣道場	1,500	2,100	2,600	3,600	4,700	5,600	100	204

《備 考》

競技場は半面での貸出も可能です。その場合の使用料金は料金表の金額の2分の1となります。

◆ 市内各運動場

☎ TEL 493-4033(下宿地域市民センター)

【休業日】年末年始(ただし、内山運動公園は1月1日のみ休業)

野球をはじめとする球技やその他の運動競技ができる公園が4か所あります。

施設使用料金表

施設	所在地	使用料(1面2時間)	
下宿運動公園広場	下宿 2-524-1	中学生以下	1,200
		一般 平日	3,500
		土・日曜日、祝日	4,600
下宿第二運動公園 野球場	下宿 2-579-4	中学生以下	1,200
		一般 平日	3,500
		土・日曜日、祝日	4,600

施設	所在地	使用料(1面2時間)		
清瀬内山運動公園 野球場A・B面	下宿 3-1375	中学生以下		1,200
		一般	平日	3,500
			土・日曜日、祝日	
清瀬内山運動公園 サッカー場 A・B・C面		中学生 以下	平日	3,500
			土・日曜日、祝日	
		一般	平日	5,800
			土・日曜日、祝日	

※清瀬内山運動公園サッカー場夜間照明(1時間:1,200円)

◆ テニスコート

問 TEL 493-4033(下宿地域市民センター)

中央公園内と下清戸運動公園内に3面ずつ、清瀬内山運動公園内に6面設けています。

【休業日】年始(ただし内山運動公園は1月1日のみ休業)

施設使用料金表

施設	所在地	使用料(1面2時間)
中央公園	梅園1-2-7	600
清瀬内山運動公園	下宿3-1375	
下清戸運動公園	下清戸3-68-1	

文化施設

◆ 郷土博物館

問 上清戸2-6-41 TEL 493-8585

郷土博物館は、清瀬の先人が残した遺産に触れ、文化と出会い、先人の営みを体験できる博物館です。市民の皆さまの地域活動の場としてもご利用いただけます。

【開館時間】午前9時～午後5時

【休館日】月曜日(祝日の場合はその翌日)および年末年始

展示室

● 展示ホール

伝統芸能・年中行事をブロンズのレリーフで紹介しています。また、テーマ展示・清瀬の原始の展示も行っています。

● 歴史展示室・民俗展示室

歴史展示室では清瀬の歴史がわかるように、郷土の歴史資料を展示し、民俗展示室では国指定重要有形民俗文化財の「清瀬のうちおり」をはじめとする清瀬の民具などを展示しています。

● 映像展示室(貸出施設)

年間を通して映画会を実施しています。

伝承スタジオ(貸出施設)

古民家風に建築された建物で、先人の知恵や暮らしを体験することができます。

ギャラリー(貸出施設)

市民の文化活動の発表のための施設です。清瀬市主催の展覧会も行われます。

講座室(貸出施設)

集会や講演会など、市民の文化活動のための施設です。

その他

自然観察コースでは、武蔵野の樹木、草花などを観察できます。

施設	利用時間・使用料 (単位:円)		全日 (※)	1週間	2週間
	午前 9時～ 12時	午後 13時～ 17時			
ギャラリー	900	1,600	2,500	12,500	25,000
講座室(30名)	600	800	1,400	—	—
伝承スタジオ	—	—	2,300	—	—
映像展示室	800	1,100	1,900	—	—

※全日は午前9時から午後5時まで

※各時間帯を通して使う場合は使用料が一部異なります

※講座室以外の施設は公共施設予約情報管理システムによる予約はできません。詳しくは郷土博物館へ

◆ 旧森田家

問 下宿2-524-1(郷土博物館 TEL 493-8585)

市指定の有形文化財の一つである旧森田家は、江戸時代末期の間取りを復元した、移築古民家です。無料で見学できますが、見学する時は下宿地域市民センターへ、また団体での見学等は、事前の申し込みが必要です。

◆ 図書館

問 ホームページ <http://www.library.kiyose.tokyo.jp/>

文化活動を支える生涯学習の拠点として、市民の皆さまの教養、調査研究、レクリエーションに資する資料の収集・整備に努め、図書などの貸し出しの他、調べ物のお手伝いやリクエストサービスなど、さまざまなサービスを行っています。

※詳しくは、市のホームページまたは図書館ホームページをご確認ください

図書館一覧

● 駅前図書館 ● 南部図書館(令和8年2月開館予定)

利用方法

初めて図書館資料を借りる方は、登録の手続きをお取りください。利用カードを発行します。

各種サービス

【宅配サービス】

図書館の窓口や電話、図書館ホームページ・スマートフォン・OPACからお申込みいただいた資料を、清瀬市内のご自宅や宅配ボックスにお届けいたします。

【予約・リクエストサービス】

所蔵している本の予約を、図書館ホームページ・スマートフォン・OPACから直接お申し込みいただけます。また、図書館ホームページからは未所蔵資料(図書・雑誌)のリクエストもお申し込みいただけます。利用をご希望の方は事前手続きが必要です。

【電子書籍】

インターネットを通じて、パソコンやスマートフォンなどから電子書籍を利用することができます。

【その他のサービス】

レファレンスサービス／コピーサービス／児童サービス(おはなしのじかん、子ども会等)／ブックスタート事業／ハンディキャップサービス

公共施設の利用方法

公共施設予約情報管理システム

問 市民協働課協働係 TEL 497-1803

お手持ちのスマートフォンやパソコン、生涯学習センターなど市内13か所の公共施設に設置してある利用者端末機を操作し、利用したい会議室やテニスコートなどの貸出対象施設の予約や空き状況の照会及びキャッシュレス決済等による使用料の支払いをすることができます。

【利用者登録方法】

事前にネットで名前・住所等を入力の上、利用予約ができる施設の窓口(14か所)に名前・住所等の確認ができるもの(免許証・マイナンバーカードなど)をご持参になり、利用者登録を行ってください。

▶ 利用者端末機設置場所(13か所)

生涯学習センター、市役所市民協働課、清瀬けやきホール、松山・野塩・下宿・竹丘・中清戸・中里地域市民センター、郷土博物館、駅前図書館、児童センター、コミュニティプラザひまわり

公共施設自動抽選および随時予約早見表

▶ 基本的パターン(3か月前の5日より自動抽選申し込みを受け付ける地域市民センターなどの場合)

3か月前	5日～14日	15日～19日	20日～27日	2か月前の1日	1か月前	使用日の当該月
	自動抽選 申込期間①	自動抽選期間	当選者入金 受付期間②	随時申込開始(予約をしてから1週間以内に入金手続きをしないと自動キャンセルになります。また、利用日1週間前に未入金であった場合キャンセルされます。)		

①5日～14日の間に、公共施設予約情報管理システムから自動抽選の予約データを入力してください。

②抽選の当落確認と入金手続きは、自動抽選予約入力をしたその月の20日～27日までに必ず行ってください。27日までに入金されませんと、予約された当選データが削除されますので、ご注意ください。

各施設利用者登録・入金受付日時

施設名	利用者登録・入金受付日時	電話
清瀬けやきホール	午前9時～午後8時(毎月第3月曜日は午前9時～午後5時)	493-4011
下宿地域市民センター	火～日曜日 午前8時30分～午後9時30分	493-4033
松山地域市民センター	火～日曜日 午前9時～午後8時	491-5153
野塩地域市民センター	火～日曜日 午前9時～午後8時	493-4014
竹丘地域市民センター	火～日曜日 午前8時30分～午後9時30分	495-1717
中清戸地域市民センター	火～日曜日 午前8時30分～午後9時30分	494-7211
中里地域市民センター	火～日曜日 午前8時30分～午後9時30分	494-7511
郷土博物館	火～日曜日 午前9時～午後5時	493-8585
男女共同参画センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	495-7002
生涯学習センター	午前8時30分～午後8時(月曜日は午後4時30分まで)	495-7001
児童センター	水～月曜日 午前9時～午後5時	495-7700
市役所(市民協働課)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時(利用者登録のみ受付)	497-1803
駅前図書館	火～金曜日 午前10時～午後7時30分 土・日曜日、祝日 午前10時～午後5時30分	492-8751
コミュニティプラザひまわり	全日 午前8時30分～午後7時30分(月曜日は午後6時まで)	495-5100

※祝日等で入金できない場合がありますので、各施設へご確認ください。

※利用施設と異なる施設では入金受付ができません。

〈広告〉

安心の低価格！

水まわりのトラブル

おまかせください！

年中無休
365日
随時受付

**24時間
受付**
深夜料金は
頂きません

**基本料金
無料**
出張費・
見積もり無料

■上下水道工事全般 ■悪臭調査 ■排水のつまり

■漏水調査 ■高圧洗浄 ■給湯器修理・交換

■トイレつまり ■リフォーム工事 ■ハウスクリーニング

■水漏れ修理 ■各種清掃

火災保険対応工事

水のトラブルにて家財・建物の一部が損害を受けた場合に「火災保険」の対象になる場合が御座います。まずはご相談下さい。

排水のつまり

蛇口の水漏れ

トイレのつまり・水漏れ

水道局指定工事店

フントライフ

指定給水装置工事事業者 第10180号

お電話にて状況をお知らせ下さい。迅速に対応いたします。

0120-34-2610

清瀬市野塩2-390-31



暮らし



◆ 上水道に関すること

問 東京都水道局多摩お客様センター TEL 0570-091-100

上水道に関する業務は、東京都水道局で行っています。水道工事の依頼、使用の開始・中止のお申込み、お支払いの相談、その他のお問い合わせは、東京都水道局多摩お客様センターにご連絡ください。

◆ 下水道

◆ 下水道の使用法等

問 下水道課施設画係 TEL 497-2532

汲み取り式トイレや浄化槽をお使いの方は、公共下水道への切り替えをお願いします。

また、下水道に油・脂肪(グリース)・可燃性溶剤などの薬品類は流さないでください。これらの廃棄物は下水管の詰まりや損傷の原因となるだけでなく、水再生センター施設の機能に悪影響を及ぼします。

▶ 下水管が詰まったときは

市指定下水道工事店に直接ご相談していただくか、下水道課施設設計画係までご連絡ください。

清瀬市指定下水道工事店一覧(市内のみ)

工事店名	住所	電話番号
三英建設(株)	清瀬市下宿3-1085	493-1155
(株)Y'sクリエイト	清瀬市中清戸3-413-8	494-1711
田中土木(株)	清瀬市旭が丘1-619-20	491-0533
(有)水道ポンプ細山営業所	清瀬市松山2-15-27	491-0146
三浦設備	清瀬市中清戸1-610-2	492-4647
(株)小林設備工業	清瀬市梅園3-3-37	493-1877
(有)今村組	清瀬市松山1-12-3	493-0254
(有)中村設備工業	清瀬市中里6-37-6	491-3401
(有)大藤設備	清瀬市中里1-713-51	493-2131
大室工業所	清瀬市竹丘1-3-13	090-8646-6870
(株)田中住宅設備	清瀬市上清戸1-8-4	493-0268
(有)和哲設備工業	清瀬市野塩1-356-7	491-1104
(有)おまた	清瀬市中里3-979	493-3741

〈 広告 〉

住宅環境を創造し、未来を支える

株式会社 アダチ

住まいと水を
つなぐ



東久留米市八幡町 3-13-9

TEL.042-473-1340

ADACHI FAX.042-473-5163

〈 広告 〉

水廻りのトータルプランナー



水漏れトラブル

水道設備工事

水廻りのリフォーム

空調工事・一般土木工事も
承ります。

当社へお任せください

随時従業員募集中

株式会社 小林設備工業

清瀬市梅園3-3-37

TEL 042-493-1877

FAX 042-493-1878

暮らし

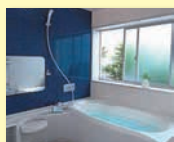
水廻りのことから

住まいのことまで、まかせて安心!!

営業内容

◎給湯器・浴室・キッチン・トイレ・洗面所・上下水道等、水廻りに関することすべてお任せください。

◎内装・エクステリア・外壁・屋根・新築・増改築・リフォーム工事に関することもお気軽にご相談ください。



見積
無料

For Best Life

快適な生活環境を創造する企業です

松村住宅設備

代表 松村 和行

東京都指定給水装置工事事業者

清瀬市指定下水道工事店

所沢市・新座市指定給水装置工事事業者

清瀬市中里2-1370-1

TEL 491-7981 FAX 491-7951

浄水機能付き水栓お取替!!
大便器のお取替など承ります

有限会社水道・ポンプ・細山営業所

042-491-0146

電話受付 (月-金) 9:00~16:00



HOSOYAMA

東京都知事許可(特-3)第58695号

東京都指定給水装置工事事業者

清瀬市指定下水道工事店

有限会社水道・ポンプ・細山営業所

〒204-0022 東京都清瀬市松山2-15-27

◇求人募集中(工事スタッフ、施工管理、事務員等)

工事店名	住所	電話番号
(有)富田組	清瀬市下清戸1-296-19	491-0373
(株)陽光	清瀬市上清戸2-1-12	494-0099
(有)矢島土建	清瀬市下宿3-693	491-0675
(有)浅見商店	清瀬市元町2-13-12	491-5344
松村住宅設備	清瀬市中里2-1370-1	491-7981
(株)家田土木 清瀬営業所	清瀬市下宿2-667	453-6150
(株)優美設備	清瀬市中里3-899-40	446-8150
(有)浮田工業	清瀬市下清戸1-290-8	090-8301-7513
エーアイ設備サービス	清瀬市下宿2-509-7	495-0394
プレリット(株) 清瀬営業所	清瀬市上清戸1-15-3 サニーハウス105	459-5050
(株)Y's works	清瀬市中清戸5-24-35	479-4941
(株)幕田興業	清瀬市下清戸3-397-2 シュペリール302	497-1225

工事店名	住所	電話番号
フクダ設備	清瀬市野塩4-98-8	070-3102-1173

※清瀬市指定工事店(市外)については、下水道課施設設計画係までお問い合わせください。

◆ 雨水浸透ます設置助成制度

問 下水道課施設設計画係 TEL 497-2532

「雨水浸透ます」とは、住宅の雨どいを伝って集められた雨水を少しずつ地中に浸透させるための設備です。

この雨水浸透ますを設置することにより、大雨時に雨水が道路や河川へ流出するのを抑制し、冠水や浸水被害の軽減を図ります。

市では、助成制度を設け、市民の皆さまへ雨水浸透ますの設置をお願いしています。

詳しくは、下水道課施設設計画係までお問い合わせください。

🌻 ごみの出し方

※令和7年4月1日現在の収集日および収集方法を掲載しています。

◆ 分別収集にご協力を

問 環境課ごみ減量推進係 TEL 497-2534

▶ 分別収集にご協力ください(詳細は、ごみ分別マニュアルをご覧ください)

令和2年10月1日から戸別収集が始まりました。一人ひとりの工夫でごみの減量・資源化を進めていきましょう。ごみを出す時は、種類ごとに分別して収集日の朝8時30分までに出してください。ごみの種類と資源物の区分は下記(表)のとおりです。粗大ごみ及び剪定枝の収集については申込が必要となります。

※東地区…上清戸・中清戸・下清戸・下宿・旭が丘・中里3～6丁目 西地区…元町・中里1～2丁目・野塩・松山・竹丘・梅園

分別	種類
可燃(燃やせる)ごみ全地区毎週月・木曜日 (年末年始を除く祝日・振替休日も回収します) ※30cm未満のものに限ります。	生ごみ、資源にならない紙類、土を取り除いた花・葉・雑草等 ※紙おむつは透明・半透明の袋に「おむつ」と書いて出すことができます。
不燃(燃やせない)ごみ ※東地区 毎週水曜日 西地区 毎週金曜日 (年末年始を除く祝日・振替休日も回収します) ※30cm未満のものに限ります。	ストロー、歯ブラシ、家電製品・プラスチック製品・靴・かばん等の革製品・鍋・やかん・フライパン、保冷剤・使い捨てカイロ、ガラス類。 ※ライター・カセットボンベ・スプレー缶は、中身を使い切り、透明または半透明の袋に「㊟」と書いて出してください。 ※リチウムイオン電池は使用済み小型家電回収ボックスへ出してください。
容器包装プラスチック ※東地区 毎週金曜日 西地区 毎週水曜日 (年末年始を除く祝日・振替休日も回収します) ※30cm未満のものに限ります。	食品トレイ、弁当等のパック、レジ袋や詰め替え用洗剤の袋、キャップやフィルム、発泡スチロールなどの緩衝材、シャンプーや洗濯洗剤等のボトル、カップ麺等のカップ容器。 ※汚れの落とせるものは洗浄し、水気を切ってから出す。汚れの落とせないものは不燃ごみで出してください。

〈 広告 〉

アンティーク&リサイクルも承っております。
大量のごみもお任せください。
外国人実習生、留学生の皆さんにお安く家具を提供しております。

遺品を整理

遺品整理・生前整理でお困りの方、
私達株式会社ハチワレを呼んでください！
私たちは、あなたの困ったを解消するお仕事です。

お見積り無料

0120-445-317

詳細お問い合わせはこちら▼
https://www.hachiware-higashi.com

受付時間 9:00-18:00

家財処分買取

株式会社 HachiwaRe

東京都東久留米市下里 2-13-54

東京都一般廃棄物収集運搬許可 04第31号 / 東京都一般廃棄物収集運搬許可 第69号

分別	種類
ペットボトル ※東地区 毎週金曜日 西地区 毎週水曜日 (年未年始を除く祝日・振替休日も回収します)	ペットボトルはキャップとラベルをはがして、つぶして透明・半透明の袋に入れるなど散らからないようにして出してください。 ※汚れの落とせるものは洗浄し、水気を切ってから出す。汚れの落とせないものは不燃ごみで出してください。
粗大ごみ(要申し込み・有料)	一番長い箇所の長さが30cm以上のものが対象です。家具類、家電製品、その他(自転車・ストーブ・ガスコンロ)等 ※テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・パソコン・消火器等、収集できないものもあります。
資源物(収集日などは76ページ参照)	牛乳パック・酒パック・びん類・かん類・古紙・古布・段ボール・シュレッダー屑
剪定枝(要申し込み・無料)	長さ50cm位に切り、直径30cm位に麻ひもや紙ひもで束ね、申し込みのうえ道路に面した敷地内にしてください。 ※直径10cmを超える太さの枝や、幹・とげ・毒性のある枝は、収集できません。
落ち葉 ※11月・12月のみ環境課へ申し込み ※1月から10月は可燃ごみ (年未年始を除く祝日・振替休日も回収します)	11月・12月に限り公共施設で配布しているボランティア袋を使用し、環境課へ申し込みのうえ、道路に面した敷地内に排出。 ※リサイクルするため、たばこの吸い殻やビニール類など落ち葉以外のものは混入しないようにまとめてください。なお、1月から10月は、市指定収集袋の可燃ごみの袋で可燃ごみの収集日(月曜日、木曜日)に排出してください。
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計 ※市内に設置している有害ボックスへ出してください。
使用済み小型家電	ヘアドライヤー、電気かみそり、電動歯ブラシ、電子体温計、電話機、電卓、ACアダプタ、リモコン、ICレコーダー、カメラ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CDプレーヤー、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、ゲーム用コントローラー、テープレコーダー、ヘッドホンおよびイヤホン、電子タバコ、ニカド電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池 ※市内に設置している使用済み小型家電回収ボックスへ出してください。 ※投入口(10cm×27cm)に入るものに限りです。
インクカートリッジ	市内4か所に設置されている専用ボックスへ出してください。

▶ 正しいごみの出し方

収集日や出し方など、詳しくは「ごみ・資源物地区別収集表」や「ごみ分別マニュアル」などをご覧ください。(全世帯に配布しているほか、市ホームページにも掲載しています)。



ごみ・資源物地区別収集表



ごみ分別マニュアル

▶ 粗大ごみ(主な品目)の手数料

粗大ごみにかかる手数料は、ごみ分別辞典「ごみサク」から簡単に検索できます。QRコードよりご覧ください。また「ごみ分別アプリ」でも検索できます。



▶ ごみ指定収集袋・粗大ごみ処理券(取扱店・公共施設一覧)

取扱店は加減しますので、最新の取扱店は環境課ごみ減量推進係へお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。



最新取扱店一覧→

▶ ごみ分別アプリをご活用ください

「清瀬市ごみ分別アプリ」を配信しています。粗大ごみや剪定枝の回収申込み、ごみの出し方・分け方など、ごみに関する情報を簡単に確認できるアプリです。



検索してダウンロード

清瀬市ごみ分別アプリ 検索

【Android】



【iPhone】



▶ こんなに便利！ごみ分別アプリでできること ごみ分別辞典

50音順になっており、検索機能も付いているので、簡単にごみの分別方法を検索できます。

粗大ごみ収集のお申込み

アプリ内のごみ分別辞典から金額を調べて、いつでもお申込みができます。収集日の前日にお知らせメールが届くや、空きがあれば収集日をお選びいただけますので是非ともご利用ください。

詳しくは→



剪定枝収集のお申込み

住所、氏名等、枝の種類や束数等を入力いただき、収集のお申込みができます。

空きがあれば収集日をお選びいただけます。

詳しくは→



ごみの出し方

ごみの出し方のルールをご確認できます。



〈 広告 〉



引越し前後の片付け
エアコンの撤去
不用品整理
遺品整理(買取)
お任せ下さい!

042-497-3322

カレンダー機能

お住まいの地区を設定することでその地域のごみ・資源物の収集日程が確認できます。

MAP機能

指定収集袋や粗大ごみ処理券の取扱店、有害ごみ、紙パック、小型家電回収ボックスの設置場所を確認できます。また、お近くの販売店等を検索できます。

資源物等収集日カレンダー

(令和7年4月1日現在)

	地区名	回収日
びん・かん	下宿・旭が丘・中里4丁目から6丁目	火曜日
	元町1丁目・上清戸・中清戸・下清戸	水曜日
	元町2丁目・中里1丁目から3丁目・野塩・梅園	木曜日
	松山・竹丘	金曜日

※年末年始を除く祝日・振替休日も回収します。

古紙(ダンボール含む)・古布

全地区毎週火曜日(年末年始を除く祝日・振替休日も回収します)

生ごみ減量化処理機器の購入助成制度

生ごみの資源化および減量化を目的として生ごみ減量化処理機器の購入助成制度を設けています。助成内容等の詳細は、環境課ごみ減量推進係へお問い合わせください。
※購入した日から2か月以内に申請してください。

【受付】月曜日～金曜日(祝日を除く)

【申込み】環境課ごみ減量推進係 TEL 497-2534



良好な環境を保つために

みどりの保全・創生に関する助成制度

問 水と緑と公園課緑政係 TEL 497-3267

緑の保全・創生の促進を図るため、下記の事業を対象に、申請により費用の一部を助成します。

【対象事業】

(1) 生け垣の造成 (2) 花壇の造成 (3) フェンスの緑化
(4) 萌芽更新や危険木の剪定及び病害虫防除等による樹木の剪定伐採

※施工前に相談及び申請が必要です。

※いずれも現地調査を実施し、助成金の交付決定をいたします。

【対象者】

清瀬市内で個人が居住するための宅地又は所有する雑木林

【助成対象】

対象経費の2分の1(限度額10万円)

※助成金の交付を受けた方は、助成金を交付の対象となった生け垣、花壇及びフェンスの緑化の保護と育成に努め、適正な管理を行っていただきます。

【適用除外】

- 既存の生け垣を作り替える場合
- 行政が指定した樹木及び緑地
- 開発行為に伴った緑化の場合
- 営業として行う場合
- 市税を滞納している場合など

【要件・基準額】

いずれの事業も要件や基準額がございます。詳細は市ホームページをご覧ください。



〈 広告 〉

Kiyose City Photo Gallery

庭 私達はいつも庭とともに歩んでいます

まかせて安心 地元の業者

大切なお庭のことなら、

歴史と信用のある弊社にお任せください

お気軽にご相談ください！

お見積りは無料です。

TEL:042-491-1751

清瀬市下宿2-502 FAX:042-491-7067

樹木(植栽・剪定・消毒・移植・枝下ろし
高中木伐採・抜根)・芝張り・除草・垣根
(生垣・天然・人工プラ竹垣等)・家庭菜園
砂利敷き・防草シート・飛石・敷石・灯籠
水鉢・レンガ・ブロック・花壇・ウッドデッキ
枕木・フェンス・ポスト・門扉・表札
自転車置場・カーポート・車庫土間
車止め・物置・テラス・墓石工事
等々...

◆ 良好な環境を保つための条例

清瀬市では、安全で美しいまちづくりを進めるため、次のような条例を制定しています。

▶ 清瀬市自転車等の放置防止に関する条例(平成2年10月制定)

自転車等放置禁止区域の指定や市内全域を対象とした放置自転車の移送措置、自転車利用の自粛範囲の設定などを定めています。

問 道路交通課道路交通係 TEL 497-2096

▶ 清瀬市違法駐車等の防止に関する条例(平成9年3月制定)

違法駐車等防止重点地域の指定や違法駐車防止指導員等の活動、違法駐車を防止を図るための市長・自動車利用者・事業者の責務などを定めています。

問 道路交通課道路交通係 TEL 497-2096

▶ 清瀬市まちを美しくする条例(平成10年3月制定)

市、市民および事業者等が一体となって地域の環境美化を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の創造に寄与することを目的としています。

問 環境課ごみ減量推進係 TEL 497-2534

▶ 清瀬市安全安心なまちづくり条例(平成15年3月制定)

犯罪および事故等を未然に防止するための自主的な市民活動の推進を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的としています。

問 防災防犯課防災防犯係 TEL 497-1848

▶ 清瀬市ソーチライト等の使用規制に関する条例(平成17年9月制定)

ソーチライト等の使用を規制し、その光がもたらす市民の不安や不快感等を解消し、市民の快適な生活環境を確保することを目的としています。

問 環境課環境政策係 TEL 497-2099

▶ 清瀬市環境基本条例(平成18年3月制定)

人と自然と都市とが共存し、すべての市民の協働のもとで、環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、将来にわたって、市民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的としています。

問 環境課環境政策係 TEL 497-2099

▶ 清瀬市みどりの環境をつくる条例(平成18年3月制定)

豊かなみどりを市民の共通財産とし、この財産を次の世代に継承するため、市、市民、事業者および所有者が連携・協働してみどりを保全・創生することを目的としています。

問 水と緑と公園課緑政係 TEL 497-3267

▶ 清瀬市住環境の整備に関する条例(平成18年3月制定)

市、市民および事業主の協働により、豊かな自然を生かした住みよいまちづくりを実現することを目的としています。

問 都市計画課都市計画係 TEL 497-2093

市営駐車場・駐輪場

◆ クレア市営駐車場

問 清瀬都市開発(株) TEL 495-3300

【利用時間(車が入出庫できる時間)】24時間営業

【利用できる自動車】二輪車以外の普通・小型・軽自動車(長さ5m以下、幅1.85m以下、高さ2.1m以下、重さ2.2t以下)

【所在地】元町1-4-5

詳細は清瀬市ホームページをご確認ください。

◆ 清瀬駅北口地下駐輪場

問 清瀬都市開発(株) TEL 495-3300

問 地下駐輪場管理室 TEL 492-8819

【利用時間】午前4時45分～翌日午前0時45分

【所在地】元町1-4-3

詳細は清瀬市ホームページをご確認ください。

◆ 清瀬駅北口第2、秋津駅北口

問 公益社団法人清瀬市シルバー人材センター TEL 494-0903

【利用時間】終日

【所在地】

清瀬駅北口第2…上清戸1-6

秋津駅北口…野塩1-342-1

詳細は清瀬市ホームページをご確認ください。

◆ 清瀬駅南口駐輪場(公益財団法人自転車駐車場整備センター)

問 清瀬駅南口駐輪場 TEL 495-4393

問 公益財団法人自転車駐車場整備センター TEL 03-6262-5322

【利用時間】終日

【所在地】松山1-10-14

詳細は清瀬市ホームページをご確認ください。

◆ 清瀬駅南口第2駐輪場(公益財団法人自転車駐車場整備センター)

問 清瀬駅南口第2駐輪場 TEL 496-1733

問 公益財団法人自転車駐車場整備センター TEL 03-6262-5322

【利用時間】午前4時30分～翌日午前1時30分

【所在地】松山1-3

詳細は清瀬市ホームページをご確認ください。

◆ 自転車を放置しないでください

問 道路交通課道路交通係 TEL 497-2096

清瀬駅・秋津駅周辺の放置禁止区域および、市内道路等に放置された自転車等は、条例により中里自転車等保管場所に移送・保管されています。移送された場合は、なるべく早く引き取りをお願いいたします。自転車等の確認・ご質問は、道路交通課道路交通係までお問い合わせください。

また、保管期限(60日)を過ぎても引き取りのない場合は、条例により処分させていただきます。

【返還日時】

火・金・日曜日午前9時～午後4時[年末年始(12月29日～1月3日)を除く]

【持参するもの】

自転車の鍵・身分を証明できるもの(運転免許証・保険証など)・引き取り通知書(受け取った場合のみ)・印鑑・移送料(自転車=2,000円、原動機付き自転車=4,000円)

【保管場所所在地】中里2-1532

市民葬儀

問 市民課住民係 **TEL 497-2037**

近親者が万一不幸にあわれたとき、残された家族の方々の経済的負担を軽減するために、標準的な葬儀を比較的安い費用で行えます。

【対象】

清瀬市民であった死亡者の市内で行う葬儀

【申込方法】

死亡届の際、市役所市民課に申し込み(申請人の印鑑必要)

【市指定業者】

(有) 荒田葬儀社(野塩4-79) TEL 491-0266
(有) セレモサービス(下清戸2-559-8) TEL 493-0997
(株) 三愛メモリアル東京店(元町1-7-5) TEL 492-0044
(株) 彩花(松山2-6-45) TEL 0120-8788-31

飼い犬の登録

◆ 飼い犬の登録制度

問 環境課環境政策係 **TEL 497-2099**

▶ 新規登録

犬を飼いはじめた方は、マイクロチップ制度での登録か、市への登録(3000円)が必要となります。

▶ 狂犬病予防注射

必ず毎年受けてください。受けた後は市へ届出をし、注射済票の交付(550円)を受けてください。

▶ 変更・死亡届

転入・転居・飼い主の変更・飼い犬の死亡があった場合、市へ届出をお願いします。なお、ホームページからインターネットでの届出ができるものもありますので、ご活用ください。



その他

◆ 家の修繕や増改築などに職人さんを紹介

問産業振興課商工係 TEL497-3187

清瀬市住宅工事あっせん事業協力会では、市(産業振興課)で受付をされた方に協力会の職人さんを紹介しています。新築事業も請け負いますので、お気軽にご相談ください。

◆ 清瀬・ハローワーク就職情報室

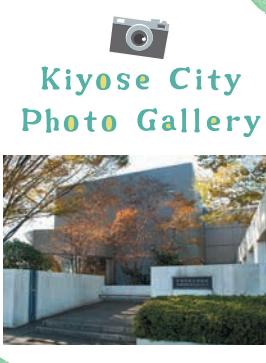
問元町1-2-11アミュービル5階 TEL 494-8609

全国の求人情報検索やハローワーク職員による相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

【利用時間】月曜～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時

特徴

- 清瀬駅北口から徒歩1分。
- 専門の相談員があなたの職探しをサポート。(職業相談・職業紹介)
- 求人検索機を4台設置。全国の求人情報が見られます。
- 就職支援セミナー等の就職支援に関する各種情報を提供。なお、雇用保険や職業訓練の手続きは行っておりませんので、ハローワーク三鷹(86ページ)をご利用ください。



A graphic for the Kiyose City Photo Gallery. At the top, a black and silver digital camera is centered. Below it, the text "Kiyose City" is in a teal, sans-serif font, and "Photo Gallery" is in a larger, bold, teal, sans-serif font. The text is set against a background of overlapping, semi-transparent circles in various colors (yellow, orange, red, pink, blue, green). Below the text is a photograph of the Kiyose City Photo Gallery building, a modern structure with a white facade and a large, curved, light-colored roof. The building is surrounded by trees with autumn foliage and a white fence. A small sign on the fence reads "Kiyose City Photo Gallery".

市民葬・家族葬のご用命は

株式会社 三愛メモリアル

清瀬市市民葬儀指定会社

ご安置・式場
ご相談下さい





仏壇・仏具の専門店
仏壇プラザ 東京店
(駐車場あり)

東京都清瀬市元町1-7-5

☎ 042-492-0044



家族葬に最適

当社専用小斎場

 クラストホール

大切な方との最後のひと時を
ゆっくり穏やかにお過ごし下さい

(有)荒田葬儀社

TEL 491-0266

清瀬市野塩4-79

◆ 小口事業資金融資制度

問 産業振興課商工係 TEL 497-3187

市内の健全な商工業等の育成と振興を図るため、事業者を対象に、取扱金融機関に融資のあっせんを行います。利用者の負担軽減のため、利子の一部を補給します。融資の資格要件、事業の内容等詳細につきましてはホームページをご確認ください。申請書、パンフレットもダウンロードできます。

◆ 市民農園

問 産業振興課農政係 TEL 497-2052

ふれあい農業推進の一環として、市内2か所に市民農園を開設し、土に親しみながら収穫の喜びと農業の奥深さを味わうことができます。詳しくは産業振興課農政係へお問い合わせください。

▶ 各農園の所在地

- 中清戸五丁目市民農園…中清戸五丁目40-1
- 竹丘二丁目市民農園…竹丘二丁目1510-1他

◆ 木造住宅耐震診断助成制度

問 都市計画課都市計画係 TEL 497-2093

市内の一定の条件を満たす木造住宅で耐震診断を行う方に、診断に要する費用の一部を助成します。助成を受けるにあたって事前相談が必要となりますので必ず事前に都市計画課へご相談ください。

【対象住宅】

昭和56年5月31日以前に建築された、市内に存する延べ床面積の2分の1以上を現に居住用としている住宅であり、かつ賃貸住宅でない木造住宅

上記以外にも諸条件有

【助成金額】

次に掲げるいずれかに該当する機関等が行った耐震診断に要する費用(税抜)の3分の2以内で10万円が上限

- (1) 一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部に属している建築士事務所
(上記の中には、一部耐震診断を行っていない機関もございますので、ご自身で耐震診断を行っているか、ご確認の上ご依頼ください。)
- (2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所
- (3) 平成24年度以降の東京都地域住宅生産者協議会主催による木造住宅耐震診断講習会の受講者リストに掲載されている市内の事務所

◆ 木造住宅耐震改修等助成制度

問 都市計画課都市計画係 TEL 497-2093

市内の一定の条件を満たす木造住宅で耐震改修または除却を行う方に、工事費用の一部を助成します。助成を受けるにあたって事前相談が必要となりますので必ず事前に都市計画課へご相談ください。

【対象住宅】

昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、木造で延べ床面積の2分の1以上を現に居住用に行っている住宅であり、かつ、賃貸住宅でなく、次に掲げるいずれかに該当する機関等の診断を受けた住宅

- (1) 一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部に属している建築士事務所
(上記の中には、一部耐震診断を行っていない機関もございますので、ご自身で耐震診断を行っているか、ご確認の上ご依頼ください。)
- (2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所
- (3) 平成24年度以降の東京都地域住宅生産者協議会主催による木造住宅耐震診断講習会の受講者リストに掲載されている市内の事務所

上記に該当する住宅であって、診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの

上記以外にも諸条件有

【助成金額】

1. 耐震改修工事(上部構造評点を1.0以上まで向上させる工事)
当該工事に要する費用(税抜)の2分の1以内で100万円を上限とします。
2. 除却工事
当該工事に要する費用(税抜)の2分の1以内で100万円を上限とします。

注:1 助成は助成対象住宅に対して1回限りです。

注:2 当該住宅の改修時または除却時に直接必要でない経費(ブロック塀や残置物の撤去等)は助成対象外です。

◆ 耐震化住宅住み替え促進助成制度

問 都市計画課都市計画係 TEL 497-2093

この事業は、居住する旧耐震基準で建築された木造民間賃貸住宅から耐震基準を満たした民間賃貸住宅に住み替えることで、住環境の改善や居住の安全及び安心を図ることを目的とし、住み替えに要する引っ越し費用の一部を助成します。

転居予定日の1か月前までに申請が必要となります。助成希望の方はお早めに都市計画課へご相談ください。

【対象住宅】

転居前、転居後どちらも清瀬市内の民間賃貸住宅であることが条件

< 転居前の住宅 >

1. 木造民間賃貸住宅昭和56年5月31日以前建築されていること
2. 申請者又は同居者が住宅所有者と賃貸契約を締結し、家賃が発生している民間賃貸住宅

< 転居後の住宅 >

1. 木造民間賃貸住宅であれば平成12年6月1日以降に建築、非木造民間賃貸住宅については、昭和56年6月1日以降に建築されていること

2. 転居前と同様で家賃が発生する民間賃貸住宅であること
- ※ 転居前後どちらも市営住宅、都営住宅及びJKK東京住宅は対象外

上記以外にも諸条件有

【助成対象費用及び助成金額】

- 消費税を含む引っ越し費用
- 助成対象費用の2分の1以内で20万円が上限



市議会

市議会

問 議会事務局庶務調査係 TEL 497-2566

市議会は、市の意思決定機関であり、市の条例や予算を決めるなど重要な役割を果たしています。

議員の定数は20人、任期は4年で、4年ごとの選挙で選ばれます。議会の定例会は3月・6月・9月・12月に開かれ、その他必要がある場合には臨時会が開かれます。

また、議会には、いろいろな問題(議案)を能率的に話し合う(審査する)ために委員会制度が設けられています。

清瀬市議会議員の紹介など、詳しくはホームページをご覧ください。



清瀬市議会
ホームページ

☞ きよせ市議会だより 81ページ

請願・陳情のしかた

問 議会事務局議事係 TEL 497-2567

市政などについて、市議会に直接希望や要望を申し出る制度として請願・陳情があります。請願は議員の紹介(一人以上)を必要としますが、陳情は不要です。請願・陳情の書き方はA4版(縦)に日本語を用い横書きにしてください。

件名、請願(陳情)の趣旨、住所、氏名、提出年月日を記載し、議長あてに文書で提出してください(郵送も受け付けますが、電子メール・ファクシミリなどでの提出は受け付けていませんのでご注意ください)。

本会議・委員会の傍聴

問 議会事務局議事係 TEL 497-2567

議会の活動を知るために、本会議、委員会の傍聴ができます。日程は市報やホームページでお知らせしますので、ぜひお出かけください。

なお、市議会本会議および委員会の傍聴の際には、開会当日、受付で住所、氏名を記入していただくなど手続きが必要です。傍聴の定員は30人です。

選挙

問 選挙管理委員会事務局 TEL 497-2561

選挙

選挙は、憲法によって確立されている政治参加の制度です。市長や市議会議員も私たちが選挙で選ぶ市民の代表です。

選挙権のある方

日本国民で満18歳以上の方。清瀬市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

投票できる方

市内で投票するには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。毎年3・6・9・12月と選挙の行われるときに、満18歳になった方と、市内に転入した方を新たに登録します。この場合、転入届けをした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に登録されていることが必要です。

投票制度

投票制度には、選挙期日に投票に行けない、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけている、海外に住んでいる、などさまざまな状況を考慮して、選挙期日の前にあらかじめ投票することができる仕組みがあります。

詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

期日前投票制度

投票日当日、仕事や旅行などの用事で投票所に行くことができない場合、選挙人名簿に登録されている区市町村の期日前投票所において、前もって投票することができます。ただし、期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書に記入が必要です。

遠隔地に滞在している場合の不在者投票

選挙の期間中、仕事や旅行などで名簿登録地以外の区市町村に滞在している場合、事前に申請手続きをしていただくことにより滞在先の区市町村の選挙管理委員会での不在者投票ができます。

指定病院等に入院している場合の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院・老人ホーム等では、病院等内で不在者投票をすることができます。投票用紙などは病院長等を通じて請求することができます。投票は病院長等の管理する場所で行います。

自宅での不在者投票

郵便等による不在者投票

重度の身体障害などで投票所に行くことが困難な方は、自宅など現在いる場所で投票用紙に記入をして、郵便等による不在者投票をすることができます。希望される方は、あらかじめ選挙管理委員会に申請手続きをし、郵便等投票証明書を取得する必要があります。

▶ 在外選挙制度

外国にいても「在外選挙制度」で、日本の国政選挙（衆議院議員・参議院議員）、最高裁判所裁判官国民審査の投票ができます。

あらかじめ区市町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録する必要があります。

▶ 代理投票・点字投票

代理投票は、手などが不自由で文字を書くことができない方の意思を確認して投票所の係員が代筆して投票する制度のことです。

また投票所には点字投票用の投票用紙や点字器があり、点字投票もできますのでご利用ください。

情報発信と公開

◆ 広報紙(誌)・ホームページなど

▶ 市報きよせ 毎月1日・15日発行

問 シティプロモーション課プロモーション係 **TEL 497-1808**

問 清瀬市シルバー人材センター(配布関係) **TEL 494-0903**

市の計画や財政状況、事業、行事、催し物など市政情報を定期的に市民の皆さまにお知らせするため、広報紙『市報きよせ』を毎月1日と15日に発行し、シルバー人材センターを通じて全戸配布しています。その他にも、市内郵便局や市役所、清瀬けやきホール、各地域市民センター、中央・駅前図書館、郷土博物館など公共施設でも配布しています。

また、市のホームページにも掲載しています。

▶ きよせ市議会だより 5・8・11・2月の15日発行

問 議会事務局庶務調査係 **TEL 497-2566**

年4回開かれる定例会の質疑や議決結果などをお知らせします。年4回発行し、シルバー人材センターを通じて全戸配布しています。また、市のホームページにも掲載しています。

▶ 清瀬市議会映像配信

問 議会事務局議事係 **TEL 497-2567**

議会が行う会議の映像および音声を録画し、インターネット上で公開しています。配信は会議が散会、延会、または閉会した日のおおむね5営業日後から開始され、市のホームページからご覧になれます。

▶ きよせジェンダー平等広報「Ms.スクエア」

4・10月の1日発行

問 男女共同参画センター **TEL 495-7002**

男女共同参画社会の実現を目指して、公募で選ばれた女性編集委員が企画・執筆・編集する広報誌です。年2回発行し、シルバー人材センターを通じて全戸に配布しています。

▶ 「スクエア+」

問 男女共同参画センター **TEL 495-7002**

「Ms.スクエア」に加え、市民の皆さんと一緒に、より気軽に、よりタイムリーにジェンダー平等を考えるためのSNSです。



▶ 教育委員会だより

問 教育企画課企画係 **TEL 497-2537**

市立小・中学校での出来事、生涯学習情報・図書館の案内・催し物など、清瀬市教育委員会の活動をお知らせします。教育委員会のホームページに掲載しています。

▶ 消費生活センターだより「ちえのわ」 年4回発行

問 消費生活センター **TEL 495-6211**

消費生活センターの事業や消費生活相談の事例紹介、消費生活に関する知識などを幅広く掲載しています。年4回発行し、消費生活センターや市内公共施設にて配布しています。また、市のホームページにも掲載しています。

▶ 声のたより(音声版の広報誌)

問 シティプロモーション課プロモーション係 **TEL 497-1808**

目の不自由な方へ、定期的に市政情報を提供するため、『市報きよせ』『more! KIYOSE』『市議会だより』『きよせジェンダー平等広報Ms. スクエア』『消費生活センターだより「ちえのわ」』を発行のたびにCDなどに吹き込み、「声のたより」として郵送でお届けしています。また、図書館でも利用することができる他、市のホームページでも聞くことができます。

無料ですので、ご希望の方は、お気軽にお申し込みください。

▶ 清瀬市ホームページ

問 シティプロモーション課プロモーション係 **TEL 497-1808**

生活に密着した情報や市内の見どころ・公共施設の紹介のほか審議会などの活動報告、さらに電子申請サービスでは、市への各種手続きができます。

URL <https://www.city.kiyose.lg.jp/>

▶ 清瀬市X(旧twitter)(アカウント名はkiyose_tokyo)

問 シティプロモーション課プロモーション係 **TEL 497-1808**

防災情報や市内の生活情報を、パソコンや携帯電話から閲覧できます。フォロー(登録)すると、簡単に情報を閲覧することができます。

URL https://twitter.com/kiyose_tokyo

▶ 清瀬市公式Facebook

問 シティプロモーション課プロモーション係 **TEL 497-1808**

市ホームページ「清瀬市公式Facebookページ」の関連リンクから、清瀬市Facebookページをご覧くださいことができます。

▶ 清瀬市公式Instagram(アカウント名はcity_kiyose)

問 シティプロモーション課プロモーション係 **TEL 497-1808**

イベント情報や清瀬の風景などを、パソコンや携帯電話から閲覧することができます。

▶ 清瀬市公式LINE(アカウント名は清瀬市)

問 シティプロモーション課プロモーション係 **TEL 497-1808**

市からのお知らせ、イベント情報などを発信しています。

▶ シティプロモーションマガジン more! KIYOSE

問 シティプロモーション課プロモーション係 **TEL 497-1808**

問 清瀬市シルバー人材センター(配布関係) **TEL 494-0903**

市報では伝えきれない市政にかかる情報を、市民の皆さまにより深くお知らせするため、シティプロモーションマガジン「more! KIYOSE」を年6回発行し、シルバー人材センターを通じて全戸配布しています。

◆ 情報公開制度と行政資料コーナー

問 総務課文書法制係 TEL 497-2031 FAX 492-2415

▶ 情報公開制度

1. 公文書の開示

市は、清瀬市情報公開条例に基づき、開かれた市政を推進し、市民の知る権利を保障するため、市が保有する公文書(文書、図画等)を公開しています。この公文書の公開には請求手続きが必要です。請求書(請求書は、清瀬市ホームページからダウンロード可)に必要な事項をご記入の上、市役所3階総務課文書法制係に直接持参または郵送してください。また、ファクスでご送付いただくこともできます。その際は、「請求書」の着信確認のため、上記までお問い合わせください。なお、手数料は無料ですが、情報の写しの作成に要した費用や郵送料は、実費負担となります。

2. 自己に係わる個人情報(特定個人情報を含む)の開示

市は、各種行政サービスを提供するなかで、公文書などとして個人に係わる情報を保管・保存しています。これら個人情報のうち、個人情報の保護に関する法律に基づき、自己に係わる個人情報を本人に限って公開しています。個人情報のうち、マイナンバー(個人番号)をその内容に含むものを特定個人情報といい、これについても開示対象となります。この個人情報の開示請求には、運転免許証や個人番号カードなど本人であることを証明する書類が必要です(詳しくはお問い合わせください)。なお、手数料は無料ですが、情報の写しの作成に要した費用や郵送料は、実費負担となります。

▶ 行政資料コーナー

市役所1階の「行政資料コーナー」では、清瀬市が刊行した書籍やパンフレットなど、各種資料を自由に閲覧できます。また、コピーサービス(有料)も行っていますのでお気軽にご利用ください。

◆ オンブズパーソン制度

問 総務課文書法制係 TEL 497-2031 FAX 492-2415

オンブズパーソン制度では、市の制度において市民の皆さまご自身の利害にかかわる苦情を解決するため、民間から選ばれた有識者のオンブズパーソン(2名)が苦情申立てに対し、公正・中立的な立場から調査を実施し、必要があれば市の機関に制度の改善を求める勧告等を行います。

【申立期間】

ご自身の利害にかかわる制度や事業について、原則として不利益等の事実があった日から1年以内

【申立て方法】

苦情申立書(清瀬市ホームページからダウンロード可)に必要な事項をご記入の上、市役所3階総務課文書法制係に直接持参または郵送してください。なお、ファクスでご送付いただくこともできます。その際は、「苦情申立書」の着信確認のため、上記までお問い合わせください。

◆ 市に対するご意見・ご要望

◆ 市長への手紙・ファクス・電子メール

問 シティプロモーション課プロモーション係 TEL 497-1808

市長に直接ご意見やご提案をいただく制度です。お気軽にご利用ください。回答をご希望の方は、住所・氏名・電話番号・メールアドレスなどを必ずご記入ください。回答につきましては、文書・メールなどの方法により3週間を目安にいたします。

▶ 市長への手紙と投かん箱の設置場所

市役所(総合案内・シティプロモーション課)、しあわせ未来センター、清瀬けやきホール、各地域市民センター、郷土博物館、駅前図書館、男女共同参画センター、障害者福祉センター、消費生活センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり

▶ 市長へのファクス

シティプロモーション課に設置されたファクスで、終日受け付けています。

ファクス: 491-8600(ハロー)

▶ 市長への電子メール

専用のアドレスにて、終日受け付けています。

メールアドレス: k.shibuya@city.kiyose.lg.jp

回答を希望される場合は、ご意見・ご要望欄にその旨を明記するほか、住所・氏名・電話番号・メールアドレスを必ず入力してください。入力がない場合は回答を行うことができませんのでご注意ください。

また、ご意見などの内容が下記のような場合も、回答いたしませんのでご了承ください。

- (1) 住所、氏名等の連絡先の記述がなく、差出人へ連絡が取れないもの(住所、氏名等の連絡先が虚偽であることが明白なものも含む)
- (2) 個人又は特定の団体を誹謗中傷するもの
- (3) 市政に関係のないもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 営利を目的とする内容を含むもの
- (6) 市との間で係争中又は異議申立て中のもの
- (7) その他回答することが適当でないと市長が認めるもの

※注意

- 匿名の場合は回答いたしません。
- 市民等に該当しない者からの意見、苦情等については、原則として回答を行いません。ただし、回答が適当と認めるものについてはこの限りではありません。
- 回答までは通常3週間程度で回答しておりますが、内容によってはさらに日数がかかる場合があります。(複数機関との調整が必要な場合、年末年始等の閉庁日など)



各種相談窓口



無料の主な相談窓口

◆ 市民相談(予約制)

問 市民協働課協働係 TEL 497-1803

種類	相談内容	日時	相談員	場所
法律相談	夫婦や家庭内の問題、遺産相続、金銭貸借、各種契約、損害賠償など	毎月第1～4水曜日午後1時～4時30分	弁護士	市民協働 プラザ (アミュー 内)
人権身の上相談	虐待、不当差別、名誉棄損、インターネット上の誹謗中傷、家庭内の問題や日常生活での心配事など	毎月第1水曜日午後1時～3時	人権擁護委員	
土地家屋調査士相談 (境界・測量・登記)	土地の境界、分筆・表題登記、接道	毎月第1木曜日午後1時～3時	土地家屋調査士	
不動産取引相談	土地・建物の売買、賃貸契約など不動産取引	毎月第1木曜日午後1時～3時	宅地建物取引士	
年金・労働相談	年金、社会保険、労働問題	毎月第2水曜日午前9時30分～11時30分	社会保険労務士	
司法書士相談 (登記・相続・遺言)	相続・遺言・贈与等による所有権移転等登記や相続放棄・成年後見手続き	毎月第2水曜日午後1時～3時30分	司法書士	
税務相談	相続税、贈与税、所得税、事業税など	毎月第3水曜日午後1時～4時	税理士	
行政書士相談 (相続・遺言書等の手続)	相続手続き一般、遺言書や許認可申請手続き時の書類作成	毎月第3水曜日午前9時30分～11時30分	行政書士	
行政相談	国や独立行政法人、特殊法人の業務や、国が関わっている都道府県・市区町村などの業務に対する要望や苦情など	毎月第3水曜日午前9時30分～11時30分	行政相談委員	
交通事故相談	示談の進め方、賠償額の算出方法など	毎月第4水曜日午後1時～3時30分	弁護士	

【対象】

市内在住・在勤・在学の方(ご相談の際にはご本人がお越しください)

【相談方法】

相談員との面談方式です(電話・メールによる相談は実施していません)

【予約方法】

相談希望月の前月15日からwebまたは市民協働課窓口または電話にて受け付けます。なお、15日が土・日曜日、祝日の場合には、翌開庁日からの受け付けになります。
※詳しい日程は、毎月『市報きよせ』15日号またはホームページに掲載しています。

※同一種類のご相談は、年度内に3回まで承ります。

※同一種類のご相談は、1か月に1回のみご利用いただけます。

※相談員の指名はできません。

※相談中の録音はご遠慮ください。

※担当した相談員による受任や仲介・あっ旋は一切行いません。

※裁判所において係争中・調停中の事案、弁護士に依頼中の案件は、ご相談をお受けできません。

※当日担当する弁護士が相談案件の相手方と受任契約中、また相談を受けていた場合には、相談をお断りします。

※ご相談内容は外部へは漏らしません。安心してお受けください。

〈 広告 〉

各種相談窓口

Kiyose City
Photo Gallery

- ・遺言・成年後見・遺産承継業務
- ・相続・贈与による不動産の名義変更
- ・債務整理に関する相談
- ・会社等法人設立・役員変更
- ・住宅ローン完済による抵当権抹消
- ・簡易裁判所代理業務・その他裁判関連業務

秋浦司法書士事務所

まずはお気軽にお電話を

☎ 048-424-4120

新座市野寺2-5-13

司法書士 秋浦良子

出張相談承ります

遺言作成 相続手続
各種登記 法律相談

お気軽にご相談ください

相続手続き何から始めればいいのか？
家族のために遺言書を作成したい

須田司法書士行政書士事務所

出張無料でおうかがいします。
秘密厳守で対応いたします。

☎ 042-458-1205

清瀬市下清戸1-355-12

◆ 教育相談

問 清瀬市教育相談室 TEL 493-3526

教育上の問題や、いじめ・不登校等の問題について、来室(予約制)・電話で相談に応じます。

【日時】

毎週火曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時～正午、午後1時～5時

【場所】

清瀬市しあわせ未来センター2階
電話相談および予約 TEL 493-3526

◆ アイレック相談

問 男女共同参画センター TEL 495-7002

女性のさまざまな悩みについて、女性の立場にたって相談に応じます。電話での相談も可能です。

日時等詳細は市報またはホームページをご覧ください。

▶ 女性の悩み相談

▶ しごと相談(キャリアカウンセラー)

▶ 法律相談(弁護士)

【場所】

男女共同参画センター相談室(市民協働プラザ4階)いずれも予約優先。祝日・年末年始を除く。保育付(予約制)

【問い合わせ・予約】TEL 495-7002



◆ 消費生活相談

問 消費生活センター 相談専用 TEL 495-6212

専門の相談員が消費生活に関する契約トラブルや商品・サービスについての相談をお受けします。清瀬市に在住・在勤・在学の個人の方がご利用になれます。相談はすべて無料です。一人でお悩みにならずに、気軽にご相談ください。

【相談時間】

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)午前10時～正午、午後1時～午後4時まで

【場所】消費生活センター(市民協働プラザ5階)

【相談専用電話】TEL 495-6212

◆ 母子・父子・女性相談

問 生活福祉課生活福祉係 TEL 492-5111(代表)

生活一般・家族問題や女性のさまざまな悩みについて相談に応じます。

【日時】

月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時

【場所】

市役所

◆ 成年後見制度の相談

問 きよせ権利擁護センターあいねっと TEL 495-5573

成年後見制度や手続き方法などについての相談に応じます。

📖 きよせ権利擁護センター(あいねっと) 59ページ

◆ 防犯(犯罪被害者支援なども含む)相談

問 防災防犯課防災防犯係 TEL 497-1848

防犯・犯罪被害者支援などについて警察と連携して相談に応じます。

【日時】

毎週月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時

【場所】

市役所(電話での相談も可)

◆ その他、主な相談窓口

📖 高齢者に関する相談 49ページ

📖 障害・福祉に関する相談 53ページ

📖 生活の困りごとに関する相談 58ページ

📖 子どもに関する相談 61ページ



キヨセ
ケヤキロード
ギャラリー
作品



土谷 武
「四本の木」



大成 浩
「風の標識No.31」



小田 襄
「惑星」



吾妻 兼治郎
「水滴」



テレホンガイド



市役所・都庁

名称	所在地	電話番号
清瀬市役所	中里5-842	492-5111
東京都庁	新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111

市民センター等

名称		所在地	電話番号
清瀬けやきホール		元町1-6-6	493-4011
松山 地域市民センター		松山2-6-25	491-5153
野塩 地域市民センター		野塩1-322-2	493-4014
下宿 地域市民センター		下宿2-524-1	493-4033
中里 地域市民センター		中里4-1301	494-7511
竹丘 地域市民センター		竹丘1-11-1	495-1717
中清戸 地域市民センター		中清戸4-847-5	494-7211
市民協働 プラザ	生涯学習センター (アミューホール含む)	元町1-2-11 アミュービル内	495-7001
	男女共同参画センター	元町1-2-11 アミュービル内	495-7002
	消費生活センター	元町1-2-11 アミュービル内	495-6211
きよせボランティア ・市民活動センター		上清戸2-6-10	491-9027
竹丘集会所		竹丘3-10-31	495-1717 (竹丘地域市民セ ンターで受付)
松山多世代交流施設		松山3-13-14	495-1717 (竹丘地域市民セ ンターで受付)
野塩多世代交流施設		野塩2-476	090-8115-4945
児童センター (ころぼっくるセンター)		中清戸3-235-5	495-7700
中央児童館		児童センター ころぼっくるセンター 内	495-7700
野塩児童館		野塩地域市民センター 内	070-2467-8585
下宿児童館		下宿地域市民センター 内	070-2467-8599
子ども家庭支援センター		中里5-842 しあわせ未来センター内	495-7701
教育支援センター 〈フレンドルーム〉		中里5-842	493-0690
教育相談室		しあわせ未来センター2階	493-3526
コミュニティプラザ ひまわり		下清戸1-212-4	495-5100

保健・医療

名称	所在地	電話番号
しあわせ未来センター	中里5-842	492-5111
東京都多摩小平保健所	小平市花小金井1-31-24	450-3111
小平児童相談所	小平市花小金井1-31-24	467-3711
公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	461-0052

市民体育館・郷土博物館等

名称	所在地	電話番号
郷土博物館	上清戸2-6-41	493-8585
旧森田家 (郷土博物館で受付)	下宿2-524-1	493-8585 (郷土博物館で受付)
市民体育館	下宿2-524-1	493-4033 (下宿地域市民センターで受付)
多摩六都科学館	西東京市芝久保町5-10-64	469-6100

図書館

名称	所在地	電話番号
駅前図書館	元町1-4-5(クレア4階)	492-8751

福祉施設

名称	所在地	電話番号
清瀬市社会福祉協議会	コミュニティプラザひまわり内	495-5333
きよせ権利擁護センター	コミュニティプラザひまわり内	495-5573
きよせ社協地域包括支援センター	コミュニティプラザひまわり内	495-5516
きよせボランティア・市民活動センター	上清戸2-6-10	491-9027
清瀬市障害者福祉センター	上清戸1-16-62	495-5511
清瀬市社会福祉協議会相談支援事業所(障害者福祉センター内)	上清戸1-16-62	495-5513
清瀬市地域生活支援センターどんぐり相談支援事業所	元町1-13-24	495-5110
きよせ信愛地域包括支援センター	梅園2-3-15 (特別養護老人ホーム信愛の園内)	492-1850
きよせ清雅地域包括支援センター	中里5-91-2 (特別養護老人ホーム清雅苑内)	495-1370
清瀬市地域包括支援センター	中里5-842	497-2082
障害者就労支援センターワークル・きよせ	上清戸1-16-62	495-0010
子どもの発達支援・交流センターとことこ	竹丘1-15-8	495-3030
公益社団法人清瀬市シルバー人材センター	松山3-13-16	494-0903
公益社団法人清瀬市シルバー人材センターリサイクル作業所	松山3-13-16	494-1918

その他関係施設

名称	所在地	電話番号
清瀬都市開発(株)	元町1-9-14	495-3300

ごみ処理場等

名称	所在地	電話番号
東京都下水道局 清瀬水再生センター	下宿3-1375	494-1451
柳泉園組合 (し尿・ごみ処理場)	東久留米市下里 4-3-10	470-1555

警察・消防

名称	所在地	電話番号
東村山警察署	東村山市本町1-1-3	393-0110
清瀬駅前交番	元町1-2-4	(東村山警察署経由)
秋津駅前交番	野塩5-298-2	(東村山警察署経由)
旭が丘交番	旭が丘2-1-6	(東村山警察署経由)
梅園駐在所	梅園1-1-1	(東村山警察署経由)
竹丘駐在所	竹丘1-11-65	(東村山警察署経由)
中清戸駐在所	中清戸1-533-2	(東村山警察署経由)
下清戸駐在所	下清戸1-269-2	(東村山警察署経由)
中里駐在所	中里3-981	(東村山警察署経由)
清瀬消防署	中清戸2-850-1	491-0119
清瀬消防署 竹丘出張所	竹丘2-7-6	492-0119

税務関係

名称	所在地	電話番号
東村山税務署	東村山市本町1-20-22	394-6811
立川都税事務所	立川市錦町4-6-3	523-3171
小平都税支所	小平市花小金井 1-6-20	464-0070
多摩自動車検査 登録事務所	国立市北3-30-3	050-5540-2033
軽自動車検査協会 多摩支所	府中市朝日町3-16-22	050-3816-3104

郵便

名称	所在地	電話番号
清瀬郵便局	元町2-28-12	0570-943-584
清瀬松山郵便局	松山3-1-27	492-6275
清瀬野塩郵便局	野塩1-194-3	492-6276
清瀬旭が丘郵便局	旭が丘2-5-1	492-6277
清瀬中里郵便局	中里4-825	493-2730
清瀬中清戸郵便局	中清戸5-83-278	492-1233
清瀬駅前郵便局	松山1-4-2	495-0080

商工会・農協・観光協会

名称	所在地	電話番号
清瀬商工会	元町1-2-11 (アミュービル5階)	491-6648
東京みらい農業協同 組合清瀬支店	中里3-892-7	491-3511
清瀬市観光協会	中里5-842 清瀬市役所2階	497-1842

交通

名称	所在地	電話番号
西武鉄道清瀬駅	元町1-2-4	491-0019
西武鉄道秋津駅	東村山市秋津町5-7-8	391-1067
JR新秋津駅	東村山市秋津町 5-25-50	050-2016-1600 (JR東日本テレフォ ンセンター経由)
西武バス新座営業所	新座市本多1-12-10	048-481-2525
西武ハイヤー	埼玉県所沢市久米 546-1	0570-05-8180 (多摩地区)
東都自動車交通 清瀬営業所	下清戸2-600-1	491-0117

その他

名称	所在地	電話番号
武蔵野公証役場	武蔵野市吉祥寺 本町2-5-11 松栄ビル4F	0422-22-6606
東京電力 カスタマーセンター		0120-995-662
東京ガスお客様センター		03-3344-9100 ナビダイヤル 0570-002211
東京都水道局多摩お客様センター		ナビダイヤル 0570-091-100 (ナビダイヤル をご利用でき ない場合548- 5110)
東京法務局田無出張所	西東京市田無町4-16-24	461-1130
清瀬・ハローワーク 就職情報室	元町1-2-11 (アミュービル5階)	494-8609
ハローワーク三鷹	三鷹市下連雀4-15-18	0422-47-8609

学校・保育園・幼稚園

名称	所在地	電話番号
清瀬小学校	中里5-741	493-4311
芝山小学校	元町2-16-8	493-4312
第三小学校	竹丘1-15-4	493-4313
第四小学校	中里2-1471	493-4314
第六小学校	梅園2-9-45	493-4316
第七小学校	松山3-1-92	493-4317
第八小学校	中清戸4-1070	493-4318
第十小学校	中清戸1-454-14	493-4310
清明小学校	旭が丘2-8-1	493-4315
清瀬中学校	中里5-624	493-6311
第二中学校	梅園2-9-15	493-6312
第三中学校	旭が丘1-262	493-6313
第四中学校	野塩3-2-3	493-6314
第五中学校	中清戸3-258-1	492-6315
都立清瀬高校	松山3-1-56	492-3500
都立清瀬特別支援学校	松山3-1-97	494-0511
(私立) 東星学園 小・中・高校	梅園3-14-47	493-3201
日本社会事業大学	竹丘3-1-30	496-3000
明治薬科大学	野塩2-522-1	495-8611
国立看護大学校	梅園1-2-1	495-2211
第1保育園	松山3-1-73	491-0152
第3保育園	旭が丘3-755-1	492-5600
第7保育園 ※令和7年度末閉園	竹丘1-15-11	492-4616
(私立) 清瀬駅前保育園	元町1-9-15	492-7400
(私立) 清瀬上宮保育園	竹丘3-8-1	492-4015
(私立) のしお保育園	野塩5-249	493-4550
(私立) 中清戸保育園	下清戸1-21-3	494-1772
(私立) すみれ保育園	中里3-1731-8	493-0509
(私立) すみれ保育園分園	松山2-2-15	495-4145
(私立) きよせ保育園	上清戸2-5-40	491-1301
(私立) きよせ保育園 (分園)	上清戸2-6-6	497-3047
(私立) せせらぎ保育園	中里1-1704	497-9777
(私立) 清瀬どろんこ保育園	松山3-1-24	494-8166
(私立) のしお一丁目保育園	野塩1-322-1	492-1411
(私立) メリーポピンズ 清瀬ルーム	松山1-40-2	497-1692
(私立) 中里どろんこ保育園	中里6-23-1	497-8718
(私立) メリーポピンズ 松山ルーム	松山1-40-24	497-2181

名称	所在地	電話番号
(小規模保育所) ピッコロルーム	元町2-18-10 1F	497-1234
(小規模保育所) ゆりかご ファーストスクール	元町1-8-35 アマルフィー2F	496-0330
(小規模保育所) ちやいど保育園	上清戸2-5-36	496-7788
(小規模保育所) あいあい ちびっこルーム	竹丘3-2-61	497-2308
(小規模保育所) ちあふるガーデン	中里1-1707-4	497-1237
なかよし保育園	竹丘3-1-1 東京病院内	491-3114
梅園 第1・第2・第3 学童クラブ	梅園2-9-38	492-5606
清明小 第1・第2学童クラブ	旭が丘2-8-1	492-5602
四小学童クラブ	中里2-1471	492-3955
八小 第1・第2学童クラブ	中清戸4-1070	492-5535
竹丘 第1・第2学童クラブ	竹丘1-15-11	492-6767
中清戸 第1・第2学童クラブ	中清戸1-556-1	493-3940
芝山小 第1・第2学童クラブ	元町2-16-8	494-0878
清瀬小学童クラブ	中里5-741	493-5408
三小 第1・第2学童クラブ	竹丘1-15-4	492-5622
十小学童クラブ	中清戸1-454-14	493-4350
(私立) きよせ幼稚園	上清戸2-5-43	492-5213
(私立) 清瀬ゆりかご幼稚園	中里5-561	491-1824
(私立) 清瀬ひかり幼稚園 認定こども園ひかり	旭が丘2-5-3	491-2218
(私立) 清瀬しらうめ幼稚園	野塩1-340	491-3197
(私立) 清瀬富士見幼稚園	中里4-1158-5	491-7603
(私立) 清瀬たから幼稚園	下清戸5-791-14	492-2222